

平成25年第1回小山町議会3月定例会会議録

平成25年2月22日(第1日)

召集の場所

小山町役場議場

開 会

午前10時00分 宣告

出席議員

1番	阿部 司君	3番	池谷 弘君
4番	高畑 博行君	5番	桜井 光一君
6番	渡辺 悦郎君	7番	米山 千晴君
8番	湯山 鉄夫君	9番	梶 繁美君
10番	池谷 洋子君	11番	込山 恒広君
12番	鷹嶋 邦彦君	13番	真田 勝君

欠席議員

なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	土村 暁文君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	小野 巖君
経 済 建 設 部 長	後藤 栄一君	住 民 福 祉 部 長	土屋 礼二君
教 育 部 長	高橋 忠幸君	危 機 管 理 監	新井 昇君
会 計 管 理 者	鈴木 哲夫君	政 策 秘 書 課 長	室伏 博行君
企 画 財 政 課 長	羽佐田 武君	総 務 課 長	小野 学君
税 務 課 長	湯山 正敏君	健 康 福 祉 課 長	秋月 千宏君
住 民 課 長	高橋 裕司君	地 域 防 災 課 長	池田 馨君
建 設 課 長	小野 克俊君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商 工 観 光 課 長	池谷 精市君	都 市 整 備 課 長	湯山 博一君
上 下 水 道 課 長	池谷 和則君	こ だ も 育 成 課 長	相原 浩君
生 涯 学 習 課 長	土屋 和彦君	総 務 課 副 参 事	鈴木 辰弥君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 田代 順泰君

会議録署名議員

3番 池谷 弘君 4番 高畑 博行君

散 会

午後2時13分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 発議第1号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件等に関する条例の制定について
- 日程第5 発議第2号 小山町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について
- 日程第6 発議第3号 小山町議会委員会条例及び小山町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 発議第4号 小山町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第8 議案第1号 駿豆学園管理組合理約の一部を変更する規約について
- 日程第9 議案第2号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第10 議案第3号 平成24年度小山町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第11 議案第4号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第5号 平成24年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第6号 平成24年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第7号 平成24年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第8号 工事請負契約（変更）の締結について
「平成24年度東富士演習場関連公共用施設整備事業 須走排水路整備工事」
- 日程第16 議案第9号 町有財産の無償貸与について
- 日程第17 議案第10号 土地の取得について
- 日程第18 議案第11号 町道路線の廃止について
- 日程第19 議案第12号 町道路線の認定について
- 日程第20 議案第13号 小山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第14号 小山町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第22 議案第15号 小山町環境基本条例の制定について
- 日程第23 議案第16号 小山町観光振興条例の制定について
- 日程第24 議案第17号 小山町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 日程第25 議案第18号 小山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について

- 日程第26 議案第19号 小山町副町長定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第20号 小山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第21号 小山町障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第22号 小山町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第23号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 選挙第24号 小山町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第25号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第26号 平成25年度小山町一般会計予算
- 日程第34 議案第27号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第35 議案第28号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第36 議案第29号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第37 議案第30号 平成25年度小山町下水道事業特別会計予算
- 日程第38 議案第31号 平成25年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第39 議案第32号 平成25年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第40 議案第33号 平成25年度小山町水道事業会計予算

(追加日程)

- 追加日程第1 発議第5号 自衛隊の定員充足を求める意見書

○議長（真田 勝君） 本日は御苦労さまです。

議

事

午前10時00分 開会

○議長（真田 勝君） ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから平成25年第1回小山町議会3月定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりですから、朗読を省略いたします。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。

概要につきましては、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（真田 勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 池谷 弘君、4番 高畑 博行君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（真田 勝君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの22日間にしたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月15日までの22日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付しておりますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

御報告の件があります。ただいま、町長及び議会から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（真田 勝君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました議案第1号から議案第25号までの25議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 平成25年第1回小山町議会3月定例会を開催するに当たり、議員の皆様

は、御出席をいただきありがとうございます。

今回、提案いたしました議案は、規約の変更2件、平成24年度補正予算5件、工事請負契約変更の締結1件、町有財産の無償貸与1件、土地の取得1件、町道路線の廃止及び認定2件、条例の制定6件、改正7件、平成25年度当初予算8件の合計33件であります。

はじめに、議案第1号 駿豆学園管理組合規約の一部を変更する規約についてであります。

本案は、組合の共同処理する事務の根拠法令である障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、地方自治法第290条の規定に基づき規約の変更を行うものであります。

次に、議案第2号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてであります。

本組合は、県内の8市、12町、37組合で組織されており、構成団体の常勤職員に対する職員手当の支給事務、非常勤職員の公務災害や通勤災害に対する認定及び補償事務を共同処理している組合であります。

今回の規約の変更は、松崎町と西伊豆町で組織しておりました西伊豆広域消防組合が解散することとなり、本年3月31日をもって本組合から脱退することに伴い、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号 平成24年度小山町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

決算見込額を把握し、これに伴う予算の整理をするもので、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ4,352万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を84億5,916万8,000円とするものであります。

また、合わせて継続費、繰越明許費及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第4号から議案第7号までにつきましても、決算見込額を把握し、これに予算の整理に伴う4つの特別会計の補正予算であります。

はじめに、議案第4号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ5,786万3,000円を減額し、歳入歳出総額を19億6,973万3,000円とするものであります。

次に、議案第5号 平成24年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ230万円を追加し、歳入歳出総額を1億7,697万6,000円とするものであります。

次に、議案第6号 平成24年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ333万7,000円を減額し、歳入歳出総額を15億4,007万円とするものであります。

次に、議案第7号 平成24年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入は400万円を追加するとともに、収益的支出においては827万1,000円を追加し、資本的支出において2,459万8,000円を減額するものであります。

次に、議案第8号 工事請負契約（変更）の締結について「平成24年度東富士演習場関連公共施設整備事業 須走排水路整備工事」であります。

本案は、平成24年第4回8月臨時会で議決をいただいておりますが、設計変更に伴い変更契約が必要となりましたので、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第9号 町有財産の無償貸与についてであります。

本案は、足柄地区町有診療所施設を渡部浩栄氏に無償貸与するもので、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第10号 土地の取得についてであります。

今回取得します土地は、新東名高速道路北側側道として建設を予定しております町道3975号線の道路用地で、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第11号 町道路線の廃止について及び議案第12号 町道路線の認定についてであります。

今回、対象となる路線は、県道山中湖小山線道路改良工事に伴い、藤曲地区の交差点部分に変更が生じたため再編成する1路線、須走地内において民間企業の開発計画により再編成する1路線、下古城地区の県営経営体育成基盤整備事業の工事完了に伴い25路線を廃止し、新たに再編する20路線、中島インターチェンジ改良工事により新設する3路線について議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第13号 小山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてであります。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法及び関係法令が公布されたことにより、これまで介護保険法等に定められていた基準等を市町村の条例で定めることとなったため、制定するものであります。

次に、議案第14号 小山町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてであります。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布されたことに伴い、町の対策本部の設置等について新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第15号 小山町環境基本条例の制定についてであります。

本案は、町の自然環境を保全し、将来次世代に引き継ぐとともに、有効に活用した空間を創造していくため、環境基本法等の定めるところにより、施策の骨子や方向性を定める必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第16号 小山町観光振興条例の制定についてであります。

本案は、町の豊富な自然や物産を活用して観光の振興を積極的に取り組んでいく必要があり、行政や観光関係者だけでなく町民全体が主役となる観光の推進を目指すため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第17号 小山町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてであります。

本案は、地域主権一括法の公布に伴い、道路法等が改正されたことにより、国が定めていた道路の構造の技術的基準を条例に規定することとなったため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第18号 小山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、駿河小山駅前駐車場の管理運営について、地方自治法の規定に基づき、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第19号 小山町副町長定数条例の一部を改正する条例についてであります。

現在、町では第4次小山町総合計画の4つの基本目標による実施計画と、政策提言である3つの挑戦と10の戦略に基づき、各種事業を推進しております。

本町の平成25年度当初予算は、私の宣言である「金太郎のような元気なまち」を目指し、一般会計において町税の減収、社会保障経費などの義務的経費の増加等、厳しい財政状況が続く中ではありますが、普通建設事業費では、平成32年度開通予定である新東名高速道路関連の町道整備事業をはじめ、きたごう保育園建設事業、光ファイバ網整備事業及びデジタル行政無線機整備事業などの大型事業や、静岡県が進める内陸フロンティアを拓く取り組み事業や、富士山世界文化遺産登録関連事業など、時代の流れに合った施策を計画的に立案・実施していかなければなりません。

しかし、一方では第8次行革大綱に基づき、限られた財源の中で、新たな行政課題や社会情勢の変化に的確に対応していくため、事務事業について絶えず見直しを行い、必要性、緊急性の低い事業の縮小・廃止を進め、コスト意識を徹底する中で、最小の経費で最大の行政効果を上げるため、事務事業の重点化及び整理合理化を進めなければならないものと考えております。

今回、副町長の定数条例の一部を改正する条例を上程しましたのは、これまでの副町長を統括担当副町長とし、新たに増員する副町長は、総合計画実施計画に基づく各種事業の積極的な推進と、第8次行政改革大綱に基づく事務事業の重点化、合理化を両立し、重要施策の決定について、スピード感と実行力を持ち、迅速に対応するために、財政・行政改革担当として1人増員し、副町長を2人体制とする改正を行うものであります。

次に、議案第20号 小山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、町内公共施設の施設使用料について、先の平成24年12月議会において議決をいただき

ました小山町立学校等使用条例等の内、パークゴルフ場の使用料について条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第21号 小山町障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、障害者自立支援法の一部が改正されたことにより、条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第22号 小山町都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地域主権一括法の公布に伴い、都市公園法が改正されたことにより、都市公園の設置基準及び公園内に設ける公園施設の基準を規定するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第23号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地域主権一括法の公布に伴い、公営住宅法が改正されたことにより、公営住宅の入居基準及び整備基準を規定するために、条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第24号 小山町下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地域主権一括法の公布に伴い、下水道法が改正されたことにより、公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準について地方公共団体の条例で定めることと規定されたため、条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第25号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布されたことにより、条例の一部改正を行うものであります。

以上、議案第1号から議案第25号までの提案説明であります。

なお、議案第2号及び議案第19号を除く議案につきましては、関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

日程第4 発議第1号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件等に関する条例の制定について

日程第5 発議第2号 小山町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について

日程第6 発議第3号 小山町議会委員会条例及び小山町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 発議第4号 小山町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（真田 勝君） 日程第4 発議第1号から日程第7 発議第4号までの議案4件を一括議題とします。

発議4件は、所定の賛成者がありますので、成立しております。

提出者の説明を求めます。9番 梶 繁美君。

○9番(梶 繁美君) 提出者の9番 梶 繁美でございます。

ただいまから、発議第1号から発議第4号までの4議案について説明をいたします。

平成24年12月定例会において、議会改革調査特別委員会の中間報告をしておりますが、平成24年3月に設置されました小山町議会改革調査特別委員会で議会の活性化について検討し、早期に実施すべきとした事項に係る関係、平成24年法律第72号 地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布されたことに伴う関係及び文言整理のため、制定及び一部改正するものです。

私以下、賛成者、池谷 弘、桜井光一、米山千晴、鷹嶋邦彦の5人をもちまして提案するものでございます。

発議第1号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件等に関する条例は、議会議決事件として町の基本構想及び基本計画の制定、変更等を規定し、議会報告案件として実施計画、パブリックコメント案件等を規定するものが主なものであり、平成25年4月1日を施行日とするものでございます。

発議第2号 小山町議会政務活動費の交付に関する条例は、従前の費用弁償を見直し、経費を削減し、政務活動費の交付について規定するものであり、平成25年4月1日を施行日とするものでございます。

発議第3号 小山町議会委員会条例及び小山町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例は、委員会条例については、議会運営委員会の定数を6人以内に改めるとともに、地方自治法の規定が削除された委員会に関する規定を定めるものが主なものであり、証人等の実費弁償に関する条例は、参考人等の実費弁償の規定を定めるものが主なものであり、平成25年3月1日を施行日とするものであります。

発議第4号 小山町議会会議規則の一部を改正する規則は、参考人、公聴会、執行機関の長等の反問権、発言の通告、全員協議会の位置付けに関する規定を定めるものが主なものであり、平成25年4月1日を施行日とするものであります。

なお、本4議案につきましては、議会運営委員会及び議会全員協議会において、審議、報告及び了承を得ていることを申し添えます。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 以上で提出者の説明は終了しました。

お諮りします。本発議4件は、議会改革調査特別委員会及び全員協議会において審議、了承を得っておりますので、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、本発議4件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

それでは、これから順次、採決を行います。

日程第4 発議第1号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件等に関する条例の制定についてを議題とします。

これから採決します。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第2号 小山町議会政務活動費の交付に関する条例の制定についてを議題とします。

これから採決します。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 発議第3号 小山町議会委員会条例及び小山町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから採決します。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 発議第4号 小山町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

これから採決します。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第1号 駿豆学園管理組合理約の一部を変更する規約について

○議長（真田 勝君） 日程第8 議案第1号 駿豆学園管理組合理約の一部を変更する規約についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長（土屋礼二君） 議案第1号 駿豆学園管理組合理約の一部を変更する規約についてであります。

本組合は、障害者自立支援法に規定する障害者支援施設駿豆学園に関する事務を共同処理する

ため、県東部地域の5市4町をもって組織し、運営に当たっております。

今回の規約の変更は、平成24年6月27日に公布された地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、共同処理する事務の根拠法令である障害者自立支援法の一部が改正されたことにより、規約の一部を改正するものであります。

第1条は、法律の名称が変更になることにより、規約第3条第1号中の「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものであり、平成25年4月1日から適用されるものであります。

第2条は、法律の条文の項番号が変更になることにより、規約第3条第1号中の「第5条第12項」を「第5条第11項」に改め、平成26年4月1日から適用されるものであり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、本施設の定員は50名で、現在、定員と同数の50名が入所しており、その内、小山町からは2名の方が入所し、生活をしております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

○議長（真田 勝君） 日程第9 議案第2号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号 平成24年度小山町一般会計補正予算(第8号)

○議長(真田 勝君) 日程第10 議案第3号 平成24年度小山町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長(小野 巖君) 議案第3号 平成24年度小山町一般会計補正予算(第8号)についてであります。

今回の補正は、今年度、最終の補正予算となる見込みから、全体的には今年度事業の執行見込み等を精査した結果、補正するものが増えております。

それでは、最初に6ページの継続費の補正についてであります。

まず、デジタル行政無線機整備事業は、防衛省の交付決定額に合わせて、総額及び年割額を減額するものであります。

次に、須走小学校屋内体育施設建設事業は、今年度の執行見込額に合わせて、総額及び年割額を減額するものであります。

次に、7ページの繰越明許費の補正であります、追加の8事業であります。

まず、総務費、総務管理費の小山町有林整備事業(生土山)委託業務は、現場に向かう林道が台風の影響による路面洗掘等の被害に遭い、年度内に事業の完了が見込めないため、繰り越しするものであります。

次に、農林水産業費、林業費の演習場内土砂流出防止事業は、一般社団法人須走彰徳山林会様から寄附をいただき、須走地先の林道籠坂線に土砂が流出するのを防ぐ事業を行うもので、年度内に事業の完了が見込めないため、繰り越しするものであります。

次に、土木費、道路橋梁費の新東名側道整備事業は、ネクスコ中日本と協調し道路敷地購入を進めているところですが、地権者との交渉に時間を要し、今年度中に事業が完了しないため、繰り越しをするものであります。

同じく河川費の須走排水路整備事業においては、現地での地形や土質への対応に仮設道路の変更が生じたことや、積雪により年度内の事業の完了が見込めないため、繰り越しをするものであります。

同じく計画調査費、大胡田用沢線側量設計委託業務は、地権者等から現地立ち入りの許可を得るのに不測の日数を要したことから、年度内に事業が完了しないため、繰り越しをするものであります。

次に、災害復旧費、農林水産施設災害復旧費の農地災害復旧事業及び農業用施設災害復旧事業は、県に委託している補助災害復旧事業及び町単独災害復旧事業において、県土木が施工する須川災害関連事業の進捗状況に起因して、今年度中に事業が完了できないため、繰り越しをするものであります。

次に、災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業は、今年度の2号補正において、4月30日から5月3日の豪雨被害による精進川の災害復旧事業を議決していただきましたが、積雪により年度内に事業が完了できないため、繰り越しをするものであります。

次に、8ページの地方債の補正であります。

本年度の起債対象事業について、本年度の予算執行見込み及び内容を精査し、借入限度額を変更するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

10ページをお開きください。1款1項2目町民税法人を2,300万円減額しますのは、町内企業の業績が当初の見込みより伸びないことにより減額するものであります。

次に、同じく2項1目固定資産税を4,400万円増額しますのは、償却資産において設備投資が当初見込みより多くなっていることにより増額するものであります。

次に、6款1項1目地方消費税交付金を1,000万円減額しますのは、今までの収入状況及び静岡県が予想した収入見込みから減額をするものであります。

次に、11ページの11款1項1目地方交付税を3,000万円増額しますのは、特別交付税において、今年度の台風等による災害復旧に対して交付の増額が見込まれるものであります。

次に、13款1項1目農林水産業費分担金を1,537万5,000円増額しますのは、国の緊急経済対策の補正予算による、中山間地域総合整備事業に対する分担金を増額するものであります。

次に、14ページの15款2項6目災害復旧費国庫補助金を1,276万6,000円増額しますのは、平成22年発生災害による農地農業用施設災害の国庫補助金について、決算見込み額に合わせて増額するものであります。

次に、同じく7目特定防衛施設周辺整備調整交付金を1,529万円増額しますのは、今年度分の交付額が確定したことにより増額するものであります。

次に、16ページの16款2項11目商工費県補助金を250万円増額しますのは、新東名仮称小山PA周辺の開発可能性調査業務に対して補助される工業用地開発可能性基本調査費補助金であります。

次に、17ページの17款2項1目不動産売却収入を2,557万7,000円増額しますのは、駿河幼稚園跡地の売却1,153万円と、株式会社ジーシーに払い下げを行った1,171万5,000円を増額するものが主なものであります。

次に、18ページの18款1項9目農林水産業費寄附金を908万8,000円増額しますのは、先に繰越明許費の補正で説明しましたが、演習場内土砂流出防止事業に対し、一般社団法人須走彰徳山林会様からいただく寄附金であります。

次に、19款2項2目教育施設準備基金繰入金を1,376万3,000円減額しますのは、先ほど継続費の補正でも説明しましたが、須走小学校屋内体育施設建設事業の今年度の執行見込みに合わせて繰入額を減額するものであります。

次に、19ページにかけまして、同じく3目東富士演習場特定事業基金繰入金を5,000万円減額しますのは、今年度の特定事業への充当額を減額するものであります。

次に、21款6項1目雑入を941万3,000円減額しますのは、テレビ寺子屋等の無料公演が多かったことにより、文化会館自主事業収入を500万円減額するもの、静岡県・浙江省有効提携30周年記念のイベントや訪中が中止になったことにより、県市町村振興協会交付金を400万円減額するもの、道の駅「すばしり」の売り上げが当初見込みより減少見込みのため、道の駅観光交流センター施設利用料を600万円減額するものが主なものであります。

次に、20ページの22款1項1目民生債を1,710万円減額しますのは、きたごう保育園改築事業の執行見込みに合わせて減額するものであります。

次に、同じく2目農林水産業債を2,060万円増額しますのは、先ほど13款分担金でも説明しました、国の補正予算措置による中山間地域総合整備事業と経営体育成基盤整備事業に対して借り入れるものであります。

次に、歳出予算の主なものについて、22ページから御説明申し上げます。

まず、2款1項1目一般管理費のうち説明欄(6)町制100周年記念事業費を240万円増額しますのは、3月に実施予定の新井 満講演会等の事業のため、増額するものであります。

次に、同じく4目財産管理費のうち説明欄(3)基金管理費を1,309万円増額しますのは、先ほど歳入でも説明しましたが、特定防衛施設周辺整備調整交付金1,529万円を基金に積み立てするものが主なものであります。

次に、26ページの2款7項1目企画渉外総務費のうち説明欄(5)企業立地振興費を720万円増額しますのは、歳入のところでも説明しましたが、県の補助金を活用して、新東名仮称小山PA周辺の開発可能性を調査する委託料520万円が主なものであります。

次に、28ページの3款2項1目老人福祉総務費のうち説明欄(4)老人保護措置費を372万9,000円増額しますのは、老人措置費の単価及び加算対象者の変更に伴う増額であります。

次に、29ページの3款3項1目児童福祉総務費のうち説明欄(5)児童発達支援事業費を337万2,000円減額しますのは、障害児通園事業の利用実績見込みから減額するものであります。

次に、30ページの同じく3目保育園費のうち説明欄(5)きたごう保育園改築事業費を2,000万円減額しますのは、園舎敷地造成工事の決算見込み額に合わせて減額するものであります。

次に、34ページの5款1項8目中山間地域総合整備事業費のうち説明欄(2)中山間地域総合

整備事業費を3,400万円増額しますのは、歳入でも説明しましたが、国の緊急経済対策の補正予算によって措置された事業に対する負担金であります。

同じく9目経営体育成基盤整備事業費のうち説明欄(2)経営体育成基盤整備事業費を300万円増額しますのも、国の緊急経済対策の補正予算によって措置された事業に対する負担金であります。

次に、35ページにかけまして同じく2項3目治山事業費のうち説明欄(4)町単独治山事業費を908万8,000円増額しますのは、先ほど繰越明許費の補正でも説明しましたが、一般社団法人須走彰徳山林会様から寄附をいただき、須走地先の林道籠坂線に土砂が流出するのを防ぐ事業を行うものであります。

次に、38ページの7款4項2目都市計画費のうち説明欄(3)都市計画マスタープラン策定事業費を366万円減額しますのは、本年度から都市計画マスタープランの策定を計画していましたが、来年度から先延ばししたことによる委託料350万円の減額が主なものであります。

次に、39ページの7款4項5目下水道整備費のうち説明欄(2)下水道事業特別会計繰出金を385万円増額しますのは、下水道事業会計におきまして、収入の下水道使用料が減額すること及び光熱水費の増額に伴い、その調整分として繰出金を増額するものであります。

次に、40ページの7款5項2目建築指導費のうち説明欄(2)建築指導費を1,000万円減額しますのは、今年度から実施しております定住促進事業助成金を今後の執行見込額に合わせて減額するものであります。

次に、41ページにかけまして8款1項2目非常備消防費のうち説明欄(3)消防団消防施設維持管理費を354万5,000円減額しますのは、消防第5分団車庫詰所建設事業の執行見込額に合わせて、委託料及び工事請負費を減額するものであります。

次に、同じく説明欄(4)消防団福利厚生費を356万8,000円増額しますのは、今年度で退職する消防団員の退職報償金であります。

次に、43ページの小学校費の学校管理費のうち説明欄(2)小学校管理運営費を1,319万5,000円減額しますのは、先ほど継続費の補正でも説明しましたが、須走小学校屋内体育施設建設事業の執行見込額に合わせて減額するものが主なものであります。

最後に、48ページの12款1項1目予備費を2,234万2,000円増額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(真田 勝君) それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時11分 再開

○議長(真田 勝君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(真田 勝君) 日程第11 議案第4号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長(土屋礼二君) 議案第4号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ5,786万3,000円減額し、予算の総額を19億6,973万3,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。5ページをお願いします。

4款1項2目高額医療費共同事業負担金166万4,000円から7ページの8款1項2目保険財政共同安定化事業交付金1,315万6,000円をそれぞれ減額及び増額しますのは、交付決定に基づくものであります。

その下の10款1項1目一般会計繰入金140万2,000円減額しますのは、保険税の軽減に対する補てんで、県からの交付決定に基づくものであります。

その下の12款4項3目一般被保険者返納金420万5,000円増額しますのは、国民健康保険を適用して診療していた案件が、労務災害適用となったことにより、被保険者返納金として受け入れたことが主なものであります。

次に、9ページの歳出についてであります。

2款1項2目退職被保険者等療養給付費2,545万8,000円から12ページの11款1項3目償還金13万円をそれぞれ減額及び増額しますのは、決算見込みに基づくものであります。

12款1項1目予備費534万円減額しますのは、今回の補正により歳入歳出の差し引き額を調整するものであります。なお、この小山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の編成内容につきましては、去る2月15日開催の国民健康保険運営協議会におきまして、御説明申し上げており

ますことを、御報告させていただきます。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号 平成24年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(真田 勝君) 日程第12 議案第5号 平成24年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長(後藤栄一君) 議案第5号 平成24年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)の補足説明を行います。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に230万円増額し、歳入歳出予算の総額を1億7,697万6,000円とするものでございます。

はじめに、歳入について御説明いたします。5ページをお開きください。

1款1項1目下水道使用料を120万円減額しますのは、現時点での使用量の推移を精査いたしまして、決算見込みに合わせ減額するものであります。

次に、3款1項1目下水道事業費国庫補助金を35万円減額しますのは、須走浄化センター長寿命化計画策定に伴う社会資本整備総合交付金の交付決定がなされたため減額するものであります。

次に、6ページをお願いいたします。4款1項1目一般会計繰入金を385万円増額しますのは、歳入における下水道使用料の減額及び下水道維持管理費の増額に伴い、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。7ページをお開きください。

1款1項1目下水道総務費を300万円増額します主なものは、須走浄化センターの運営に係る光熱水費となります電気代を140万円と、汚泥処理処分費を100万円決算見込み額に合わせそれぞれ増額するものでございます。

次に、2項1目公共下水道費の委託料を70万円減額いたしますのは、先ほど収入でも御説明しましたが、須走浄化センター長寿命化計画策定の事業費の決定に伴い減額するものであります。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第6号 平成24年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（真田 勝君） 日程第13 議案第6号 平成24年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長（土屋礼二君） 議案第6号 平成24年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ333万7,000円を減額し、予算の総額を15億4,007万円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。5ページをお願いします。

1款1項1目第1号被保険者保険料を521万3,000円減額しますのは、決算見込みによるものであります。

2款1項1目介護給付費負担金の53万5,000円から7ページの4款2項2目地域支援事業包括支援等交付金9万3,000円までをそれぞれ増額または減額しますのは、いずれも交付申請に基づくものであります。

次に、歳出の主なものについてであります。9ページをお願いします。

2款1項1目19節負担金補助及び交付金、居宅介護サービス給付費を4,000万円増額しますのは、デイサービス、ホームヘルプサービスを利用される方が増えたことに伴い、決算額を見込んだものであります。

9ページから13ページまでのその他の2款保険給付費の各目を増額または減額しますのは、4

月から12月審査分までの実績に基づき、決算額を見込んで補正するものであります。

14ページの6款1項1目予備費を2,507万4,000円減額しますのは、今回の補正により歳入歳出の差し引き額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第7号 平成24年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（真田 勝君） 日程第14 議案第7号 平成24年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 議案第7号 平成24年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明を行います。

予算書3ページをお開きください。

収益的収入の1款水道事業収益を400万円増額するものは、現時点での使用水量の推移を精査しまして、決算見込みに合わせ、水道使用料を500万円増額する一方、新たな水道加入者の減少により、加入分担金を100万円減額するものであります。

次に、収益的支出の1款水道事業費用を827万1,000円増額しますのは、いずれも決算見込みの額に合わせるもので、1項6目の減価償却費を672万1,000円、2項3目消費税及び地方消費税を140万円それぞれ増額するものが主なものであります。

次に、4ページをお願いいたします。

資本的支出の1款1項2目配水施設費を2,459万8,000円減額します主なものは、13節委託料で、小山町上水道事業基本計画策定業務の入札差金としての160万円を減額し、また、41節工事請負費でヌタ原配水池の解体工事費を補正予算第1号において、資産減耗費に移し替えたことによるものと、老朽管更新事業の決算見込みにより2,300万円を減額するものであります。

よって、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億4,763万9,000円につきましては、1ページの第3条に記載しましたように、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんをいたします。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第8号 工事請負契約（変更）の締結について「平成24年度東富士演習場関連公共
共用施設整備事業 須走排水路整備工事」

○議長（真田 勝君） 日程第15 議案第8号 工事請負契約（変更）の締結について「平成24年度東富士演習場関連公共共用施設整備事業 須走排水路整備工事」を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 議案第8号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、平成24年8月7日に議決を得た平成24年度東富士演習場関連公共共用施設整備事業 須走排水路整備工事の工事請負契約（変更）の締結案件であります。

変更の内容は、現場が想定した以上に厚いスコリア層だったため、仮設道路工の位置や法面勾配等を変更せざるを得なくなり、仮設道路築堤盛土工250立方メートル、立木処理工103立方メートル、大型土のう工350袋を追加計上するものであります。また、着手後の降雨等による湧水量の増加のため、排水ポンプ運転日を145日追加計上し、流路護岸工等の主要構造物の安全かつ円滑な施工を図るものであります。

変更による増額分は363万3,000円で、総額5,592万3,000円となり、内消費税相当額は266万3,000円であります。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第9号 町有財産の無償貸与について

○議長(真田 勝君) 日程第16 議案第9号 町有財産の無償貸与についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長(土屋礼二君) 議案第9号 町有財産の無償貸与についてであります。

本案は、小山町民間診療所設置奨励に関する条例第9条の特例措置により設置した足柄地区町有診療所施設を、御殿場市新橋在住の渡部浩栄氏に無償貸与することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、無償貸与の期間は、平成25年4月1日から向こう10年間で、診療科目は内科、整形外科、ペインクリニック内科、麻酔科であります。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第10号 土地の取得について

○議長(真田 勝君) 日程第17 議案第10号 土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○**経済建設部長（後藤栄一君）** 議案第10号 土地の取得についてであります。

取得する土地は、新東名高速道路北側側道として建設を予定しております、延長2,800メートル、幅員9.75メートルの町道3975号線の道路用地で、小山町大御神字猪ヶ久保437番外101筆、取得面積は2万9,580平方メートルであります。契約の相手方は、小山町大御神の大御神14戸共有外127名、取得価格は1億3,300万円であり、今回の道路用地につきましては、町道としての機能補償部分は中日本高速道路株式会社が取得し、それ以外を町で用地取得するものであります。

以上でございます。

○**議長（真田 勝君）** 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○**9番（梶 繁美君）** 確認です。契約の相手は127名で良いんですか。議案上は141名。

○**経済建設部長（後藤栄一君）** 議案の方は141名でございます。説明のときに、大御神14戸の説明をさせていただきましたので、141から14戸引くと127というような数字になると思いますので、よろしく願いいたします。

○**議長（真田 勝君）** ほかに質疑ありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（真田 勝君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第11号 町道路線の廃止について

○**議長（真田 勝君）** 日程第18 議案第11号 町道路線の廃止についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○**経済建設部長（後藤栄一君）** 議案第11号 町道路線の廃止についてであります。

今回廃止をお願いするのは、県施工の県道山中湖小山線道路改良工事により、藤曲地区の交差点部分に変更が生じたことにより廃止するものと、県営経営体育成基盤整備事業下古城地区の工事完了に伴い、廃止する25路線並びに須走地内において民間企業の開発計画により廃止する路線、計27路線であります。

これにかわるべき町道が創設されるため、次の議案第12号 町道路線の認定についてと合わせて町道路線を再編するものであります。

町道1648号線であります。県施工の県道山中湖小山線道路改良工事により、藤曲地区の交差点形質変更により、新設の町道と重複するため廃止するものであります。

町道3359号線から3408号線までの間の町道25路線については、県営経営体育成基盤整備事業下古城地区の工事完了により施工区域内にありました町道のかわるべき道路が創設され、静岡県から引き継ぎを受けましたので廃止するものであります。

また、町道4107号線につきましては、大和ハウス工業株式会社が太陽光パネル設置の計画をしており、現状、使用されていない町道が開発区域内にあるため、用地整理を行い、路線を廃止し再編するものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第12号 町道路線の認定について

○議長（真田 勝君） 日程第19 議案第12号 町道路線の認定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 議案第12号 町道路線の認定についてであります。

今回、認定をお願いしますのは、先の議案第11号 町道路線の廃止についてでも御説明をさせていただきました県道山中湖小山線道路改良工事により、藤曲地区の交差点の形質変更により認定するものと、国土交通省が施工する中島インターチェンジ改良工事により、ランプまでの連結が必要とされる新設の町道3路線、須走地区で大和ハウス工業株式会社が太陽光パネル設置を計画しており、町道路線の再編成が必要となる路線並びに県営経営体育成基盤整備事業下古城地区の工事施工区域内の町道路線の再編成によります20路線の合わせて25路線であります。

町道1672号線については、県が施工する県道山中湖小山線道路改良工事により、藤曲地区交差点の形質変更により、町道が一部重複するため路線を再編し、認定をお願いするものであります。

町道1673号線から1675号線の3路線については、国土交通省が施工する国道246号中島インターチェンジ改良工事によりランプへの連結が必要となるため、新設町道として認定をお願いするものであります。

町道4207号線については、須走地区で大和ハウス工業株式会社が太陽光パネル設置を計画しており、路線を再編し、認定をお願いするものであります。

次に、町道5001号線から町道5020号線についての20路線については、県営経営体育成基盤整備

事業下古城地区の工事完了により道路部分は、静岡県から事業により創設された道路の引き継ぎを受けましたので、町道として維持管理したく、認定をお願いするものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第13号 小山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（真田 勝君） 日程第20 議案第13号 小山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長（土屋礼二君） 議案第13号 小山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてであります。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化のための介護保険等の一部を改正する法律がそれぞれ交付されたことにより、これまで介護保険法等に定められていた事業者の指定に関する基準の一部や、厚生労働省令で定められていたサービスに係る基準を、市町村の条例で定めることになったため制定するものであります。

この条例は6か条からなっており、第1条は趣旨を定めるものであります。

第2条は、地域密着型介護老人福祉施設入所者の生活介護に係る特別養護老人ホームの入所定員の数について定めるものであります。

第3条は、指定地域密着型サービス事業者の要件について定めるものであります。

第4条は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものであります。

第5条は、指定地域密着型介護予防サービス事業者の要件について定めるものであります。

第6条は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものであります。

なお、附則ですが、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了したので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第14号 小山町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（真田 勝君） 日程第21 議案第14号 小山町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長（土屋礼二君） 議案第14号 小山町新型インフルエンザ等対策本部条例の改正についてであります。

本案は、平成24年5月11日に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法において、県と市町村に対策本部の設置についての条例委任の規定が明記されており、公布日から1年以内に施行されることから、新たに条例を制定するものであります。

この条例は5か条からなっており、第1条は趣旨、第2条は対策本部の組織、第3条は対策本部の会議、第4条は対策本部の部の設置、第5条は委任について定めるものであります。

なお、本部長や本部員の人選や配置、組織間の連携や行動の具体例等々、詳細については、現在、県が策定中であります行動計画を受けて、その内容に沿い、町の行動計画を策定することとなっております。

附則ですが、この条例は新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行日とするものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第15号 小山町環境基本条例の制定について

○議長(真田 勝君) 日程第22 議案第15号 小山町環境基本条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長(小野 巖君) 議案第15号 小山町環境基本条例の制定についてであります。

本案は、富士山をはじめ、豊かな森林資源や豊富できれいな水資源、そこに生息する多種多様の動植物など、素晴らしい自然環境を小山町は有しています。

この自然環境を保全し、将来世代に引き継ぐとともに、有効に活用した空間を創造していくためには、既存の環境基本法や静岡県環境基本条例だけでは法の網も大きいため、十分な対応が難しいのが現実であります。

また、環境基本法第7条及び静岡県環境基本条例第5条において、地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、これを実施する責務を有するとされ、法第36条においては、環境保全に向けた取り組みを総合的計画的に実施するものと規定されています。

そこで、本町の環境に対応した環境保全と有効に活用する創造に向けた取り組みについて明らかにする、小山町環境基本条例を制定するものであります。

制定に当たり、昨年6月に小山町環境基本条例策定委員会を、有識者や各種団体の代表、公募による町民の15人で組織し、4回の策定委員会を開催して条例素案をまとめ、それを基にこの条例をまとめさせていただいております。

特にこの条例では、町、町民、事業者とともに旅行者等滞在者への協力の規定や、月に1度の環境保全の日の設定、家族ぐるみ、地域ぐるみで周辺の環境美化に取り組むなど、特色を盛り込んであります。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第16号 小山町観光振興条例の制定について

○議長(真田 勝君) 日程第23 議案第16号 小山町観光振興条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長(後藤栄一君) 議案第16号 小山町観光振興条例の制定についてであります。

小山町は、世界に誇る富士山の懷に抱かれ、美しい森林と清らかな河川、そして豊かな田園が広がる自然の恵みに満ちあふれた郷土であります。この美しい景観と自然が生み出す豊富な産物は、来訪者を温かくもてなす町民の気持ちと相まって、小山町を訪れた多くの人々に感銘を与えて来ました。

観光は21世紀の基幹産業であると期待されており、その振興は、地域経済の活性化に最も大きく貢献すると言われております。このため、小山町においても観光の振興を積極的に取り組んでいくこととし、行政や観光関係者だけでなく、町民全体が主役となる観光の推進を目指すため、観光振興条例を制定するものであります。

この条例は、第3章16か条からなっており、第1章の第1条から第7条では総則、第2章の第8条から第14条の基本施策では、小山町観光振興に関する施策、魅力ある観光地の形成及び富士山と金太郎の活用、第3章では観光の振興を支える仕組みづくりについて規定しております。

なお、この条例は平成25年4月1日からの施行となります。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第17号 小山町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

○議長(真田 勝君) 日程第24 議案第17号 小山町が管理する町道の構造の技術的基準等を定

める条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○**経済建設部長（後藤栄一君）** 議案第17号 小山町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次一括法が平成23年5月2日に、また、平成23年8月30日には第2次一括法が公布されました。この法律の中で、道路法等が改正されたことに伴い、これまで国が定めていた道路の構造の技術的基準を、各地方自治体の条例に定めることとなりました。今回定める基準は、現行の国で定めた道路構造令の基準を参酌し、条例化するものであります。

この条例は、5か条からなっており、第1条では趣旨、第2条では町道の構造の技術的基準、第3条では町道に設ける道路標識の寸法等、第4条では立体交差とすることを要しない場合の基準を、第5条は道路移動円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定めるものでございます。

以上であります。

○**議長（真田 勝君）** 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（真田 勝君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○**議長（真田 勝君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25 議案第18号 小山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について

○**議長（真田 勝君）** 日程第25 議案第18号 小山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○**経済建設部長（後藤栄一君）** 議案第18号 小山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、駿河小山駅前駐車場の管理運営について、地方自治法の規定に基づき条例を制定するものです。

この駐車場は、JR駿河小山駅の東側に13区画の駐車場として平成13年に整備をされました。これまで町有地の賃貸借という仕組みの中で管理運営を行ってきましたが、今後、指定管理者による管理等も見据え、当該駐車場を公の施設として明確にしたいということから、条例の制定をするものでございます。

条例の内容でございますが、条例の趣旨、駐車場の設置、使用料、利用許可、指定管理者による指定方法などを定めております。

なお、現在、利用されている方々が戸惑いを持たないように、条例の施行期日につきましては規則で定める日とし、それまでの間は従前どおり現在と同様の方法で管理、運営をしていきたいと考えております。

条例の施行期日の予定ですが、指定管理者の選定事務等を経て、指定管理者指定の議会承認をいただいた時をもって施行日としたいと考えております。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第19号 小山町副町長定数条例の一部を改正する条例について

○議長（真田 勝君） 日程第26 議案第19号 小山町副町長定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか、補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第20号 小山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（真田 勝君） 日程第27 議案第20号 小山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 議案第20号 小山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

町内公共施設の施設使用料につきましては、先の平成24年12月議会におきまして、小山町行財政改革審議会からの答申を尊重し、小山町立学校等使用条例等の一部を改正する条例を上程し、議決をいただいたところであります。

その審議の中におきまして、パークゴルフ場の使用料につきましては、利用者のほとんどが高齢者でありますことや、障害者の社会参加、高齢者の生きがいを支える観点からの御意見をいただきました経緯を踏まえまして、条例の一部改正を行うものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第28 議案第21号 小山町障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（真田 勝君） 日程第28 議案第21号 小山町障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長（土屋礼二君） 議案第21号 小山町障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成24年6月27日に公布された地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、障害者自立支援法の一部が改正されたことにより、条例の一部を改正するものであります。

まず、法律の名称が変更になることにより、条例の第1条中の「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、更に、障害支援区分の創設により、題名を「小山町障害支援区分判定審査会の委員の定数等を定める条例」に、条例第1条中の「小山町障害程度区分判定審査会」を「小山町障害支援区分判定審査会」に改めるものです。

なお、附則であります、この条例は平成25年4月1日から施行しますが、題名の改正規定及び第1条の改正規定中「小山町障害程度区分判定審査会」を「小山町障害支援区分判定審査会」に改める部分は平成26年4月1日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第29 議案第22号 小山町都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（真田 勝君） 日程第29 議案第22号 小山町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 議案第22号 小山町都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法の公布に伴う都市公園法の一部改正により、これまで国が一律に定めていた都市公園の設置基準及び公園内に設ける公園施設の基準を条例により定めることとされました。このため、都市公園の設置基準等を規定するために改正するものです。

また、同じく第2次一括法の公布に伴う高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律の一部改正により、これまで国が一律に定めていた公園等のバリアフリー化に関する構造基準等を条例で定めることとされました。このため、公園内に設ける公園施設のバリアフリー化に関する基準を規定するために改正するものであります。

条例の内容でございますが、第1条では、今改正により定める事項が増えたことから、規定事項の追加をし、第1条の2では公園の設置基準を、第1条の3では公園施設の設置基準を、第1条の4ではバリアフリー化に関する公園施設の設置基準をそれぞれ定めております。

なお、それぞれの基準につきましては、従前の基準と同様の内容としております。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第30 議案第23号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（真田 勝君） 日程第30 議案第23号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 議案第23号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次一括法の公布に伴う公営住宅法の一部改正により、これまで国が一律に定めていた公営住宅の入居基準及び整備基準を条例により定めることとされました。

このため、小山町営住宅の入居基準及び整備基準を規定するために改正するものであります。

条例の内容でございますが、第3条の2では町営住宅の整備基準を定め、第6条の入居者の資格の条で入居基準を定めております。

なお、双方の基準とも従前の基準と同様の内容としております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第31 議案第24号 小山町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（真田 勝君） 日程第31 議案第24号 小山町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 議案第24号 小山町下水道条例の一部を改正する条例について補足説明を行います。

本案は、下水道法の一部改正により、これまで政令で定められていた公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準について、これまでの政令を参酌して地方公共団体の条例で定めることと規定されたため、本条例を制定するものであります。

条例の基準は、公共下水道事業を適切に行うために、必要かつ基本的な基準と考え、適切であると判断し、現行の下水道法施行令と同じ基準とするものであります。

条例では、第1条で趣旨について、第2条では用語の定義を定めております。

また、第2章を追加し、公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理として位置付けをし、以下、第3条から第8条までの6条を追加するものであります。

第3条から第6条では、下水道の各施設の基準についてを定め、第7条では前3条の適用除外について、第8条では終末処理場の維持管理について、それぞれ規定をしているものでございます。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第32 議案第25号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（真田 勝君） 日程第32 議案第25号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長（土屋礼二君） 議案第25号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布されたことにより、条例の一部を改正するものであります。

第1条は、法律の名称が変更になることにより、条例第9条の2第1項第2号中の「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、第2条は、法律の条文の項番号が変更になることにより、条例第9条の2第1項第2号中の「第5条第12項」を「第5条第11項」に改めるものです。

なお、附則ですが、この条例中第1条の規定は平成25年4月1日から、第2条の規定は平成26年4月1日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

-
- 日程第33 議案第26号 平成25年度小山町一般会計予算
 - 日程第34 議案第27号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第35 議案第28号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計予算
 - 日程第36 議案第29号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第37 議案第30号 平成25年度小山町下水道事業特別会計予算
 - 日程第38 議案第31号 平成25年度小山町土地取得特別会計予算
 - 日程第39 議案第32号 平成25年度小山町介護保険特別会計予算
 - 日程第40 議案第33号 平成25年度小山町水道事業会計予算

○議長（真田 勝君） 次に、日程第33 議案第26号から日程第40 議案第33号までの平成25年度予算8件を一括議題とします。

町長から、当初予算の方針と主要な施策について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 議案第26号 平成25年度小山町一般会計予算を中心に、その施政方針と主要な施策について、御説明を申し上げます。

日本経済は、円高・デフレ不況が長引き、成長機会や若年雇用の縮小、復興の遅延など、閉塞感を払拭できない状況も継続しております。このような中、政府では、大胆な金融政策、機動的

な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」で長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指すとしております。

こうした認識のもと、小山町の平成25年度当初予算は、一般会計において、歳入の根幹である町税の減収、社会保障経費などの義務的経費の増加、財政調整基金残高等の僅少により基金繰入での対応が困難など、厳しい財政状況が続いているところではありますが、私の宣言である「金太郎のような元気なまち」にするために、積極的な予算編成といたしました。

また、本町は、町制施行100周年を迎え、来年度は101年目として新たなスタートを踏み出す年となりますことから、限られた財源の中で、今まで以上の創意工夫と事業の必要性・効率性を徹底的に再検証し、小山町総合計画の基本目標に沿った基本施策を着実に推進していくとともに、私の政策提言である3つの挑戦と10の戦略の実現に向けた予算編成といたしました。

それでは、施策について、主要事業、新規事業を中心に説明をいたします。

最初に、総合計画基本目標の1つ目、「便利で快適なまち」に掲げている環境分野と都市基盤分野の施策についてであります。

恵まれた環境の保全の施策として、富士山世界文化遺産登録を記念した事業を実施してまいります。

また、道の駅「ふじおやま」と道の駅「すばしり」に設置した電気自動車急速充電器の活用を進めてまいります。なお、太陽光発電システム等省エネルギー機器設置補助事業を引き続き行っております。

更に、自然に恵まれた町の環境の保全及び創造について、環境基本条例に沿った環境分野の施策を総合的にまとめた環境基本計画を策定してまいります。

次に、安全な水の安定供給、適切な污水处理を推進するために、水道事業では配水施設の整備などの第4期上水道拡張事業を継続するとともに、滝沢簡易水道、上野中日向及び大御神簡易水道の小山町上水道への統合を進めてまいります。

下水道事業では、計画的に下水道施設を維持管理していくため、須走浄化センター長寿命化計画を継続して策定してまいります。

また、下水道未整備地区の汚水を適切に処理するため、合併処理浄化槽設置補助事業を継続してまいります。

次に、活力ある土地利用の推進を図る施策についてであります。

市街地内の有効活用を進めるため、菅沼地域整備計画策定事業を、それに、足柄駅舎及び周辺が魅力ある駅になるように、地域整備計画策定事業を継続して進めてまいります。

なお、計画的で効率的な都市づくりを進めるため、現行の国土利用計画、都市計画マスタープランを見直し、策定を進めてまいります。

更に、交通拠点施設の整備と活用を図るため、小山PA（仮称）スマートインターチェンジ設置調査事業、湯船原地区開発調査事業の継続及び大御神レース村地区計画策定事業、足柄SAの

スマートインターチェンジ検討調査事業などを実施してまいります。

次に、便利で快適な道路網・情報網の整備として、地区からの御要望の多い道路の舗装補修などに積極的に対応するとともに、生活道路の整備の充実を図ってまいります。

それに、東名高速道路の機能を補完するため、新東名関連町道整備事業として、町道3975号線橋梁及び道路整備、町道3975号線他2路線の道路用地購入を進めてまいります。

更に、高齢化が進む橋梁を、橋梁長寿命化修繕計画に基づき整備を進めてまいります。

なお、効果的な都市計画道路の整備を進めるため、都市計画道路再検証事業を継続して実施し、都市計画道路大胡田用沢線では、用地調査事業を実施してまいります。

更に、情報通信基盤整備を図るため、光ファイバ網整備事業を実施してまいります。

次に、移動しやすい公共交通の充実を図るために、地域公共交通会議において、町内巡回バス路線再編に向けた検討を進めてまいります。

良好な住環境の実現につきましては、町営住宅の効果的・効率的な維持管理・整備を進めるため、町営住宅の解体、改修を実施してまいります。

そして、誰もが安心して住める住まいづくりを目指すため、静岡県プロジェクト「TOUKA I - 0」と連携し、住宅耐震化事業を継続してまいります。

更に、定住人口の拡大を図るため、町外からの転入者の増加及び町外への流出を抑制する小山町定住促進事業助成を継続して実施してまいります。

次に、2つ目の基本目標の「安全・安心なまち」に掲げている、健康分野、福祉分野、危機管理分野の施策についてであります。

地域で支え合う福祉、障がい者福祉の施策として、地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会をはじめ各機関と連携した社会福祉活動の推進と、移動支援や日中の一時支援など、地域生活支援事業を推進し、福祉の充実を図ってまいります。

町民主体の健康づくりといたしましては、予防接種や感染症予防対策、生活習慣病予防事業を推進し、保健予防活動の充実を図ってまいります。

また、安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長するために、妊婦健診、不妊治療費への助成、ゼロ歳から中学3年生までのこども医療費の完全無料化を引き続き実施してまいります。

更に、国民健康保険の特定健診と後期高齢者医療の健康診査の受診を促進し、疾病の早期発見・治療の意識を高め、医療費の適正化を推進してまいります。

なお、高齢者福祉の促進、介護保険の充実のためには、老人クラブの文化事業や健康づくり事業への支援を継続していくとともに、要介護状態にならないための介護予防事業を推進してまいります。

また、適切な要介護認定の調査と介護保険サービスの質の確保、支援に努めてまいります。

次に、子育て支援策といたしましては、放課後児童クラブやファミリーサポートセンター事業

の運営を充実してまいります。

安心・安全な保育施設の整備として、きたごう保育園建設事業を進めてまいります。それに、いきど保育園の園庭の芝生化を実施してまいります。

更に、子育て支援と併わせて定住人口の増加を図るため、第2子以降の出産に対して、引き続きお祝い金を給付してまいります。

次に、災害に強いまちづくりを目指すため、自主防災組織への支援充実や、災害対策本部体制の強化を図ってまいります。

生涯学習センターに災害対策本部を開設できるように整備し、また、災害時等の通信力向上を図るデジタル行政無線機整備事業を進めてまいります。

更に、広域連携による消防体制の充実、消防団活動の活性化を図っていくとともに、消防団施設の整備として、消防団第7分団消防ポンプ自動車購入事業を実施してまいります。

なお、引き続き、スコリア土壌森林内緊急整備事業として、土砂流出の初期段階箇所への下層植生の回復のために、土壌の改良や木柵の設置等を実施してまいります。

また、今後必要とされる治山工事や森林整備等の対応策につきましては、地域住民をはじめ関係者とともに、小山町山地強靱化総合対策会議を継続して開催し、効率的かつ早急な復旧及び災害に強い森林づくりを目指してまいります。

更に、現在の有線回線に加え、携帯電話回線と衛星携帯電話回線を整備する気象情報伝達システム整備事業を実施してまいります。

また、「北郷の森」を災害に強い森林づくり、保健休養林として利活用等するために、森林環境整備計画の策定を進めてまいります。

次に、3つ目の基本目標の「いきいきとしたまち」に掲げている教育分野、文化分野、産業分野の施策についてであります。

心豊かな生涯学習の推進を図るために、自主文化事業、各種教室などの学習機会の提供の場やボランティア支援センターを充実し、ボランティア活動の場を広げてまいります。また、利用しやすい図書館運営を図るとともに、読書に触れ合う機会も提供してまいります。

それに、スポーツ・レクリエーションを通じて、町民が楽しみながら、健康な体力づくりができるよう、NPO法人小山町体育協会等と協力し、スポーツ振興を図ってまいります。

次に、将来を担う子どもたちが確かな知性と豊かな感性、健やかな心身を磨き、生きる力を育んでもらうために、学校教育の充実を図ってまいります。

その施策として、授業力の向上や就学・生徒指導の充実を図るために、授業アドバイザーと指導主事の配置、適切な教育指導を行うために特別支援員の配置を、また、図書室支援員の配置を継続してまいります。

更に、書道という日本古来の伝統文化に触れ、集中力や感性を育むために、小学校低学年の書道科の授業を継続してまいります。

次に、活力ある工業の振興のために、雇用の機会を広げ、地域経済力を高めるために、企業誘致に積極的に取り組んでまいります。

また、地域産業の高度化、活性化及び雇用の創出を図るため、町内で地域産業立地事業を行うものに対し、補助金を交付してまいります。

次に、生産性が高く、効率的な農業を推進するために、所領・下原・桑木・吉久保・大胡田・一色・下小林・用沢地区の中山間地域総合整備事業と、上野・中日向・大御神地区の経営体育成基盤整備事業を進めてまいります。

更に、地域農業の活性化に向けて、農産物の加工品開発や農商工の連携、町内農産物の地産地消を推進してまいります。また、豊かな森林資源を活用するように、間伐、枝打ち等の森林整備を支援してまいります。

それと、富士山麓での特用林産物の開発、生産試験を進めてまいります。

次に、人が訪れ、消費が拡大する観光交流の施策として、富士山や富士箱根トレイルを中心とした地域資源や、道の駅「ふじおやま」、道の駅「すばしり」、あしがら温泉等の交流拠点を有効活用して観光交流を推進するとともに、観光振興条例に基づき、町の観光施策を計画的かつ戦略的に推進する観光基本計画を策定してまいります。

また、モータースポーツのメッカである富士スピードウェイと連携した事業を推進してまいります。

更に、世界文化遺産登録に向け、富士山須走口五合目の利便性を高めるため、富士山周辺整備として五合目の電化事業を進めてまいります。

次に、4つ目の基本目標の「計画の推進のために」に掲げている広域行政分野、行財政運営分野、協働分野の施策についてであります。

広域的な行政課題に対する公共サービスの充実を図るため、富士山ネットワーク会議などにおいて、研究活動を進めてまいります。

また、今後予想できない減収や災害に備えるため、財政調整基金の積み立てを行っていくなど、健全な財政運営を図ってまいります。

行政運営としては、総合相談窓口と住宅建築相談窓口を設けてワンストップ化を図るなど、町民の利便性向上に努めてまいります。

また、町民との協働・共創のまちづくりを推進するために、NPO支援室を活用し、市民活動団体に対する情報提供、団体育成、組織の支援等を充実させ、市民活動の活性化を図ってまいります。

更に、ファシリテーションによるサロンを開催し、町内5地区の将来像を描いた金太郎計画2020を、町民との協働により策定してまいります。

以上、平成25年度当初予算の予算編成において、4つの基本目標に沿った施策について説明いたしました。

小山町の特別会計を含めた平成25年度当初予算総額は、133億3,917万8,000円であります。

この内、一般会計は91億2,000万円とし、前年度当初予算77億6,000万円と比べて13億6,000万円、17.5%の増であります。

歳入の根幹であります町税収入は37億9,770万8,000円で、歳入全体の41.6%を占めておりますが、前年度に比べて1,868万8,000円の減額となっております。

特別会計予算も合わせました平成25年度当初予算の概要につきましては、企画総務部長から、また、具体的な内容につきましては、担当部長から説明いたします。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 町長の説明は終わりました。

次に、企画総務部長から、各会計予算の概要について提案説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 議案第26号 平成25年度小山町一般会計予算から議案第33号 平成25年度小山町水道事業会計予算までの8件について一括御説明いたします。

はじめに、議案第26号 平成25年度一般会計予算についてであります。

一般会計予算書14ページをお開きください。

まず、継続費の設定についてであります。

最初に、町道3975号線橋梁及び道路整備事業は、ネクスコ中日本に事業委託し、平成25年度から平成27年度までの3か年で実施するため、継続費の設定をお願いするものであります。

次に、生涯学習施設改修事業は、防衛省の演習場周辺教育施設設置事業費補助金を活用し、平成25年度から平成26年度までの2か年間で事業を実施するため、継続費を設定するものであります。

次に、15ページの債務負担行為の設定についてであります。

最初に、国土利用計画策定業務は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、新たな国土利用計画を策定するもので、策定に平成25年度から2か年間の期間を要するため、債務負担行為の設定をするものであります。

次に、平成25年度から平成26年度までの2か年で土地評価見直業務の委託に当たり、その業務委託に要する経費について、平成26年度の債務負担行為をお願いするものであります。

次に、都市計画マスタープラン策定業務は、小山町第4次総合計画など、関連する計画との整合や、現在の都市計画マスタープランを見直して、土地利用方針の策定等に平成25年度から2か年の期間を要するため、債務負担行為の設定をするものであります。

次に、16ページから17ページにかけての地方債であります。平成25年度事業の財源等として、総額10億170万円を限度額に借入れを予定している地方債であります。

次に、歳入歳出予算の概要についてであります。附属資料の3ページをお開きください。

主な歳入予算の内訳であります。

1 款町税は37億9,770万8,000円、対前年度比で1,868万8,000円、0.5%の減となっております。町税の内訳については、次のページに記載してあります。

町民税の個人分は10億6,700万円、対前年度比3,800万円、3.4%の減、また、法人分につきましては3億2,910万円、対前年度比900万円、2.8%の増となっております。

個人分につきましては、納税義務者の減少や国家公務員の給与削減等により、減額を見込んでおります。法人につきましては、景気の回復が見込まれることから、増額を見込んでおります。

次に、固定資産税の純固定資産税は22億1,000万円、対前年度比1,200万円、0.5%の増となっております。企業の設備投資の増加から、償却資産の増を見込んでおります。

町税全体について見ますと、平成20年度から6年連続の減収となります。

次に、附属資料の3ページにお戻りください。

2 款地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金までについては、国が示しました平成25年度地方財政計画による予算措置や県の見込んでいる市町交付金見込額、本町の決算推移などから、それぞれ見込んだものであります。

4 款の配当割交付金と12款の交通安全対策特別交付金以外は、それぞれ減額を見込んでおり、2 款から12款までの増減額を合わせますと4,200万円の減額となっております。

次に、14款使用料及び手数料は1億886万4,000円、対前年度比8,262万2,000円、43.1%の減であります。町民いこいの家と道の駅「ふじおやま」を指定管理にすることから減額となっております。

次に、15款国庫支出金は9億7,396万3,000円、対前年度比3億3,796万5,000円、53.1%の増であります。昨年度と比べて建設事業に伴う国庫補助事業が多くなったため、増額となっております。主なものは新東名関連町道整備事業に係る国庫補助金1億7,200万円と、デジタル行政無線機整備事業に係る国庫補助金1億725万円、橋梁長寿命化、町道改築に係る国庫補助金5,390万円であります。

次に、16款県支出金は9億874万7,000円、対前年度比5億3,887万5,000円、145.7%の増となっております。林材加工工場等に対する補助金及びきたごう保育園園舎建築工事に森林整備加速化・林業再生事業補助金4億5,062万9,000円の増額が主なものであります。

次に、17款財産収入は5億714万3,000円、対前年度比1億4,438万9,000円、39.8%の増であります。主なものは、東富士演習場貸付料2億9,516万2,000円と、町有地売払収入1億1,103万1,000円であります。

次に、19款繰入金は3億6,312万1,000円、対前年度比1億2,379万2,000円、51.7%の増であります。主なものは、東富士演習場関連特定事業に充てるため、同基金から2億6,500万円の繰り入れるものと、須走立山排水路改修工事等の建設事業の財源手当のために財政調整基金から7,600万円を繰り入れるものであります。

次に、22款町債につきましては10億170万円、対前年度比3億5,970万円、56.0%の増でありま

す。主なものは、きたごう保育園建設事業の借り入れとして2億5,920万円と、新東名関連町道整備事業の借り入れとして1億3,620万円であります。

また、地方の財源不足に対応するように平成25年度地方財政対策として措置される臨時財政対策債については4億円、対前年度比2,100万円の増であります。

続きまして、歳出予算について説明いたします。

はじめに、付属資料5ページ、目的別歳出の前年度対比の大きいものについて説明いたします。

まず、2款総務費は14億7,304万4,000円、対前年度比2億6,094万4,000円、21.5%の増であります。主な増額の要因は、旧足柄学園解体工事6,622万円、光ファイバ網整備事業8,701万7,000円と、東富士演習場関連特定事業基金積立金を前年度比5,080万円増額するものであります。

次に、3款民生費は22億1,136万円、対前年度比4億2,919万9,000円、24.1%の増であります。主な増額の要因は、保育園耐震化事業で、平成25年度はきたごう保育園園舎建設、外構工事費等で、前年度と比べ4億2,607万円増額となっていることによるものであります。

次に、5款農林水産業費は5億7,373万1,000円、対前年度比3億2,816万1,000円、133.6%の増であります。主な増額の要因は、森林整備加速化・林業再生事業補助金の3億1,262万9,000円によるものであります。

次に、7款土木費は11億1,948万7,000円、対前年度比3億5,689万3,000円、46.8%の増であります。主な増額の要因は、橋梁長寿命化事業6,000万円、町道1063号線外1道路改良舗装事業3,938万円と、新東名高速道路関連町道整備事業費が対前年度に比べて1億8,716万4,000円の増額によるものであります。

次に、8款消防費は5億8,957万4,000円、対前年度比9,925万3,000円、20.2%の増であります。主な増額の要因は、消防5分団車庫建設事業が完了しましたが、デジタル行政無線機整備事業が対前年度に比べて1億4,721万3,000円の増額によるものであります。

次に、10款災害復旧費は1,905万円、対前年度比1億3,756万2,000円、87.8%の減であります。平成22年度からの災害復旧事業もほぼ完了し、平成25年度災害分のみを計上としたためであります。

続いて、付属資料6ページ性質別歳出予算の概要についてであります。性質別内訳の本年度合計欄を御覧ください。

最初に、人件費等は18億1,259万2,000円、前年度と比べて5,613万円、3.2%の増であります。増額の要因は、昇給に伴う増加分と、夏に予定されます2つの選挙に係る時間外勤務手当を計上したことなどから増額となっております。

次に、普通建設事業費は22億6,828万1,000円、前年度と比べて14億2,713万円、169.7%の増であります。主な増額の要因は、きたごう保育園建設事業、新東名関連町道整備事業やデジタル行政無線機整備事業等によるものであります。

次に、その他は3億5,008万3,000円、前年度と比べて5,393万6,000円、18.2%の増であります。

増額の要因は、東富士演習場関連特定事業基金への積立金が対前年度に比べて5,080万円増えたことによるものであります。

以上が、議案第26号 平成25年度小山町一般会計予算の概要でございます。

次に、議案第27号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計予算についてであります。

附属資料の8ページをお願いします。

この会計は、国民健康保険法に基づく予算であり、予算の総額、歳入歳出それぞれ19億1,000万円、対前年度比1,000万円、0.5%の増となっております。予算の大半は保険給付費であり、その動向を見込んでの編成であります。

次に、議案第28号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計予算についてであります。

附属資料の9ページをお願いします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ601万9,000円、対前年度比151万2,000円、33.5%の増であります。平成25年度の貸付けについては、13人への貸与を継続し、新規に大学生4人を見込んでいく所であります。

次に、議案第29号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

同じく附属資料の9ページをお願いします。

この会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく予算であり、予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,710万1,000円、対前年度比391万円、2.0%の増であります。

次に、議案第30号 平成25年度小山町下水道事業特別会計予算についてであります。

附属資料10ページをお願いします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,243万2,000円、対前年度比108万2,000円、0.6%の減となっております。主な内容は、使用料と一般会計からの繰入金及び前年度繰越金を財源に、須走浄化センターの管理運営等を進めていくものであります。

次に、議案第31号 平成25年度小山町土地取得特別会計予算についてであります。

同じく附属資料10ページをお願いいたします。

この会計は、公共用地の先行取得と土地開発基金の管理を目的としたものであり、平成25年度においても土地の取得は予定しておりません。予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,000円、前年度との増減はございません。

次に、議案第32号 平成25年度小山町介護保険特別会計予算についてであります。

附属資料の11ページをお願いいたします。

この会計は、介護保険法第3条に基づく予算であり、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,000万円、対前年度比6,000万円、4.0%の増となっております。予算の大半は、在宅介護サービス、介護施設サービスなどの保険給付費の動向を見込んでの編成であります。

次に、議案第33号 平成25年度小山町水道事業会計予算についてであります。

附属資料の14ページをお願いします。

はじめに、収益的収入及び支出の部であります。収入は、予定総額を2億1,385万円、対前年度比418万円、2.0%の増となっております。

支出は、予定総額2億1,198万1,000円、対前年度比985万3,000円、4.9%の増となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。

収入は、予定総額2,924万円、対前年度比1,336万円、31.4%の減となっております。

支出は、予定総額1億5,163万9,000円、対前年度比6,418万7,000円、29.7%の減となっております。

なお、収入が支出に対して不足する額1億2,239万9,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金及び建設改良積立金をもって対処したいと考えております。

以上が、議案第26号から議案第33号までの平成25年度当初予算関係8件についての概要でございます。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 企画総務部長の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま、議会から発議第5号 自衛隊の定員充足を求める意見書の1件の追加議案が提出されました。

発議1件は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議会提出の発議第5号の1議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付いたします。

（追加議案配付）

追加日程第1 発議第5号 自衛隊の定員充足を求める意見書

○議長（真田 勝君） 追加日程第1 発議第5号 自衛隊の定員充足を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。9番 梶 繁美君。

○9番（梶 繁美君） ただいま議題となりました、発議第5号 自衛隊の定員充足を求める意見書の提出について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案しております意見書は、町議会議員の中から自衛隊の定員充足に対する意見書の採択を求める声が上がりましたので、議会運営委員会で案を作成したものであります。

内容は、町民の安心・安全を確保する立場から、大規模災害対策等に対応するため、自衛隊の定員充足の向上を求めるものであります。

それでは、以下、意見書の朗読により、提案理由の説明とさせていただきますので、お手元の

議案を御覧ください。

意見書第1号 自衛隊の定員充足を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、別紙意見書を提出する。

平成25年2月22日提出

提出者 梶 繁美

賛成者 池谷 弘、桜井光一、米山千晴、鷹嶋邦彦

自衛隊の定員充足を求める意見書

自衛隊は、「わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当るものとする。」と法で規定されています。国の防衛を主任務とする組織であるが、その他任務として人命救助などの災害派遣や国連P K Oへの派遣などの活動をする組織である。

平成23年発生の東日本大震災において、自衛隊は、発生直後の情報収集、被災者の捜索や救助活動、生活支援、物資の輸送支援など広範囲にわたる活動を行った。その活動は、大規模震災災害派遣としては派遣日数174日間、延べ派遣人員1,058万人、1日の最大派遣人員約10万7,000人、原子力災害としては派遣日数291日間、延べ派遣人員8万人、合計のべ派遣人員1,066万人という大規模なものであり、震災対応、原発事故対応における自衛隊の活躍は、多くの国民をはじめ、国際社会からも高い信頼と評価を受けている。

また、近年の異常気象による自衛隊派遣、例えば、昨年の紀伊半島大水害における奈良県内で人命救助、情報収集活動、行方不明者の捜索、支援物資輸送などのために派遣日数41日間、延べ派遣人員1万1,212人の実施、豪雪地帯での雪かきなどが行われ、国民から高い期待を受けている。

また、我が国周辺地域をはじめ国際的な安全保障環境は大きく変化し、自衛隊の活動に対する国民の関心と期待はますます高まっている。

さらに、豪雨災害、東海・東南海・南海連動型地震災害、富士山噴火災害などが危惧され、当該災害の発生の際は、自衛隊派遣を受けなければならない状況が予想される。

ところで、小山町は、近年の異常気象による影響を受け、豪雨災害等による被災回数が増加しているが、その度に、必要とする自衛隊派遣を受け町民は大変感謝をしている。小山町にとっても、町民の安心・安全のため自衛隊は必要不可欠のものとなっている。

しかし、自衛隊の常備自衛官の充足率は、定員の90%強にすぎない。

自衛隊の高度な専門能力、組織力、人的資源は他の組織では代替が不可能なものであることを考えると、必要な人員の確保は重要な課題である。さらに、大規模災害への対応を考えると、平成24年11月に防衛省が公表した「東日本大震災への対応に関する教訓事項」にも記載されているが、より高度な教育訓練の実施も重要な課題である。

よって国においては、さらなる国の防衛、大規模・特殊災害対策及び国際平和維持活動等、多

様化する任務を遂行することができるよう、自衛隊の確実な定員の充足を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年2月22日

静岡県駿東郡小山町議会

以上のとおり、本意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、総務大臣に提出するものです。

よろしく御審議いただき、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

梶 繁美君提出の発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立多数です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、関係行政庁に提出します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、2月25日月曜日 午前10時開議

議案第26号から議案第33号までの平成25年度予算8件を順次議題として、当初予算の補足説明を行います。

本日はこれにて散会します。

午後2時13分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 真 田 勝

署 名 議 員 池 谷 弘

署 名 議 員 高 畑 博 行

平成25年第1回小山町議会3月定例会会議録

平成25年2月25日(第2日)

召集の場所

小山町役場議場

開議

午前10時00分 宣告

出席議員

1番	阿部 司君	3番	池谷 弘君
4番	高畑 博行君	5番	桜井 光一君
6番	渡辺 悦郎君	7番	米山 千晴君
8番	湯山 鉄夫君	9番	梶 繁美君
10番	池谷 洋子君	11番	込山 恒広君
12番	鷹嶋 邦彦君	13番	真田 勝君

欠席議員

なし

説明のために出席した者

町長	込山 正秀君	副町長	土村 暁文君
教育長	天野 文子君	企画総務部長	小野 巖君
経済建設部長	後藤 栄一君	住民福祉部長	土屋 礼二君
教育部長	高橋 忠幸君	危機管理監	新井 昇君
会計管理者	鈴木 哲夫君	政策秘書課長	室伏 博行君
企画財政課長	羽佐田 武君	総務課長	小野 学君
税務課長	湯山 正敏君	健康福祉課長	秋月 千宏君
住民課長	高橋 裕司君	地域防災課長	池田 馨君
建設課長	小野 克俊君	農林課長	遠藤 一宏君
商工観光課長	池谷 精市君	都市整備課長	湯山 博一君
上下水道課長	池谷 和則君	こども育成課長	相原 浩君
生涯学習課長	土屋 和彦君	総務課副参事	鈴木 辰弥君

職務のために出席した者

議会事務局長 田代 順泰君

会議録署名議員

3番 池谷 弘君

4番 高畑 博行君

散

会

午前11時45分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第26号 平成25年度小山町一般会計予算
- 日程第 2 議案第27号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第28号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第 4 議案第29号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第30号 平成25年度小山町下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第31号 平成25年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第 7 議案第32号 平成25年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第33号 平成25年度小山町下水道事業会計予算

議

事

午前10時00分 開議

○議長（真田 勝君） 本日は御苦労さまです。

ここで、小山町議会傍聴規則第8条の規定により、本日、傍聴席でのカメラ等の撮影の申し出を議長において許可しておりますので、報告いたします。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 議案第26号 平成25年度小山町一般会計予算

○議長（真田 勝君） 日程第1 議案第26号 平成25年度小山町一般会計予算を議題とします。

各部長から補足説明を求めます。はじめに、企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 平成25年度一般会計予算の企画総務部関係の補足説明を行います。

はじめに、歳入から御説明申し上げます。

予算書の9ページをお願いします。1款町税の総額では37億9,770万8,000円と、平成24年度に比べ1,868万8,000円、率にして0.5%の減となっております。この内訳といたしまして、1項町民税は13億9,610万円で町税全体の36.8%、2項固定資産税は22億2,880万円で町税全体の58.7%と、これらが町税収入の大半を占めております。

3項軽自動車税は3,965万円で町税全体の1.0%、4項町たばこ税は1億3,300万円で町税全体の3.5%、5項の入湯税につきましては15万8,000円となっております。

それでは、税目ごとに御説明いたします。

20ページをお願いします。1款1項町民税の1目個人の1節現年課税分ではありますが、前年度対比で3,800万円、3.4%減の10億5,900万円を見込みました。減額の要因ではありますが、納税義務者の減少や国家公務員の給与削減等により見込まれる所得割の減収によるものでございます。

次に、その下の2目法人税の1節現年課税分ではありますが、対象法人数は458社となっております。政府の平成25年度の経済見通しは、世界経済の緩やかな回復が期待される中で、日本経済再生に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」により、長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指すという方針により、着実な需要の発現と雇用創出が見込まれ、国内総生産は2.5%程度成長すると見込まれていますことから、前年度対比900万円、2.8%増の3億2,900万円としたところであります。

次に、21ページをお願いします。2項1目固定資産税の1節現年課税分の調定見込額ではありますが、土地につきましては引き続き土地価格が下落しており、前年度対比826万円、1.1%減の7億1,496万6,000円を計上いたしました。

家屋につきましては前年度対比214万6,000円、0.3%増の7億9,326万2,000円としたところであり、償却資産につきましては平成24年度の実績見込みを基礎とし、前年度対比735万円、1.0%増の7億2,203万6,000円といたしました。

土地、家屋、償却資産の調定見込額に収納率を98.8%と見込み、純固定資産税全体では前年度対比1,200万円、0.5%増の22億1,000万円を見込んだところであります。

次に、22ページ3項1目軽自動車税、1節現年課税分ではありますが、250cc以下の二輪車は減少傾向にある中、軽四輪乗用車が前年度対比で51台増加しております。このようなことから、0.6%増の3,960万円を見込んだところであります。

次に、23ページの4項1目町たばこ税につきましては、近年の健康志向により喫煙者数の減少傾向が続く中ではありますが、平成24年度決算見込額を基礎といたしまして1億3,300万円と前年度同額を見込んだところであります。

次に、25ページをお願いします。6款1項1目地方消費税交付金2億2,500万円は、平成6年の税制改正により創設されたもので、県からの市町交付金の見込額等から推計し、前年度に比べ1,000万円を減額し、計上したものであります。

次に、26ページの7款1項1目ゴルフ場利用税交付金2億4,500万円は、前年度に比べ500万円の減額を見込みました。平成24年度現時点での利用者数は、対前年比2.3%の減であり、近年の景気の状態や特に団塊の世代に続く世代のプレーヤーの減少等により、交付金の減少が見込まれる状況となっております。

次に、8款1項1目自動車取得税交付金3,800万円は、前年度に比べ100万円の減額を見込みました。

次に、27ページをお願いします。11款1項1目地方交付税3億1,000万円であります。平成25年度地方財政対策に基づく国の地方交付税の交付見込額を勘案し、前年度に比べ1,300万円の減額を見込み計上したものであります。

次に、35ページをお願いします。15款2項8目特定防衛施設周辺整備調整交付金2億1,120万円は、防衛施設関連市町村に対し交付されるもので、通常分として見込んだものであります。

次に、37ページをお願いします。16款2項1目総務費県補助金、2節企画渉外費補助金2,603万8,000円の主なものは、用沢局舎(78局)光ファイバ網整備に係る補助対象事業費に対する6分の1の県よりの補助金であります。

次に、40ページをお願いします。16款2項10目特別対策事業費補助金、1節緊急雇用創出事業補助金4,920万9,000円は、平成24年度に引き続き、国の施策により、現下の雇用失業情勢に鑑み、短期の雇用・就業機会を創出・提供するために、生活空間・景観美化推進事業やスコリア土壌森林内緊急整備事業、町所蔵文化財整理・保存事業など8事業を実施するもので、雇用者は35人を予定しております。

次に、41ページをお開きください。17款1項1目財産貸付収入3億9,020万6,000円の主なもの

は、1節土地貸付収入の内前年度比1.1%の増を見込んだ、説明1東富士演習場貸付料2億9,516万2,000円と、医療法人社団青虎会へ旧新宿区立足柄学園を老人介護保健施設等整備用地として貸し付ける5年分の賃料7,500万円を含む説明2宅地・山林貸付料8,293万8,000円であります。

次に、42ページの17款2項1目不動産売払収入の1節土地売払収入1億1,103万1,000円は、旧緑ヶ丘町営住宅団地跡地、成美小学校教職員住宅跡地など4件の町有地の処分と足柄林業組合へ払い下げた25年度分の支払いを見込んだものであります。

次に、45ページをお願いします。19款2項基金繰入金について御説明いたします。1目財政調整基金繰入金7,600万円は、平成22年度に一般社団法人須走彰徳山林会様から災害対策のために御寄附をいただいたものを、須走立山排水路改修工事等の建設工事の財源に充てるために、次のページ、5目東富士演習場関連特定事業基金繰入金2億6,500万円は、基金に積み立てた特定防衛施設周辺整備調整交付金を保育園、幼稚園の運営や医療費助成などのために、それぞれ必要な財源として繰り入れるものであります。

次に、49ページをお願いします。21款5項4目RDFセンター周辺整備受託事業4,273万円は、広域行政組合との協定に基づく条件事業実施のためのもので、20年目最終年度となるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

61ページをお願いします。2款1項4目財産管理費3億5,167万7,000円は、前年度と比較しますと1億2,337万8,000円の増となっておりますが、その主なものは(2)財産管理費の次の62ページ15節工事請負費の旧新宿区立足柄学園解体工事の6,622万円と(2)基金管理費25節積立金の財政調整基金へ6,000万円、特定防衛施設周辺整備調整交付金いわゆる防衛9条交付金を東富士演習場関連特定事業基金へ2億5,000万円積み立てるものであります。

次に、65ページをお願いします。6目自治振興費の次のページ(3)自治振興費、19節桑木区集会所建設費補助金1,530万円は、桑木区との協定に基づき交付するもので、交付最終年度となります。区長交付金650万円と区運営交付金1,450万円は、区長及び区への運営費として交付するもので、前年度と同額であります。

次に、70ページをお願いします。9目諸費の(2)臨時職員福利厚生費3,417万8,000円は、来年度予定しています約170名の臨時職員の内85名に係る社会保険料2,702万4,000円が主なものでございます。

次に、80ページをお願いします。7項1目企画渉外総務費の82ページ(5)企業立地推進費1,629万8,000円の主なものは、次のページ19節負担金補助及び交付金の小山町地域産業立地事業費補助金1,000万円で、地域産業の高度化、活性化及び雇用の創出を図るため、要件を満たした企業に対して用地の取得に要する経費の20%を、従業員の新規雇用に要する経費として、1人当たり50万円の範囲内で補助するものであり、2分の1が地域産業立地事業費補助金として県より補助されるものであります。

(6) 光ファイバ網整備事業費8,701万7,000円は、用沢局舎(78局)光ファイバ網整備に係る経費であります。

次に、117ページをお願いします。4款2項1目環境保全総務費の118ページ(3)環境保全費、19節負担金補助及び交付金の合併処理浄化槽設置奨励事業補助金1,822万4,000円は、河川の汚染防止や環境保全を図るため、合併処理浄化槽48基分の設置補助金であります。

次に、120ページをお願いします。3項1目清掃総務費の次のページ(2)塵芥収集事業費、7節賃金の臨時職員賃金517万4,000円は、24年度に引き続き、不法投棄防止のため、町内パトロール、廃棄物の回収を行う2人分の人件費で、緊急雇用創出事業補助金を財源に実施するものです。

13節委託料の塵芥収集運搬3,965万9,000円は、家庭から排出される一般廃棄物のごみ収集運搬で、町内を4地区に分けて実施しているものであります。

次に、ずっと飛びますが204ページをお願いします。11款1項公債費、1目元金7億6,600万6,000円は、対象本数198本に対する町債の償還元金であります。またその下の2目利子の1億1,673万3,000円の主なものは、対象本数228本の町債の償還利子及び一時借入金利子であります。

以上で、企画総務部関係の説明を終わります。

○議長(真田 勝君) 次に、住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長(土屋礼二君) 平成25年度一般会計予算の住民福祉部関係の説明を行います。

まず、歳入から御説明いたします。

34ページをお願いします。中段の15款2項5目消防費国庫補助金の1節消防費補助金の説明1演習場周辺民生安定施設整備事業補助金1億725万円は、平成24年、25年度の継続費で実施しますデジタル行政無線機整備事業に対する補助金であります。

35ページをお願いします。下段の15款3項1目総務費委託金の2節戸籍住民基本台帳費委託金、説明1中長期在留者居住地届出等事務委託金29万3,000円は、昨年度までは外国人登録事務市町村委託金でしたが、外国人登録法が廃止になり、その代わりとして外国人が中長期在留者として町に転入・転出をする事務の、国からの事務委託金であります。

次に、38ページをお願いします。16款2項3目衛生費県補助金の1節保健衛生費補助金2,290万3,000円は、こども医療費、健康増進事業等の事業への、県から交付される補助金であります。

次に、39ページをお願いします。7目消防費県補助金の1節消防費補助金の説明1大規模地震対策等総合支援事業費補助金1,140万円は、総合文化会館内に整備予定の災害対策本部体制強化に伴う機器整備や、町から自主防災組織への補助に対して、県から交付されます補助金であります。

続いて、歳出について御説明いたします。

66ページをお願いします。2款1項6目自治振興費の説明欄(3)防犯推進費の7生活安全相談員賃金284万2,000円は、生活安全等に関する相談業務や幼稚園・保育園等・児童・生徒の防犯指導、巡回などの防犯活動の強化等により安心・安全なまちづくりの推進を図るため配置する生活相談員の賃金で、警察官OB1名を予定しております。

次のページの15空き家等解体撤去事業100万円は、本年4月1日施行の小山町空き家等の適正管理に関する条例に伴う代執行に係る工事費であります。また、19空き家解体撤去事業補助金30万円は、危険空き家等の撤去に係る補助金であります。

次に、73ページをお願いします。2款3項1目戸籍住民基本台帳費の次のページ説明欄(2)戸籍住民基本台帳事務費、13戸籍副本データ管理システム構築152万3,000円は、平成23年3月11日の東日本大震災による津波被害により、被災地で戸籍の正本が庁舎ごと滅失したことにより、大規模災害等に備え、国が全国2か所にバックアップセンターを設置し、現在電子化となっております戸籍の副本を専用回線により毎日送信し、バックアップをするためのシステムの構築費用であります。なお、静岡県内の市町は、兵庫県の第二副本データ管理センターで管理するものであります。

次に、91ページをお願いします。3款1項2目障害者福祉費の次のページの中段説明欄(3)重度心身障害児(者)援護費、20重度障害者(児)医療費扶助3,200万円は、医療費の個人負担分を助成するものであります。

次のページ説明欄(5)自立支援給付費、20障害介護給付費2億364万円は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の入所支援費や居宅介護、グループホーム、ケアホームの利用など、障害のある方の施設入所支援に対する支援費が主なものであります。

この支援費に対する国及び県の負担率は、国が2分の1、県が4分の1で、歳入予算にそれぞれ障害者自立支援給付費負担金として計上しております。

説明欄(7)地域生活支援事業費、13地域活動支援センター事業と障害者相談支援事業及び次のページの20重度身体障害児(者)日常生活用具扶助と障害児(者)日中一時支援事業が主なもので、これは障害者自立支援のため、それぞれ障害のある方が在宅で利用するサービスを支援するものであります。

次に、96ページをお願いします。5目国民年金事務取扱費の説明欄(2)国民年金受託事務費の次のページの13異動報告磁気媒体対応システム改修73万5,000円は、平成25年度から町が年金事務所へ提出する国民年金異動報告書を磁気媒体による提出とするため、システムを改修するものであります。

99ページをお願いします。2項1目老人福祉総務費説明欄(4)老人保護措置費の次のページの20老人措置費4,600万円は、町が措置して養護老人ホームへ入所している19人分の老人保護措置費であります。

同じページの3目後期高齢者医療費は、医療制度改革により平成20年4月から施行された後期高齢者医療制度に係る経費を計上したもので、次のページの説明欄(2)後期高齢者医療事業費、13健康診査業務1,393万3,000円と説明欄(3)後期高齢者医療負担金、19静岡県後期高齢者医療医療給付費負担金1億6,058万2,000円が主なものであります。

次に、113ページをお願いします。4款1項1目保健衛生総務費の説明欄(3)救急医療対策事

業費、19御殿場市救急医療センター負担金5,410万5,000円は、救急医療センター運営費の総支出額から収入額を差し引いた不採算分を御殿場市と人口割にて負担するものであります。

同じく19医療施設耐震化整備事業負担金1,300万円は、第2次救急医療施設である有隣厚生会富士病院が平成23年度から25年度までの3年間で実施します耐震化増改築事業に係る負担金で、2億5,000万円を御殿場市とともに負担するもので、小山町分5,000万円を3年間で毎年度末の出来高により負担するものであります。平成25年度においては、平成23年・24年度で支出した残りの1,300万円を計上しております。

2目予防費の次のページの説明欄(2)感染症予防費、13個別接種5,000万円は、ポリオ、麻疹風疹、日本脳炎、高齢者のインフルエンザ・肺炎球菌等の予防接種と、今年度から定期接種となります子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種事業に係る医師及び医療機関への委託料であります。

続きまして、3目健康づくり推進費の次のページの説明欄(3)生活習慣病予防費、13保健事業3,200万円は、各種がん検診にかかる費用で、医師会及び医療機関への委託料であります。

次のページの4目母子保健事業費説明欄(2)母子保健事業費、13保健事業1,350万円は、妊婦健診及び乳児検診にかかる費用で、医師及び医療機関への委託料であります。

また、20出産祝金支給550万円は、第2子目に5万円、第3子目以降に10万円を支給するもので、平成24年度と25年度の2か年に亘るサンセット方式による事業であります。

説明欄(3)こども医療費助成費、次のページの20こども医療費助成8,000万円は、0歳児から中学3年生までの入院・通院にかかる医療費の自己負担額の全額を助成する事業であります。

続いて、8款消防費について説明いたします。

162ページをお願いします。2目非常備消防費説明欄(2)消防団運営費、1消防団員報酬623万3,000円は、団員177名分の報酬であります。9費用弁償1,500万円は消防団員の災害出勤や訓練等に対する費用弁償であります。なお、前年度より200万円増額しておりますのは、隔年で実施されています駿東支部消防操法大会に2箇分団が出場することから、訓練回数が増えることによるものであります。

164ページをお願いします。説明欄(3)消防団消防施設維持管理費、18消防ポンプ自動車2,135万円は、小山町消防団第7分団の消防ポンプ自動車の購入費で、平成11年3月から14年が経過し、修理等の部品の調達も困難となるおそれがある状況から更新をするものであります。

次に、166ページをお願いします。5目災害対策費説明欄(2)地震対策費、15災害対策本部体制強化整備事業1,400万円は、歳入でも御説明いたしました災害対策本部を総合文化会館に設けた場合に、防災情報機材等を役場本庁と同様に使用できるように、Jアラートや静岡県とのホットライン電話、同報ファクス等の機器整備を行うものであります。

その下の18気象情報伝達システム整備事業210万円は、現在、静岡県からの気象情報は県防災ファクスで送信されておりますが、機能回線強化として県下一斉の整備が予定されております機器

整備に係るもので、2分の1が県補助金の予定であります。

また、同じく放射能測定機器整備事業25万2,000円は、放射能の表面汚染を測定する機器を、町として保有するものであります。

次に、168ページをお願いします。6目無線設備管理費説明欄(3)同報系無線設備管理費の次のページ18戸別受信機199万5,000円は、各家庭に貸与しております戸別受信機が経年劣化や故障等により不足が生じておりますので、新規に50台を購入するものであります。

次に、その下、説明欄(4)デジタル行政無線機整備事業費、18デジタル行政無線機1億4,300万1,000円は、平成24年、25年度の2か年で継続費で実施します事業の25年度分で、半固定型無線機12台、車載型無線機48台、携帯型無線機64台を購入設置するものであります。

その下の19中継所共同整備負担金3,271万2,000円は、静岡県デジタル行政通信システム整備に係る中継所共同整備工事に伴い、静岡県と協定を締結した工事負担金であり、静岡県と共同利用する小山中継所、御殿場中継所の工事費の負担分であります。

以上で、住民福祉部関係の説明を終わります。

○議長(真田 勝君) 次に、経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長(後藤栄一君) 一般会計における経済建設部関係の補足説明を行います。

はじめに、歳入関係であります。

予算書28ページをお開き願います。13款1項1目農林水産業費分担金の1節農業費分担金1,416万5,000円は、平成22年度からスタートした大胡田地区他4地区で実施される県営中山間地域総合整備事業に伴うほ場整備工事等に対する地権者からの分担金が主なものであります。

次に、31ページをお開き願います。5目土木使用料、3節住宅使用料5,800万円は、378世帯の入居者をもとに、平成24年度の決算見込みを考慮して計上したものでございます。

次に、34ページをお開きください。15款2項4目土木費国庫補助金の1節道路橋梁費補助金、説明欄2、3は社会資本整備総合交付金事業による柳島地内の日影橋他5橋の橋梁長寿命化事業、また町道1063号線道路改良舗装事業に対する補助金5,390万円と、小山パーキングエリアのスマートインターチェンジ・アクセス道路事業等に対する補助金1億7,200万円と補助率は55%となっております。

次に、38ページをお願いいたします。16款2項4目農林水産業費県補助金の2節林業費補助金4億7,090万1,000円の主なものは、説明欄4県単治山事業で行われる中島・高石地区の治山工事の補助金1,560万円と説明欄5の森林整備加速化・林業再生事業補助金の4億5,062万9,000円で、木材加工場及び原木流通センター等の建設に対する県補助金3億1,262万9,000円ときたごう保育園園舎建設事業に対する補助金1億3,800万円であります。

次に、39ページをお願いいたします。16款2項5目商工費県補助金の1節商工費補助金、説明欄3の地域商業パワーアップ事業補助金100万円は、買物弱者対策支援事業に対する県からの補助金であります。

その下、2節観光費補助金、説明欄1の観光施設整備事業費補助金2,317万2,000円は、富士山五合目電化事業に対する県からの補助金であります。

次に、6目土木費県補助金の1節道路橋梁費補助金1,440万円は、平成23年度から工事を実施しております菅沼天神下B急傾斜地崩壊防止事業に対するもので、補助率は45%であります。

次に、48ページをお開きください。21款4項1目商工費元利収入、1節勤労者住宅建設資金元利収入6,788万8,000円は、23年度末までに実施した旧制度の預託金残高28件分を一般会計へ受け入れるものであります。

次に、50ページをお開きください。21款6項1目雑入の2節雑入、説明欄33町民いこいの家利用料448万4,000円は、町民いこいの家の指定管理者である足柄サービス合同会社よりの施設利用料で、年間の利用料の6%と物品販売料等の5%分を計上したものであります。

その下、説明欄34の道の駅地域振興センター利用料2,500万円は、道の駅「ふじおやま」の指定管理者である株式会社ふじおやまの施設利用料で、年間販売目標額の5%分を計上したものであります。

次のページ、説明欄43道の駅観光交流センター施設利用料2,300万円は、道の駅「すばしり」の指定管理者株式会社ピカよりの施設利用料で、道の駅「ふじおやま」と同様に、年間販売目標額の5%を計上したものであります。

以上が、歳入の関係であります。

引き続き、歳出関係について御説明いたします。

はじめに、130ページをお開き願います。5款1項7目中山間地域総合整備事業費の19節負担金補助及び交付金2,800万円については、所領地区他町内4地区で事業展開しています県営中山間・足柄金時地区のほ場整備事業等に対する県への負担金として、事業費1億8,000万円の15%に相当する2,700万円と、県営ほ場整備事業の新規追加の一色他3地区の計画調査費に対する県への負担金100万円を計上しております。

次に、133ページをお願いいたします。5款2項1目林業総務費、説明欄(3)森林整備事業費、13節委託料、スコリア土壌森林内緊急整備事業1,703万5,000円は、緊急雇用創出事業の県補助金を受けて、須走地区他町内の土砂流出箇所のある森林内において、下層植生の回復を図るための土壌改良や土止め木柵工を実施するものであります。

次のページ、19節森林整備加速化・林業再生事業補助金3億1,262万9,000円の主なものは、歳入でも御説明しましたが、棚頭地区に建設を予定しております木材加工場と湯船原の原木流通センター等の建設事業者に対し、県からの補助金を全額支出するものであります。

次に、その下、5款2項2目林道費、説明欄(3)林道整備事業費の15節工事請負費1,000万円は、林道竹之下金時線と峯坂線の2路線について、事業費に対し3分の1の県の補助を受けて改良工事を実施するものであります。

次に、135ページ、5款2項3目治山事業費の説明欄(3)県単独治山事業費の15節工事請負費

2,600万円ですが、これは小山町中島・高石地内において治山流路工を整備するものであります。事業費の6割を県補助金で実施いたします。

次に、136ページをお開きください。6款1項1目商工業振興費の内、説明欄(2)商工業振興費1,088万1,000円は、町内商工業者が行う宅配サービス等の地域商業パワーアップ事業への補助金と、商工会への助成金が主なものであります。

次に、137ページ説明欄(4)勤労者支援費7,118万2,000円は、駿東勤労者福祉サービスセンター負担金の309万9,000円と、勤労者住宅建設資金貸付預託金の過年度分6,788万8,000円が主なものであります。

次に、138、139ページをお開き願います。6款2項1目観光費の内、説明欄(2)観光振興費2,312万3,000円は、小山町観光協会と金太郎春まつり等に対する助成金が主なものであります。

次に、140ページの説明欄(4)富士山事業費2,195万6,000円は、富士山に関わる事業で、須走口五合目駐車場など、周辺施設の維持管理に要する経費を計上したものであります。

次に、143ページ、説明欄(8)富士山周辺整備事業費5,134万5,000円は、富士山五合目の電化事業に要する工事請負費であります。

次に、その下2目町民いこいの家管理費262万9,000円は、施設の維持管理費として必要経費を計上したものであります。なお、4月1日から指定管理者に移行するため、前年より大幅な減額となっております。

更にその下3目道の駅管理費583万1,000円の内、説明欄(2)道の駅地域振興センター管理費は、道の駅「ふじおやま」地域振興センターの維持管理費として、次ページの説明欄(3)道の駅観光交流センター管理費は、道の駅「すばしり」観光交流センターの維持管理費として、それぞれ必要経費を計上したものであります。なお、道の駅「ふじおやま」地域振興センターの維持管理費も、4月1日から指定管理者制度に移行するため、前年より大幅な減額となっております。

次に、146ページをお開き願います。中段から、7款1項2目地籍調査事業費1,874万4,000円の主なものは、説明欄(2)地籍調査事業費で、昨年度より着手しました小山地区の一部、0.17平方キロメートルの国土調査で一筆測量等を実施するものであります。

次に、148、149ページをお願いいたします。2項2目道路維持費4,222万3,000円の主なものは、説明欄(3)公共施設地区対応事業費の15節工事請負費で、各地区からの要望に対応する道路維持補修事業3,050万円と、カーブミラー、ガードレールなどを設置する安全施設整備事業450万円であります。

次に、3目町道整備事業費8,790万8,000円の主なものは、説明欄(2)町道整備事業費で、町道4026号線他4路線の道路改良舗装事業等の工事請負費4,000万円と、(3)の清掃センター周辺整備条件事業において、桑木地内の町道2362号線の改良舗装工事3,550万円であります。

次に、150、151ページをお願いいたします。4目公共道路整備事業費4億2,764万4,000円ありますが、国の社会資本整備総合交付金を受けて実施する事業であります。

説明欄（２）公共道路整備事業費では、町道1063号線、役場交差点から豊門公園間の道路改良舗装事業を3,938万円で実施し、説明欄（３）新東名関連町道整備事業費の3億2,826万4,000円は、中日本高速道路株式会社へ工事委託します町道3975号線須川の橋梁工事委託費1億8,900万円と、町道3628、3975、3984号線及び（仮称）小山パーキングエリアのスマートインターチェンジ・ランプ部の道路用地取得費4,380万円、中日本高速道路株式会社との補償細目協定負担金5,100万円及び立木等物件補償費の1,210万円が主なものであります。

その下、説明欄（４）橋梁長寿命化事業費6,000万円は、平成24年度に策定しました小山町橋梁長寿命化修繕計画により、町道中島日影線の日影橋他5橋梁の実施設計及び工事請負費を計上したものであります。

次に、中段5目防衛施設道路整備事業費2,070万1,000円は、防衛8条の補助事業による町道3866号線通称一本ケヤキ線の舗装のための土質調査費及び工事請負費であります。

次に、152、153ページをお願いします。6目急傾斜地崩壊防止事業費3,496万8,000円は、先ほど歳入でも御説明しましたが、15節工事請負費の菅沼天神下Bの急傾斜地崩壊防止事業費の3,210万円が主なものであります。

続きまして、3項1目河川費4,846万5,000円ではありますが、須走地内の須走排水路より須走中学校裏への排水路整備事業費として、工事請負費2,000万円、用地買収費1,500万円が主なものであります。

次に、154、155ページをお開き願います。7款4項2目都市計画費、説明欄（２）都市計画費の13節委託料、足柄サービスエリアのスマートインターチェンジ検討調査400万円は、サービスエリアへのスマートインターチェンジ設置を見据えた、周辺土地利用計画を策定するものであります。

次に、次ページの説明欄（３）都市計画マスタープラン策定事業費の13節委託料、都市計画マスタープラン策定事業費委託費400万円は、平成25年度から2か年の債務負担行為の設定をし、小山町第4次総合計画などとの計画の整合性を確認し、現在の都市計画マスタープランの見直しも行い、町の土地利用の方針を策定するものであります。

次に、その下説明欄（４）地区計画策定事業費の13節委託料、大御神レース村地区計画策定業務300万円は、本年度策定の基本方針に基づき、内陸のフロンティアを拓く総合特区適用地域の実現手法の一つとして、都市計画法に基づく地区計画を策定するものであります。

次に、説明欄（５）都市計画道路再検証事業費の13節委託料300万円は、24年度策定の将来土地利用構想及び道路整備プログラム等を踏まえ、より整備効果の高い道路計画を構築するため、決定済みの路線を含めた都市計画道路の再検証を図るものであります。

次に、説明欄（６）都市計画道路整備事業費の13節委託料600万円は、平成24年度から現地調査に着手しております大胡田用沢線の用地物件補償に向けて、地権者及び用地幅を確定するための業務を行うものであります。

次に、158ページをお願いいたします。7款4項4目新東名対策費の説明欄(2)新東名対策費の13節委託料、小山PA(仮称)スマートインターチェンジ設置調査499万8,000円は、国への連結許可に向けた交通量の推計や、費用対便益を導き出すための調査業務であります。

次に、160ページ15節町営住宅解体事業の1,100万円は、大胡田団地の解体事業費であります。同じく15節の浄化槽改修2,700万円は、南藤曲団地の浄化槽改修の工事費であります。

次に、161ページをお願いいたします。7款5項2目建築指導費、説明欄(2)建築指導費の最下段19節定住促進事業助成金1,500万円は、町外からの転入者の増加及び町外への流出を抑制するための定住促進事業の助成金であります。

次に、201ページをお願いします。10款は災害復旧費であり、1項の農林水産施設災害復旧費から2項の公共土木災害復旧費で年度内に発生が予想される各災害に対応するものであります。

以上で、経済建設部関係の補足説明を終わりにします。

○議長(真田 勝君) それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長(真田 勝君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育部長 高橋忠幸君。

○教育部長(高橋忠幸君) 教育部関係の補足説明をいたします。

はじめに、歳入についてであります。

予算書29ページをお願いします。中段13款2項1目民生費負担金の2節児童福祉費負担金、説明欄1保育所保育料8,523万6,000円は、園児数331人で計上いたしました。

次に、31ページ14款1項6目教育使用料の1節幼稚園使用料2,198万4,000円は、幼稚園の授業料で、1人月額6,100円、園児数300人で計上しました。

次に、35ページをお願いします。一番上、15款2項6目3節社会教育費補助金7,132万3,000円は、平成25年度、26年度の2年間の継続事業で実施します文化会館、総合体育館の生涯学習施設リニューアル事業に対する防衛8条の補助金であります。

次に、歳出についてであります。

予算書103ページをお願いします。3款3項2目の(2)児童手当費2億5,209万3,000円は、0歳から15歳までのお子さんに係る児童手当及びそれに伴う経費であります。

次に、104ページの3款3項3目保育園費7億9,428万2,000円は、町立保育園4園の経費であります。目全体で前年度に比べ4億2,900万円の増額となっています。これは、107ページ中段(5)保育園耐震化事業費4億7,111万8,000円が主なもので、きたごう保育園の耐震化に伴う園舎建設工事等を行うためであります。

なお、予算書を戻っていただき、106ページの(3)保育園維持管理費の13節の一番下、園庭芝

生化整備事業45万円と、18節園庭芝生管理用備品17万3,000円で、いきど保育園園庭の芝生化を行います。

なお、保育園の2月1日現在の入園申込者数は、町内保育園の申し込みが358人、他市町からの受託が15人の計373人、町外への保育委託が15人となっています。

次に、108ページからの4目子育て支援事業費8,683万2,000円は、子育て支援事業として町内4保育園で実施していますぺんぎんランドに係る職員人件費や臨時職員の賃金、109ページ下段の(3)放課後児童クラブ費2,381万5,000円が主なものであります。

109ページ中段の(2)子育て支援事業費の13節子ども・子育て支援新制度システム構築事業は、平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度に伴う、子ども・子育て支援事業計画策定に係る事前調査委託であります。

次に、9款になります。教育費関係です。

170ページをお願いします。9款1項2目事務局費1億480万9,000円の主なものは、(1)職員人件費で教育長を含む職員の人件費と、その他に171ページ下段の(3)児童・生徒・教職員の健康管理に係る健康管理事業費328万5,000円、173ページ(5)こども相談事業費242万1,000円が主なものとなっています。

同じ173ページの9款2項小学校費の1目学校管理費1億6,098万7,000円は、小学校5校の管理・運営に係る経費で、前年度に比べ2,996万7,000円減額となっています。これは平成24年度に須走小学校体育館建築に伴う外構工事3,170万円があったため減額であります。

173ページ下段からの(2)小学校管理運営費の7節賃金は、スムーズな学校運営と子ども達の学習支援のため、非常勤講師、特別支援員、図書室支援事務員等の賃金であります。

続いて、180ページからになります。3項中学校費、1目の学校管理費であります。小学校費と同じく、中学校3校の管理運営に係る経費であります。

182ページの15節工事請負費の中学校整備事業1,000万円の主なものは、須走中学校の武道場屋根の塗装、外トイレの改修等を行うものであります。

次に、186ページをお願いします。9款4項1目幼稚園費1億5,254万円は、幼稚園の管理運営に係る経費で、2月1日現在の申し込み人数は4園合わせて300人で、15クラスの編成を予定しています。

次に、191ページをお願いします。9款5項1目社会教育総務費7,556万5,000円は、前年度から912万5,000円の増額となっています。これは193ページ下段(4)文化財費で、次の194ページの13節委託料、小山町所蔵文化財整理・保存事業1,046万9,000円による増額であります。内容は、豊門会館に保管してあります美術品等や安田貞次氏から寄附された富士山資料等の整理・保存事業で、緊急雇用創出事業補助金で実施するものであります。

同じページ下段2目生涯学習推進費340万2,000円は、町民講座や趣味の教室など各種講座に係る講師謝礼、生涯学習講演会、町民文化祭開催に係るものであります。

次に、196ページの4目生涯学習センター管理費2億1,338万3,000円は、前年度に比べ7,742万5,000円増額となっています。増額の主なものは、199ページ(5)の生涯学習施設改修事業費9,698万3,000円で、防衛8条補助金で、26年度までの2年間で文化会館、総合体育館等の雨漏り、外壁の補修、トイレの改修等を行うものであります。

この他、この目の主なものは、197ページ(2)文化会館等管理運営費7,855万9,000円、198ページの(3)体育施設管理費1,691万1,000円、(4)の巡回バス運行費1,339万6,000円となっています。

次に、199ページ下段からの5目自主文化事業費1,339万8,000円は、金太郎ホール等での自主公演事業に係る経費で、対前年度比816万9,000円の減額となっています。これは、平成24年度は町制施行100周年の記念事業を含めた自主文化事業があったため、次の200ページ13節の委託料、自主事業公演1,000万円が652万円減額となっているためであります。

以上で、教育部関係の補足説明を終わります。

○議長(真田 勝君) 以上で、平成25年度小山町一般会計予算における各部長の補足説明は終わりました。

-
- 日程第2 議案第27号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第3 議案第28号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計予算
 - 日程第4 議案第29号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第5 議案第30号 平成25年度小山町下水道事業特別会計予算
 - 日程第6 議案第31号 平成25年度小山町土地取得特別会計予算
 - 日程第7 議案第32号 平成25年度小山町介護保険特別会計予算
 - 日程第8 議案第33号 平成25年度小山町水道事業会計予算

○議長(真田 勝君) 次に、日程第2 議案第27号から日程第8 議案第33号までの平成25年度特別会計及び水道事業会計の予算7件について一括議題とします。

なお、議案第28号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計予算、議案第31号 平成25年度小山町土地取得特別会計予算の2議案につきましては、2月22日に詳細に町長の提案説明がありましたので、部長の補足説明は省略いたします。

それでは、はじめに、議案第27号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計予算、議案第29号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計予算、議案第32号 平成25年度小山町介護保険特別会計予算の3件について、順次、部長の補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長(土屋礼二君) 住民福祉部関係の特別会計3会計について、順次御説明を行います。

はじめに、議案第27号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計予算の説明を行います。

お手元の附属資料8ページをお開きください。予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,000万円と

いたしました。

予算の規模は、前年度当初予算と比較しますと1,000万円の増額となっています。

国民健康保険の被保険者数は、近年ほぼ横ばい状況ですが、景気低迷の影響による失業者の増加に伴い、低所得者や無職の方の割合が増加している状況にあります。

このような状況の中にあつて、国民健康保険特別会計は前年比0.53%の伸びとなっておりますが、今後の医療費の動向によっては、基金の取り崩しや税率改正も視野に入れておく必要があると考えております。

次に、新年度予算の編成に当たり、留意いたしました事項について申し上げます。

はじめに、歳入の1款国民健康保険税4億1,346万6,000円につきましては、被保険者の税負担の公平化を図りながら、保険給付費、後期高齢者支援金等及び介護納付金の財源確保に努めるところであります。

4款国庫支出金、5款療養給付費交付金、6款前期高齢者交付金、7款県支出金及び8款共同事業交付金につきましては、静岡県国民健康保険団体連合会の試算及び国・県の負担指示率等に基づき積算し計上したものであります。

一方、歳出の2款保険給付費、3款後期高齢者支援金等、4款前期高齢者納付金等、5款老人保健拠出金、6款介護納付金及び7款共同事業拠出金につきましては、国の予算編成通知に基づき、静岡県国民健康保険団体連合会の試算額により計上したものであります。

8款保健事業費につきましては、平成20年度から医療保険者への義務化となりました特定健康診査・特定保健指導を重点施策としております。

以上で、国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第29号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計予算の説明を行います。

附属資料につきましては9ページの下段をお願いします。本会計は高齢者の医療の確保に関する法律による低所得者等の保険料減額分に対する一般会計からの繰入れと、後期高齢者からの保険料を合算して、静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

予算の総額は1億9,710万1,000円となっています。

前年度当初予算と比較しますと391万円、2.0%の伸びとなっています。

歳入予算では、1款後期高齢者医療保険料1億7,112万8,000円と2款繰入金2,441万9,000円は、ともに静岡県後期高齢者医療広域連合の試算に基づき計上いたしました。

歳出予算では、歳入予算の収入を静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付金として納付するものであります。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

最後に、議案第32号 平成25年度小山町介護保険特別会計予算の説明を行います。

附属資料の11ページとなります。

まず、本会計の概要から説明いたします。

介護保険事業は、平成12年度から開始され、3年毎に事業計画などの見直しをしております。本年度は第5期事業計画の2年目となります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億7,000万円といたしました。予算規模は、前年比4.0%の増となっております。

はじめに、歳入の1款保険料は、65歳以上の第1号被保険者分を計上したものであり、3億3,074万5,000円で、前年比で2.5%の増となっております。

その他の歳入につきましては、それぞれの負担割合により、国・支払基金・県及び町からの歳入であります。

次に、歳出の2款保険給付費14億7,445万1,000円は、ホームヘルプサービスやデイサービス等の利用に伴う居宅介護サービス給付費、グループホーム等の利用に伴う地域密着型介護サービス給付費、特別養護老人ホーム等の施設利用に伴う施設介護サービス給付費が主なものであります。

4款地域支援事業費2,841万7,000円につきましては、二次予防事業対象者及び一次予防事業対象者に対して行う各種介護予防事業、地域包括支援センターを中心とした総合相談、虐待防止や食事の配達サービス、紙おむつの支援事業、ふれあい茶論、ミニデイサービス等の高齢者の生きがいと健康づくりを推進していくものであります。

以上で、介護保険特別会計予算の説明を終わります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 次に、議案第30号 平成25年度小山町下水道事業特別会計予算、議案第33号 平成25年度小山町水道事業会計予算の2件について、順次部長の補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） はじめに、議案第30号 平成25年度小山町下水道事業特別会計予算の説明を行います。

下水道事業特別会計は、予算書の283ページからとなっております。

はじめに、歳入関係であります。

予算書288ページをお開きください。1款1項1目下水道使用料7,618万円は、1節下水道使用料及び手数料の説明欄1下水道使用料の7,500万円が主なものであります。平成24年度の使用料の実績に基づき、前年度比63万円、0.8%の減額を見込み計上したものであります。

次に、同ページ下段から289ページにかけての3款国庫支出金、1項1目1節説明欄1の社会資本整備総合交付金210万円は、須走浄化センター施設の健全度に関する点検・調査の結果に基づき、長寿命化計画を策定する事業に対し交付されるものであります。

次に、4款1項1目一般会計繰入金9,113万1,000円は、下水道特別会計における歳入歳出の差額を一般会計から繰り入れるもので、前年度比144万8,000円、1.6%の増額となっております。

その主なものは292ページ説明欄（2）下水道施設維持管理費で、須走浄化センター及びマンホールポンプ場15か所分の電気料である光熱水費908万5,000円と、マンホールポンプ場の1か所2

基分の修繕と、須走浄化センター内の電気設備等の修繕料620万円、説明欄13須走浄化センターの運転のための維持管理費3,000万円、浄化センターから発生した汚泥の処理処分費900万円であります。

次に、294ページをお開きください。上段説明欄13須走浄化センター長寿命化計画策定業務委託料420万円は、歳入でも御説明しました社会資本整備総合交付金事業として実施し、25年度では前年度事業で行った基礎調査をもとに計画策定を行うものであります。

次に、2款1項1目元金の説明欄23償還金元金6,559万円であります。平成6年度から平成15年度までの間に借り入れた32件分の償還金元金であります。

その下の2目利子の説明欄23償還金利子2,411万8,000円は、借り入れております32件分の起債に対する償還金利子であります。

以上で、下水道事業特別会計予算の補足説明を終わります。

続きまして、議案第33号 平成25年度小山町水道事業会計予算の補足説明を行います。

水道事業会計予算書につきましては、別冊となっておりますので、よろしくお願いたします。

予算書4ページをお開きください。平成25年度の水道事業会計の業務量であります。第2条の業務の予定量に記載してありますように、給水戸数7,176戸、年間総給水量358万1,331トン、1日平均給水量は9,812トンであります。

主な建設改良事業は、第4期拡張事業に基づく小山水系及び北郷水系の配水管布設工事などを計画しているところであります。

それでは、収益的収入及び支出について御説明いたします。

予算書22ページをお開き願います。収益的収入の1款1項1目給水収益の1節水道使用料2億800万円は、給水戸数7,176戸分を見込み、前年度比2.5%増で、今年度の使用水量の決算見込みに基づいて計上したものであります。

また、3目その他営業収益の2節手数料453万円ありますが、加入分担金の300万円と、下水道使用料受託収益の128万円が主なものであります。

次に、23ページをお開きください。収益的支出の1款1項1目原水及び浄水費であります。13節委託料1,281万円は、説明欄の水道施設の巡回・点検業務委託の674万7,000円と水質検査業務委託の568万5,000円が主なものであります。

その下段の18節動力費2,100万円は、水源施設などにおいて、東京電力との受電契約63件に対する電気代であります。

次に、24ページ上段の2目配水及び給水費であります。中ほど16節修繕費2,000万円は、配水管及び給水管の漏水などの修繕と、計量法に基づく量水器の交換等を実施するためのものであります。

次に、同ページ下段から25ページにかけての4目業務費であります。25ページの13節委託料779万8,000円は、年間約4万9,000件に対する検針業務と、企業会計処理等に必要の電算業務を委

託する費用であります。

次に、26ページ6目減価償却費は、今年度の決算見込額1億172万1,000円に対し、償却が終了した資産と償却が始まる資産に係る減価償却額を相殺し、1億320万円と見込みました。

次に、7目資産減耗費84万2,000円は、取水ポンプの交換等による資産除却費用であります。

次に、27ページをお開きください。2項1目支払利息及び企業債取扱諸費の37節企業債利息536万5,000円は、昭和58年度から平成24年度までに借り入れた18件分の企業債償還金利子であります。

次に、28ページをお願いします。資本的収入及び支出について御説明いたします。

はじめに、資本的収入1款1項1目1節企業債1,000万円は、上水道第4期拡張事業であります。県道沼津小山線配水管布設工事の実施に伴う企業債で、前年度に比べ2,000万円の減額といたしました。

次に、3項1目1節国庫補助金1,920万円ではありますが、防衛8条補助事業として実施いたします。北郷水系配水管布設工事に対する防衛省からの補助金であります。

次に、29ページをお開きください。資本的支出であります。1款1項1目水源施設費の41節工事請負費1,252万円は、三菱第1水源取水ポンプ及び滅菌機の交換等の施設整備工事を実施するためのものであります。

次に、2目配水施設費であります。下段の41節工事請負費8,448万円は、第4期拡張事業に基づき、水道水の安定供給を図るため、北郷水系配水管布設工事、県道沼津小山線配水管布設工事等、配水施設の整備工事を実施するものであります。

次に、30ページの2項1目企業債償還金959万2,000円は、昭和58年度から平成21年度までに借り入れた13件分の企業債の元金償還金であります。

これより少し戻りますが、4ページの第4条に記載しましたように、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,239万9,000円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額416万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億404万2,000円、建設改良積立金1,418万9,000円の補てんをするものであります。

次に、16ページをお開き願います。平成24年度の水道事業予定損益計算書であります。これは水道事業会計の営業状況を表しているものであります。平成24年度の決算見込額により算定しますと、約46万8,000円の純損失となることとなります。利益積立金をこれに補てんし、当年度未処理欠損金を0にするものであります。

これによりまして、18ページ下から7行目に記載してありますように、利益積立金は約2,953万2,000円となります。

次に、19、20ページをお開き願います。平成25年度の水道事業予定貸借対照表であります。これは水道事業会計の財政状況を表しているもので、20ページ下から4行目の利益剰余金合計は約3億3,895万5,000円で、これから利益積立金を除いた額が、当年度以降における資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を補てんする財源の一つとなるものであります。

当年度未処分利益剰余金は40万4,000円、前年度比約42万4,000円の減額となっており、引き続き厳しい経営状況が続くこととなります。

以上で、水道事業会計予算の補足説明を終わります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 部長の補足説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、2月28日木曜日 午前10時開議

議案第26号から議案第33号までの平成25年度予算8件を順次議題として、質疑、委員会付託を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時45分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 真 田 勝

署 名 議 員 池 谷 弘

署 名 議 員 高 畑 博 行

平成25年第1回小山町議会3月定例会会議録

平成25年2月28日(第3日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	阿部 司君	3番	池谷 弘君
	4番	高畑 博行君	5番	桜井 光一君
	6番	渡辺 悦郎君	7番	米山 千晴君
	8番	湯山 鉄夫君	9番	梶 繁美君
	10番	池谷 洋子君	11番	込山 恒広君
	12番	鷹嶋 邦彦君	13番	真田 勝君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	土村 暁文君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	小野 巖君
経 済 建 設 部 長	後藤 栄一君	住 民 福 祉 部 長	土屋 礼二君
教 育 部 長	高橋 忠幸君	危 機 管 理 監	新井 昇君
会 計 管 理 者	鈴木 哲夫君	政 策 秘 書 課 長	室伏 博行君
企 画 財 政 課 長	羽佐田 武君	総 務 課 長	小野 学君
税 務 課 長	湯山 正敏君	健 康 福 祉 課 長	秋月 千宏君
住 民 課 長	高橋 裕司君	地 域 防 災 課 長	池田 馨君
建 設 課 長	小野 克俊君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商 工 観 光 課 長	池谷 精市君	都 市 整 備 課 長	湯山 博一君
上 下 水 道 課 長	池谷 和則君	こ だ も 育 成 課 長	相原 浩君
生 涯 学 習 課 長	土屋 和彦君	総 務 課 副 参 事	鈴木 辰弥君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 田代 順泰君

会議録署名議員 3番 池谷 弘君 4番 高畑 博行君

散 会 午後2時09分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第26号 平成25年度小山町一般会計予算
- 日程第 2 議案第27号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第28号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第 4 議案第29号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第30号 平成25年度小山町下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第31号 平成25年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第 7 議案第32号 平成25年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第33号 平成25年度小山町水道事業会計予算

議

事

午前10時00分 開議

○議長（真田 勝君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 議案第26号 平成25年度小山町一般会計予算

○議長（真田 勝君） 日程第1 議案第26号 平成25年度小山町一般会計予算を議題とします。

本議案については、2月22日及び25日の本会議をもって、町長の提案説明及び部長の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

今定例会では、質疑の事前通告の試行を行っておりますので、通告順により発言を許します。

最初に、8番 湯山鉄夫君。

○8番（湯山鉄夫君） 提出をされております議案第26号 平成25年度一般会計予算の歳出について質問をさせていただきます。5問ほどございます。よろしくお願ひ申し上げます。

第1、第2款総務費1項4目財産管理費、予算書62ページをお願いします。説明欄15足柄学園解体工事につきまして質問をさせていただきます。

本件は長年に亘り、町、地域の懸案にして重要な課題でありました。過去に紆余曲折がありましたけれども、関係者の皆さんの理解と協力により、24年12月より進入路の拡張工事が着工されました。更には建物解体により、大きく進展が期待をされるわけであります。

ここで伺います。解体工事は校舎並びに体育館等全ての施設を解体されるのかどうか、この点をお伺いします。

2として、解体後の当該地土地利用の概要について御説明いただきたいと思ひます。

質問項目につきまして、5項目に亘りまして、連続をさせて質問させていただきます。

予算書81ページ第2款総務費7項1目企画渉外総務費、説明欄13地域整備計画事業500万円、これにつきまして、既に菅沼地区では調査検討会が進められております。足柄地区につきましては、足柄駅をはじめ、地域整備計画の取り組みを期待するところであります。

伺います。菅沼地区、足柄地区計画はどのように今後展開をされていくのか。

附帯事項といたしまして、国土利用計画策定事業に対しまして、その概要を御説明いただきたいと思ひます。

続きまして、3、第3款民生費3項4目子育て支援事業、予算書109ページをお願いします。説明欄（3）放課後児童クラブ費、足柄地区の放課後児童クラブは足柄地区コミセン2階の一室を

案分して利用しております。改善すべき等の意見や指摘があります。

伺います。足柄児童クラブの態様は現状を是とするのかどうか。また、将来的に改善計画が考えられるのかどうか。この点お伺いします。

続きまして、4項目、予算書167ページ第8款消防費1項6目無線設備管理費、説明欄(4)デジタル行政無線機整備事業費、予算額1億7,571万3,000円について、デジタル化に伴う行政無線に関する近代化、能率化を向上させることは大事なことであります。県による中継所の整備等により緊急異常事態にその機能が期待をされるわけであります。

伺います。デジタル機能の改善内容について。もう1点、具体的な施工実施計画の進め方について御説明いただきたいと思います。

5といたしまして、予算書194ページ第9款教育費5項1目社会教育総務費、説明欄13所蔵文化財整理・保存事業、計上額1,046万9,000円、遺跡や文化財のあるところに歴史があると言われます。町内には幾つかの発掘調査した遺跡から発見された出土品が多くあります。

また、由緒ある美術工芸品、名作、名品等々は貴重な財産として維持管理すべきと考えます。

伺います。所蔵している文化財は、現在、どのような保管管理をされていますか。

2といたしまして、近年、埋蔵発掘などの調査した出土品はありますか。

3として、町指定の重要文化財の維持管理はどうされていますか。

以上、5点につきまして質問をさせていただきます。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 答弁を求めます。

○総務課長(小野 学君) 湯山鉄夫議員にお答えします。

予算書62ページ、説明欄上から2行目の15旧足柄学園解体工事費6,622万円の工事内容についてであります。3階建て及び平屋の鉄筋コンクリート造りの本館棟が2棟と鉄骨造で本館棟と渡り廊下でつながる附属棟並びに雨天練習場、更に増築で建てられましたプレハブ棟の全部で5棟、あそこの1画にあります全ての建屋につきまして取り壊しをいたします。解体工事の仕上げにつきましては、客土なしの整地のみで、更地にする計画となっております。

次に、解体後の当該地の土地利用概要であります。平成23年10月11日に締結いたしました小山町と青虎会との合意書に基づいた施設の整備につきまして、土地利用計画等を現在作成しているということを聞いております。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 答弁を求めます。

○企画財政課長(羽佐田武君) 歳出の81ページ2款7項1目企画渉外総務費の(2)企画調査費の13節地域整備計画事業についてであります。

この委託料500万円につきましては、菅沼地域及び足柄地域の計画を策定するための委託料であります。

菅沼地域まちづくり計画につきましては、本年度におきまして菅沼地域にまちづくり協議会を立ち上げていただき、現在まで3回の協議会を開催し、次回の4回目では皆様からの御意見や問題点の確認及び改善したい点等の検討を行い、この地域の将来イメージを描いていただく予定であります。

平成25年度におきましては、まちづくり協議会の皆さんで話し合われた将来イメージに基づき、具体的な地域まちづくりの絵を描いていただくためのものであります。

次に、足柄地域計画につきましては、本年度におきまして地域の現況の整理、基本的な課題等の整理を行い、足柄駅周辺の地域計画の基礎資料をまとめ、活性化策のたたき台等の検討を実施しているところであります。

平成25年度におきましては、町全体のまちづくり構想について、金太郎計画2020策定委員会において御検討をお願いすることと考えておりますけれども、足柄地域につきましては、この予算において活性化の視点と可能性等について、地域住民の皆様の御意見を伺いながら、足柄地域の将来像を計画していくためのものであります。

次に、同じく2款7項1目13節の国土利用計画策定事業についてであります。

国土利用計画につきましては、国土利用計画法第2条に定められた基本理念に即して、同法第8条の規定に基づき、小山町の町域における国土の利用に関して必要な事項を定める計画であり、本町における土地利用行政の指針となるものであります。

現在の国土利用計画につきましては、議決をいただき、平成13年6月に策定したものであります。策定後11年を経過し、新東名高速道路整備計画、都市計画の見直し及び内陸フロンティアを拓く事業等の社会情勢の変化に合わせ、平成25年度、26年度の2か年の継続事業として、平成25年度は250万円、平成26年度におきましては予算書15ページの債務負担行為として掲載しておりますように、限度額200万円の債務負担行為の策定業務であります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（相原 浩君） 予算書109ページの3款3項4目子育て支援事業費の説明欄（3）放課後児童クラブ費の足柄小学校放課後児童クラブ施設についての内、まず、現状についてであります。

町では、放課後児童クラブ施設的环境格差を解消するため、平成22年度に成美小学校放課後児童クラブ施設と明倫小学校放課後児童クラブ施設を、平成23年度に須走小学校放課後児童クラブ施設を新たに整備しております。

足柄小学校放課後児童クラブ施設の整備につきましても、平成22年度にエアコンとブラインドを設置し、平成23年度には生活スペースの畳の表替えをするなど、他の放課後児童クラブ施設同様に施設整備を行ってきております。

次に、将来的な改善計画についてであります。新たに施設整備を考えると、足柄小学校放課後

児童クラブは学校敷地内や校舎内余裕教室での施設設置が大変困難になっております。まず計画地を探すところから始めなければならない状況ではありますが、北郷小学校放課後児童クラブ施設とともに、今後検討し、計画地の選定と併せて施設整備を計画していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○地域防災課長（池田 馨君） 予算書169ページ8款1項6目無線設備管理費、説明欄（4）のデジタル行政無線機整備事業費の御質問の内、まず1点目のデジタル機器の改善内容についてであります。

本事業は、平成24年度、25年度の継続費でデジタル方式の移動系の無線機を購入、設置するものでございます。今回整備しますデジタル方式の無線は、多くの情報に対応できるとともに、通信の鮮明化を図ることができ、有事の際に不可欠なものでございます。

平成25年度では各支所等へ半固定型の無線設備12台、車両に設置する車載型無線機48台、各地区自主防災会等へ配備する携帯型無線機64台を予定しております。

次に、2点目の具体的な施工計画の進め方についてであります。

本事業は、静岡県が平成23年度から実施しております260メガヘルツ帯移動通信システム整備事業に、県内12市町とともに共同参加しており、当町のデジタル無線機は全て県が整備する小山中継所、または御殿場中継所を経由して使用しますことから、県と歩調を合わせながら、無線機の作製、設置を行ってまいります。

納入期限は平成26年3月25日であります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（土屋和彦君） 続きまして、御質問の第9款5項1目社会教育総務費、説明欄13所蔵文化財整理・保存事業1,046万9,000円に関する質問であります。

はじめに、所蔵文化財の保管管理であります。総合文化会館に須走口6合目で出土しました掛け仏が、豊門会館に富士紡績関連の書画等が、北郷小学校に上横山遺跡、南ノ原遺跡の出土品と富士紡関連文書が、明倫小学校に民具が保管され、それぞれ管理、整理しております。

続きまして、近年出土した遺物には、平成20年8月に須走口五合目の調査で出土しました肥前産の染めつけがありました。

続きまして、町指定文化財の維持管理であります。所有者のもとで適切に管理されているものと判断しておりますが、修繕、修理等が必要となった場合、状況を確認し、調査後に文化財保護審議会において修理等の必要性を審議していただき、補修方法について所有者と協議し、予算の範囲内で補助金を交付して文化財の維持に努めております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 再質問はよろしいですか。

次に、3番 池谷 弘君。

○3番(池谷 弘君) 平成25年度小山町一般会計予算について、9件質問させていただきます。

まず、予算書38ページ16款2項4目、近年、鳥獣被害が非常に増大しております。そのためにも、鳥獣被害防止対策交付金が昨年より大幅にアップしている。これは喜ばしいことですが、25年度の実施対策内容を教えていただきたいと思います。

次に、2件目といたしまして、予算書66ページでございます。2款1項6目、平成24年度ファシリテーション研修を実施し、その内容も大変よかったと思っております。更にこのものを深めていくために、25年度、ファシリテーション研修の実施内容を教えていただきたいと思います。

3番目といたしまして、予算書67ページ、2款1項6目、近年、いろいろ地域でも防犯灯があります。防犯灯維持は地域防犯のために重要であると考えております。ただ、各区の負担をできる限り低減していくことも必要であると思っておりますので、今後の対応について伺います。

4件目といたしまして、予算書126ページ5款1項3目、私も地域活性のために、富士山麓のいろいろな資源を利用するということが重要だと思っております。富士山麓特用林産物開発業務の内容を教えていただきたいと思っております。また、このものについては、平成25年度に予定されております富士山世界文化遺産との関連があるのかも併せて教えていただきたいと思っております。

5番目に、予算書136ページ6款1項1目、小山町の商業が低迷する中、より元気な町にしていくために地域商業パワーアップ事業というのにも必要と考えておりますが、この対象と内容を教えていただきたいと思っております。

6番目といたしまして、予算書141ページ6款2項1目、モータースポーツ、富士スピードウェイが小山町にあり、このモータースポーツ推進事業の内容を教えていただきたいと思っております。再度、過去に行われましたF1の誘致、このようなものも検討しているのかどうか。併せてお願いいたします。

7番目といたしまして、予算書155ページ7款4項2目、平成24年度の予算書には東富士リサーチパーク及びわさび平地区計画策定業務が記載されておりました。この地域は今後もぜひ、より開発が必要かと考えておりますが、本年平成25年度予算に記載されていない理由を伺いたいと思っております。

8番目といたしまして、予算書159ページ7款5項1目、小山町の町営住宅維持管理は多くの経費がかかっております。今後、小山町の町営住宅の将来構想があれば教えていただきたいと思っております。

最後に、予算書161ページ7款5項2目、小山町は人口減のため、定住人口を増やしていくことが必要でございます。そのための定住促進事業内容を教えていただきたいと思っております。

以上、9項目、よろしくお願いたします。

○議長(真田 勝君) 答弁を求めます。

○農林課長(遠藤一宏君) 池谷 弘議員の質問の内、農林課関係についてお答えをさせていただきます。

きます。

最初に、予算書38ページ16款2項4目1節農業費県補助金の説明欄7鳥獣被害防止総合対策交付金525万円で、今年度の予算143万8,000円と比較して、大幅に増加しているところでございます。今年度、24年度は1地区のみの鳥獣被害防止柵の設置でございましたけれども、25年度では農地への鳥獣被害が多く発生し、進入防止柵の設置を希望している阿多野地区の文化会館周辺、それから用沢地区の正間田、それから坂本周辺、並びに一色地区の佐野川周辺への設置を予定しているところでございます。

24年度と比較すると、非常に延長が長くなったことから、大幅な増額となっているというところでございます。

次に、126ページをお開きいただきたいと思えます。5款1項3目13節委託料でございます。富士山麓特用林産物の開発業務の内容についてでございます。これは静岡県が平成20年度と21年度に実施をいたしました戦略課題、富士山への取り組みの成果として、富士山の魅力を高める山菜、キノコ等の林産資源の発掘と活用に関する研究の成果が報告をされたところでございます。

この成果を生かすために、今年度から富士山麓の国有林の一部を森林管理署から借用し、NPO木の根会の協力をいただきながら、特産となるような山菜等の試験栽培を行っているところでございます。

そこで、新たな特産品の研究開発をより具体化するために、大学等の研究機関にお願いしながら実施する業務でございます。

以上でございます。

それから、世界遺産との関係はということでございますが、今申し上げましたような内容でございますので、直接的には関係はないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○政策秘書課長（室伏博行君） 池谷議員の2番目の、予算書66ページ2款1項6目、説明欄の自治振興費の13節ファシリテーション研修委託料の25年度の内容について御説明いたします。

25年度につきましても、24年度と同様に、協働のまちづくり研修の初級、中級、ファシリテーションの研修の初級、中級、市民活動力の研修、男女協働サロンの実践研修など、年度当初から年内、25年の12月までに計8回行くと、このように考えてございます。

24年度につきましては、皆さん、区長さんとか地域担当職員あるいは高校生、たくさんの方に参加していただきまして、気軽に楽しく中身濃くというようなことで、課題解決型から夢実現型のまちづくりを考えていこうということで開催をさせていただきました。

その背景には、小山町総合計画の地域別計画ということで町長の当初予算の説明にもございましたとおり、5地域と協働で地域別計画を策定していかなければなりません。その策定をする際に、町民の皆様からうまく意見を引き出して集約するための会議ファシリテーターを要請するた

めの研修でございます。

引き続き、24、25年度で実施しまして、25年度で金太郎計画2020の地域別計画を作成していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○地域防災課長（池田 馨君） 予算書67ページ2款1項6目自治振興費説明欄（3）の防犯推進費の19防犯灯維持交付金の今後の対応についてであります。防犯灯維持交付金は、各区の7月の防犯灯電気料をもとに年額を算定し、その額を予算で案分して交付をしております。

平成24年度では、町内に2,125基の防犯灯があり、その設置数は年々増えておりますとともに、電気料が値上がりしているという状況がございますので、各区の負担が大きくなっているのは承知しております。

町の予算も大変厳しい状況にありますが、今後、できる限り予算を確保して、各区で防犯灯を維持していただけるよう努めてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（池谷精市君） はじめに、予算書136ページ説明欄（2）商工業振興費の地域商業パワーアップ事業補助金200万円についてであります。

これは、町を通して行います県の補助事業の内、地域商業パワーアップ事業の中の買物弱者対策支援事業を活用して事業を行う、事業者への補助金でございます。

対象事業への負担割合は、県が3分の1、町が3分の1、事業者が3分の1となっております。

予算額の200万円につきましては、県と町の補助額の合計となっております。

対象と内容についてでございますが、小山地区の商店で組織されております小山町共栄会を事業主体といたしまして、駿河小山駅前にあります町立観光案内所の一部を使用させ、宅配サービス、地場産品等の販売及びPRを行い、駅前の活性化を視野に入れながら、買物弱者対策の事業を行うものであります。

次に、予算書141ページ説明欄（5）交流人口拡大事業費の内、モータースポーツ推進事業交付金100万円についてであります。

これは、先ほど、議員御指摘ありましたF1の誘致を目的にするものではございませんが、町、商工会、観光協会及び富士スピードウェイをはじめとするモータースポーツ関係者を中心に組織を立ち上げまして、富士スピードウェイにレース観戦に来た来場者及び町内はもとより近隣のモータースポーツファンを対象といたしまして、おもてなしのイベントを開催するものでございます。

毎回、富士スピードウェイには多くのレース観戦者が訪れますが、小山町内に立ち寄り方が少ないことから、イベントを開催して小山町を知ってもらい、町内の活性化を図ろうとする取り組

みでもあります。

今年度につきましては、町制100周年事業としまして、11月に行われました富士スプリントカップの際、富士スピードウェイの協力を得まして、町内全小学校で実際のレーシングカーの展示、それからドライバーの講演が行われました。また、夜間でしたが、生涯学習センター駐車場を会場に、公開車検、ドライバーによるトークショーを行い、約2,000人の来場者でにぎわいました。

平成25年度に予定しますイベントの内容でございますが、10月に開催を予定しております世界耐久選手権、通称WECと申しますが、この大会と、本年同様11月に開催されます富士スプリントカップに合わせて、生涯学習センター施設を会場として開催を予定しております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（湯山博一君） はじめに、予算書154ページからの7款4項2目都市計画費に関連します東富士リサーチパーク・わさび平の地区計画策定業務についてお答えいたします。

平成24年度の当初予算におきまして、両地区の地区計画策定業務を計上いたしました。その後、予算執行につきまして内部で検討を行いまして、将来土地利用構想に基づいた両地区を含めた小山町内4地区の地区計画の方針を定めるべく、300万円の予算額をもちまして市街化調整区域における地区計画の適用のための基本方針の策定を、今年度発注しております。

したがいまして、議員御指摘の、この両地区につきましても、この基本方針の対象に含めてあり、その内容について、現在関係各部署と協議を進めているところであります。この方針につきましては、なるべく早い時期に小山町都市計画審議会に諮り、承認をいただくように作業を進めているところであります。

個別の区域の地区計画策定につきましては、大変長い時間がかかると予想されますので、平成25年度におきましては予算書155ページ説明欄（4）の大御神・小山PA周辺地区を計上しているところであります。

次に、予算書159ページ説明欄2の町営住宅維持管理費に関しまして、町営住宅の将来構想についてであります。

本年度の業務といたしまして、平成25年度からの10年間の町営住宅管理の方針を定めます町営住宅長寿命化計画を現在策定しております。

この計画につきましては、まだ最終的な決定とはなっておりませんが、おおむねの方針といたしまして、現在管理している483戸の町営住宅の内、耐震性が確保されている240戸について、今後改修等を行いながら維持管理をしまして、更に実施計画にも計上されております南藤曲団地A棟の建設も計画に入れまして、目標年次の平成34年度におきましては、管理戸数がおおむね260戸程度になると、今考えております。

次に、予算書161ページ説明欄（2）の定住促進事業助成金の内容についてであります。

町が進めています定住促進事業につきましては、広い意味でこれまで行ってまいりました合併

処理槽の設置補助金等もありますけれども、ここでは本年度6月から実施しております定住促進事業助成金交付制度について説明をしたいと思います。

本制度は大きく4種類に分けることができまして、それぞれ居住用土地の購入、専用住宅の購入、アパートを含めた住宅の賃貸及び北駿材を使用した住宅の建築につきまして、要綱に基づいて助成金を交付する制度であります。

この制度のベースとなる制度といたしまして、同じく6月から「売りたい・貸したい不動産バンク制度」を施行しております。これにつきまして、町のホームページなどを通じまして、積極的にPRをしております。

なお、2月末現在で、合計50件の助成金を交付しております。この制度によりまして、町外から小山町に転入されてきた方は、現在のところ66名となっております。

答弁は以上であります。

○議長（真田 勝君） 再質問はよろしいですか。

次に、4番 高畑博行君。

○4番（高畑博行君） 一般会計について9点質問をさせていただきます。

提案説明に関して3件、附属資料について1件、その他は予算書関連でございます。

まず1点目、提案説明3ページ、地域公共交通会議において、町内巡回バス路線再編に向けた検討を進めてまいりますという件についてであります。

昨年1年間、地域公共交通会議の会議内容で、特筆すべき点があれば教えていただきたいと思っております。

また、提案説明の中で書かれている文脈ですと、単にバス路線再編の検討だけのようにも読み取れますが、巡回バスのオンデマンド化など、巡回バスそのものの抜本的検討まで踏み込んだ議論や研究は期待できないのか伺います。

2点目、同じく提案説明の3ページ、町営住宅の効率的・効率的な維持管理・整備を進めるため、町営住宅の解体、改修を進めてまいりますという件についてであります。

町営住宅については、老朽化や空き家状態の町営住宅の実態が進んでいると認識していますが、町営住宅の現在の入居状況はどれくらいの割合なのか。

また、中・長期的な解体・改修に関する具体的な計画があれば教えていただきたいというふうに思います。

3点目、同じく提案説明の3ページ、静岡県プロジェクトTOUKAI-0と連携し、住宅耐震化事業を継続してまいりますという件と、町外からの転入者の増加及び町外への流出を抑制する小山町定住促進事業助成を継続してまいりますという件についてであります。

先ほどの池谷弘議員の質問とやや重複する点があるかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

この2件については、関連がある事業ですので、まとめて質問いたします。県のTOUKAI

ー0を活用した住宅耐震工事が平成24年度実績でどの程度あったのか、教えていただきたいと思っています。

更に、この二つの事業から、町内に定住してもらうことの施策に対して、現状の実績からその効果はどうなのか、当局の分析や事業継続の価値等について、その考えを教えていただきたいというふうに思います。

質問の4番目、附属資料の3ページ並びに予算書の歳入の部18ページ、一般会計の歳入の内訳の分析及び事項別明細書から昨年度予算との比較についてであります。

平成25年度予算の内、一般会計は91億2,000万円、前年度より13億6,000万円、17.5%増であり、積極的な予算編成としたとありますが、歳入に関して見ると、ほとんどの項目で減収となっている中、昨年度より大幅な伸びを示しているのが国庫支出金と県支出金及び町債です。

結局は、橋梁長寿命化や道路改築のための社会資本整備総合交付金やインターチェンジアクセス道路などのための社会資本整備総合交付金など、国や県からの交付金並びに町債に依存する形であると考えますが、それで間違いないか、お伺いします。

5点目、予算書歳入の部40ページ16款2項10目特別対策事業補助金の1節緊急雇用創出事業補助金についてであります。

緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金として4,920万9,000円が計上されています。これについては、補足説明で短期の雇用就業機会を創出するための8事業が該当するという説明が2、3の事業例を挙げてありました。

しかし、それらの8つの事業全てを御紹介したいというふうに思います。

6点目、予算書50ページ、歳入の部の21款6項1目2節説明欄28並びに歳出の部、82ページ2款7項1目19節説明欄14松田町営駐車場の使用料についてであります。

歳入・歳出の部ともに松田町営駐車場使用料を120万円見込んでいます。本年度の最終的な締めはできていないと思いますけれども、24年度実績では赤字なのか黒字なのか。また、月決め契約者は何件で、1日単位の利用者は延べ何件なのか教えていただきたいと思っています。

7点目、予算書の83ページ2款7項1目19節説明欄19企業立地振興費の小山町地域産業立地事業費補助金についてであります。

補足説明から、県から2分の1の補助を得て行うもので、地域産業の高度化・活性化及び雇用の創設を図るため、要件を満たした企業に対して用地取得に係る経費の20%、従業員の雇用に係る経費として1人当たり50万円の範囲で補助するという説明がございました。これらの1件1件が要件を満たしているのか否かの基準設定は県から示されているものなのか、お尋ねいたします。

8点目、予算書134ページ5款2項1目説明欄(3)森林整備事業費の森林整備加速化・林業再生事業補助金についてであります。

森林整備加速化・林業再生事業補助金3億1,262万9,000円は、棚頭地区に建設予定している木材加工所や湯船原に建設予定されている流通センター事業者に県からの補助金を全額充てるもの

だという説明がありましたが、これらの事業内容について、更に詳しい説明をお願いいたします。

最後、9点目、予算書201ページ10款1項2目災害復旧費に関してであります。

災害復旧費として、農地、農業用施設、林道施設、河川施設、道路施設の各々に亘り総額1,905万円の計上がなされています。

小山町はたび重なる台風災害の復旧に向けて、ここ数年、必死に努力を積み重ねてきたわけですが、平成25年まで延びてしまった主な復旧箇所はどこなところか御説明をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○企画財政課長（羽佐田武君） 高畑議員にお答えいたします。

まず、提案説明に係る地域公共交通会議の検討内容についてであります。

平成24年度に開催しました地域公共交通会議では、平成23年度に実施いたしました小山町地域公共交通調査の結果に基づき、高齢化社会を迎え、公共交通のあり方や民間事業者が運行する路線バスと町の巡回バスについての問題を洗い出すなど、様々な問題について御検討をいただいております。

会議の目的であります公共交通確保の観点から、民間バス事業者の御殿場駅と駿河小山駅を結ぶ路線について、毎年赤字補てんをしていることは重要であります。一方で、重複する路線に町内巡回バスを無料で運行していることは非効率であると、県等からの指摘を受けております問題や、地域公共交通調査結果から巡回バスの1便当たりの乗降客が非常に少ない現況や、アンケート調査で町内巡回バスは必要であるとの回答が多いことと反比例して、実際に利用する方は少ないなど、現実の問題も浮き彫りとなっております。

オンデマンド化等につきましては、これら公共交通のあり方等に整理をつけた上で御検討していただくこととしております。

また、前回の会議におきましては、民間バス事業者から町内巡回バスの運行経路についてシミュレーションをしていただき、町の巡回バスの運行経路等について、委員の皆様から御意見をいただくとともに、費用対効果も含め、御協議をいただいております。

平成25年度におきましては、本年度の検討経過を踏まえ、町内巡回バス問題をはじめ、公共交通確保の観点から国庫補助路線の拡大や高齢者の免許返納者等、交通弱者対策等についても御協議をいただきたいと考えているところであります。

次に、附属資料3ページと予算書、歳入の18ページに係る一般会計歳入内訳の分析及び事項別明細書からの昨年度予算との比較についてであります。

国庫支出金、県支出金及び町債につきましては、議員御質問のとおり、依存財源であります。道路網の整備等の町民の生活に密着した事業や、小山町を元気にするための事業を行うにあたり、国庫補助金、県費補助金等を活用し、また普通建設事業に係る町債につきましては、単年度で現

役世代の方が財政負担するのではなく、後年度に平準化することで便宜を受ける後年度世代の方々にも費用の御負担をお願いし、世代間の公平を保つことを基本として、予算計上をしているところでもあります。

次に、予算書歳入40ページの16款2項10目特別対策事業補助金に係る緊急雇用創出事業臨時特別対策事業費補助金4,920万9,000円についてであります。

緊急雇用創出の対象事業は8事業であります。予算計上しました担当課毎に説明をいたします。

1事業目は生活空間・景観美化推進事業として総務課、2番目が国際交流推進事業として政策秘書課、3番目がスコリア土壌森林内緊急整備事業として農林課、4番目、所蔵文化財整理保存事業として生涯学習課、5番目、起業を目指す人の法人税等スペシャリスト育成事業として税務課、6番目から8番目、3事業は商工観光課であります。富士登山案内人設置事業、観光施設管理業務事業、町内観光ガイド育成事業の3事業でございます。

また、事業名につきましては、緊急雇用創出事業補助メニューの事業名に合わせたもので、この緊急雇用創出事業による雇用人数につきましては、延べ35人を見込んでいるところであります。

次に、予算書50ページ歳入の21款6項1目2節の説明欄28、予算書82ページにおける歳出の2款7項1目(3)生活交通対策費14節の松田町営駐車場使用料120万円についてであります。

平成24年度における1月末現在までの利用料収入は62万1,500円で、3月までの決算では赤字と見込んでおります。

利用者の内訳につきましては、月決め駐車場は一月単位、半年単位等のお申し込みがありますので、延べ人数は27人、利用料は42万円となっております。1日単位の利用につきましては、延べ403件、20万1,500円となっております。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 答弁を求めます。

○都市整備課長(湯山博一君) まず最初に、町営住宅の入居状況及び中長期的な計画についてであります。

まず、入居状況でございますけれども、現在、町で管理している町営住宅の戸数は15団地483戸であります。その内、現在入居している戸数は379戸でありまして、その割合は約75%となります。ただし、空いている住宅につきましては、修繕に多額の費用がかかると見込まれるもの及び用途廃止の計画対象であるという住宅でありますことから、実質的にはほぼ埋まっているという状況にあると思っております。

将来管理戸数につきましては、先ほどの池谷 弘議員の御質問にお答えしたところでございますけれども、中長期的な解体、改修計画につきましては、長寿命化計画におきまして用途廃止と位置付けられたものにつきましては、順次解体を行っていくことになると思っております。

また、改修につきましては、毎年1棟若しくは2棟の屋根改修や外壁改修を長寿命化計画にお

いて定めているところでありまして、これら大規模な改修にかかる10年間の費用の合計は約1億7,000万円程度かかると見込んでおります。

次に、TOUKAI-0事業と定住促進助成事業についてであります。

TOUKAI-0事業は、建築士会におきますわが家の専門家診断事業、補強計画策定事業及び実際の補強工事になります。平成24年度の実績についてでございますけれども、専門家診断事業が30件、補強計画策定事業が15件、耐震補強助成事業は10件の申請がございまして、これがおそらく実績となると見込んでおります。

次に、定住促進助成事業であります。内容は先ほど池谷議員にお答えいたしましたので、平成24年度の実績見込みについてお答えをいたします。

まず居住用土地購入が14件、専用住宅購入が4件、アパートを含めます住宅賃貸が26件、北駿材使用住宅が6件となっております。

両事業の効果等についてでございますけれども、TOUKAI-0事業につきましては大地震など、万が一の際に人命にかかわることありますので、静岡県内におきましても、各市町とも同様の事業を行っておりまして、小山町におきましても近隣市町と同じレベルの町単独事業費を上乗せして実施しているところであります。この事業につきましては、ダイレクトメール等でPRも行っているところでありまして、今後も引き続き推進していく必要があると考えております。

一方、定住促進事業助成金制度につきましては、要綱の附則におきまして平成26年の3月末をもって要綱の廃止をうたっております。したがって、この制度につきましては、もう1年間実施をいたしまして、この要綱の期限までの間に、今後続けていくかどうかということを検討していく必要があると考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○政策秘書課長（室伏博行君） 予算書83ページ2款7項1目企業立地振興費の内の地域産業立地事業費補助金についてでございます。

小山町の企業立地につきましては、町の喫緊の課題として企業誘致に取り組まなければならないということで、町長もトップセールスを始め、企業誘致に努めてきておりますけれども、一方、補助要綱というのは今まで整備がされておりました。なかなか財政も厳しい折というようなことの中でこういう状況だったわけですが、平成25年度につきましては1,000万円でありまして、当初予算の方に計上させていただきました。

町の担税力をつけるという意味でも、企業誘致というのは本当に必要なことだと思っております。

なお、議員御指摘の要件を満たしているかどうかの基準設定につきましては、今、小山町の要綱の整備を進めているところでございますが、地域産業立地事業費補助金交付要綱ということで、

県の交付要綱に準じまして基準設定をするということで御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 最初に、予算書134ページ上段の19節説明欄3段目の森林整備加速化・林業再生事業補助金3億1,262万9,000円の内訳について説明をさせていただきます。

この補助金は、森林の整備から地域材の利活用までの総合的な取り組みを一体的に推進するため、県の基金である森林整備加速化・林業再生事業基金を活用し、事業者が県の書類審査等を経て、補助対象事業費経費の2分の1相当額を町を経由して事業者に補助をすると、こういう内容のものでございます。

補助事業については3つの事業を予定しております。1つ目は、富士小山工業団地内に製材工場を建設する補助金2億2,080万8,000円でございます。設備の内容は、大型の製材機、リングバーカー、これは木材の皮をむく機械でございます。これらの設備の設置を予定しております。

2つ目は、原木流通センター建設に対する補助金7,682万1,000円であります。これは森林経営コンサルタント業務、資材生産の共同受託、原木受託販売、それから原木の共同購入、木材製品の共同販売等を目的として建設を予定しているもので、場所については湯船原地先を候補地として準備を進めているという内容でございます。敷地面積は約1ヘクタールの場所に木材の自動選別機1台、それから建屋の基礎でありますとか、あるいは電気設備工事を計画しているといった内容でございます。

それから、3つ目は木質バイオマス利用施設等整備で、旧町営老人ホーム跡地へ設置を予定しております木質資源利用ボイラー設置に対する補助金で、1,500万円を予定しております。

続いて、予算書201ページ10款1項1目農地農業用施設災害復旧費及び次のページの2目林道災害復旧費につきましては、いずれも平成25年度で新たな災害が発生した場合の頭出しの項目と金額を計上させていただいております。

なお、平成22年9月以降の災害復旧工事につきましては、ほぼ工事が完了しておるところでございますが、しかしながら、県が施工する須川災害関連事業の事業進捗に起因をいたしまして、この年度内に完成ができない災害復旧工事につきまして、本議会の初日でございますが、繰越明許の議決をいただいたところでございます。

この内容は、農地の災害が2件67万5,000円、それから藤曲用水の農業用施設4,890万6,000円を平成25年度に繰り越しして工事を進めてまいる予定でございます。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○建設課長（小野克俊君） 予算書の203ページから204ページにかけての10款2項1目公共土木施設災害復旧費でございますけれども、計上しております1,063万円は、繰越工事に対するものではなく、平成25年度に発生した場合の災害に対応するためのものであります。

なお、平成25年度まで延びてしまった災害復旧箇所は、平成24年度に被災しました須走精進川の4か所の内、一番下流の1か所がございます。年度内に完了できないため、補正予算（第8号）の中で繰越明許をさせていただいておりますが、完成は5月を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（真田 勝君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 池谷洋子君。

○10番（池谷洋子君） 私は、2件質問をさせていただきます。

はじめに、116ページ4款1項4目説明20の妊婦健診医療費助成についてです。

今まで、妊婦健診の公費助成は期限つきでしたが、2013年度からは恒久的制度に変わったと捉えて良いのでしょうか。また、助成額は各市町村によってまちまちですが、町では88万円の助成です。その根拠について伺います。

更に、妊婦健診充実の取り組みについて、町の所見を伺います。

2件目は、137ページ6款1項1目（5）の雇用対策事業費の説明19沼津地区雇用対策協議会負担金と駿東地域職業能力開発協会負担金についてです。

この雇用対策事業の成果と町の取り組みについて、具体的にお聞かせください。

以上、2件の質問です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○健康福祉課長（秋月千宏君） 池谷洋子議員にお答えをいたします。

予算書116ページ4款1項4目母子保健事業費の説明欄、下から4行目になりますが、妊婦健診医療費助成88万円についてであります。

はじめに、公費助成についてであります。平成24年度までは時限的な妊婦健康診査支援基金で対応してまいりましたが、総務、財務、厚生3大臣の合意に基づきまして、平成25年度以降は年少扶養控除の廃止等による追加増収分を一般財源化し、地方交付税措置とすることと閣議決定をされました。このため、妊婦健康診査の公費助成は恒常的な仕組みへと移行するものと認識をしております。

次に、88万円の根拠等についてであります。これは里帰り出産等で県外で受診をした場合の償還払いに対応するためのもので、ここ数年の状況を参考に、1人2万円、40人分を扶助費として見込んだものであります。

一方、県内の医療機関で受診した場合には、同じページにありますけれども、説明欄中段の13節委託料の保健事業、この中に1,055万4,000円を計上し、ここから現物給付として支出をするも

のであります。

次に、さらなる妊婦健診の充実の取り組みでありますけれども、平成21年度より従来の5回から14回に基準を変更し、受診券を交付しております。今後も国の動向等を見きわめながら対応してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（池谷精市君） はじめに、予算書137ページ説明欄（5）雇用対策事業の内、沼津地区雇用対策協議会負担金4万円についてであります。

これは沼津公共職業安定所管内の3市3町の行政と経済団体、教育機関で組織されます協議会への負担金であります。

この負担額につきましては、各市町の労働人口割となっております。

御質問の協議会における事業の成果及び町の取り組みについてであります。事業内容といたしまして、協議会では中学卒業就職希望者への職場適応指導や、新規学校卒業者予定者への求人説明会、求人・求職情報の作成・配付など、町単独では難しい雇用対策事業への取り組みを実施しております。

また、今年度につきましては、県外へ就学しております大学生や、町内の高校生を対象といたしまして、地元へのUターン就職を動機づけるための就職支援事業といたしまして、地元再発見セミナーを3市3町それぞれで開催いたしました。小山町では、本年1月に開催をいたしまして、大学生を中心に10名の参加を得ております。

この協議会の事業とは別でございますが、町の雇用対策の取り組みといたしまして、小山高校の生徒を対象に、キャリア教育といたしまして町内の企業や商工業の経営者による町内の産業紹介、それから就職への対する心構えなどを中心とした講演会を開催しております。

次に、駿東地域職業能力開発協会負担金についてであります。

この駿東地域職業能力開発協会は、職業に関する職業訓練や各種検定を受ける機会を確保・実施することにより、労働者の能力を開発、向上し、職業の安定と労働者の地位の向上を図るために、御殿場市、裾野市、小山町の2市1町で組織する団体でございます。

予算書でございます負担額278万円につきましては、平成21年から平成23年度までの平均利用者割りで算出したものであります。御殿場市の神山にあります駿東職業訓練センターの管理運営費及び職業訓練の事業費を負担するものであります。

訓練センターにおきましては、実施されている内容といたしまして、2年の訓練を要する木造建築家、いわゆる大工さんをはじめ、伐木作業や刈り払い機の安全講習会、各種資格の受験対策講座や玉掛け訓練などを実施しておりますが、平成21年度から23年度までの小山町民の利用人数は、延べ人数ですが2,336名となっております。全体の利用者の11.54%となっております。

それぞれの職業知識や技能の向上に寄与している取り組みというふうに考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 再質問はよろしいですか。

次に、11番 込山恒広君。

○11番（込山恒広君） 私は、幼稚園の職員の待遇について、質問させていただきます。

186から187ページ9款4項1目説明1でございますが、職員の人件費の関係について。一般職級が何名いるか。

それから、(2)でございますが、臨時教諭何名、臨時用務員何名と。そして、臨時用務員、それから臨時教諭等の諸手当支給状況並びに健康保険加入状況及び負担額はどのようになっているかお聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（相原 浩君） 込山議員の御質問にお答えします。

予算書186ページから187ページ9款4項1目幼稚園費の(1)職員人件費についてであります。ここで正規の職員の給与等を見込んでおります。人数につきましては18人分の計上になっております。

次に、臨時職員につきましては、予算書187ページ説明欄(2)幼稚園管理運営費の7臨時用務員賃金と臨時教諭の賃金ということで計上しております。臨時職員につきましては、幼稚園全体で16人、臨時幼稚園教諭はフルタイムで働いていただく方なんですけれども、4人、あと幼稚園、教諭補助ということでパートタイムで働いていただく方が8名の計12人、臨時用務員につきましては4人となっております。臨時用務員、臨時教諭等の諸手当支給状況についてであります。小山町臨時職員・パート職員の給与、勤務時間及び休暇等に関する取り扱い要綱に基づき、基本賃金のほかに通勤手当、特別手当を支給しております。

また、健康保険の加入状況及び負担額についてであります。1日または1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3以上ある場合に適用となります。

健康保険につきましては、全国健康保険協会管掌健康保険に加入をしていただき、報酬月額によって保険料が定められるところであります。

更に、雇用保険につきましては、1週間の所定労働時間が20時間以上で、31日以上雇用見込みのある場合に適用となります。

なお、これらの保険料につきましては、ほぼ半額が事業主負担ということで、予算書の70ページ2款1項9目諸費の説明欄(2)臨時職員福利厚生費の4臨時職員社会保険料及び12臨時職員労働保険料に同じく計上されているところであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 再質問はよろしいですか。

11番 込山恒広君。

○11番（込山恒広君） 今言われましたが、その諸手当等について、1人どのぐらいになっている

か、平均、額をぜひお願いしたいと思います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（相原 浩君） 込山議員の再質問にお答えいたします。

特別手当の支給内容につきましては、支給月の前の3か月の平均支給額の1.4か月分と1.6か月分をそれぞれ7月と12月に支給しております。合わせて3か月相当分になります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 込山議員、再々質問でお願いします。

○11番（込山恒広君） ちょっと私も口が早かったかもしれないけど、どうも自分に理解できないもので、もう一度。

給料以外の手当全部、どうなっているのか、詳しくお願いします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（相原 浩君） 込山議員の再々質問にお答えいたします。

基本の賃金以外の全ての手当ということですので、まず通勤手当というものがございませう。自宅から勤務地までの距離によって決まるわけですが、これがまず1点、通勤手当が支給されるということです。

それともう一つが、先ほど申しあげました特別手当となっております。これは7月と12月にそれぞれ支給されるものであります。平均給与月額が、フルタイムで働いていただいております臨時教諭につきましては17万2,300円余、あと短時間で働いていただいておりますパートの支援員につきましては8万6,100円余、あと用務員につきましては11万3,000円余となっております。それに対するそれぞれ特別手当が、臨時教諭につきましては平均51万6,500円、パートの支援員さんにつきましては平均24万3,000円、あと用務員につきましては平均38万2,000円、それぞれ支給いたしております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 次に、12番 鷹嶋邦彦君。

○12番（鷹嶋邦彦君） 予算書20ページの1款1項1目から質問いたします。

退職分離1,000万円は前年と同額となっておりますが、その根拠は何か伺います。

また、退職予定者は何人を見込んでいますか。

平成24年度の決算見込みはどのくらいになるのか伺います。

続いて、2目法人について伺います。

町税全体では前年度より1,868万8,000円の減となっておりますが、昨年暮れの衆議院選挙の結果の政権交代により、国の成長戦略で経済も明るい見通しとなりつつあります。そうした状況の中、法人町民税の伸びもあると思われまふ。今後の見通しについて、増収要因も考えられると思ひますが、この点についてどのように分析をされているのか伺ひます。

次のページの21ページ1款2項固定資産税1目固定資産税1節の現年課税分、収納率98.8%は

前年に比べると0.5%の増になっていますが、その根拠について伺います。

続いて、次のページ、固有資産等所在市町交付金についてですが、1,880万円は国、県の施設の内訳はどのようになっているのか。

それから、192万円の減額になった内訳はどのようになっているのか伺います。

続いて、23ページ1款5項入湯税です。

これは毎年質問をしていますが、歳入全体が落ち込んでいることを考えると、入湯税の改正は必要だと思います。今年度こそ見直しをするという考えはありませんか。それについて伺います。

続いて、飛んで51ページです。町債についてです。

平成25年度予算の編成での町長の積極的な取り組みについては評価しますが、この町債の総額は、現在どのくらいになるのか。10億170万円の町債に対して8億8,273万9,000円の返済額となっています。今後の返済計画はどのようになっているのか。

また、町債のかかわりの中、小山町の経済展望をどのように推測しているのか伺います。

続いて、歳出関係です。

62ページをお願いします。2款総務費です。1項総務管理費4目財産管理費25節財政調整基金積立金が6,000万円になっています。このように毎年積み立てをしています。現在の積立総額はどのくらいでしょうか。

続いて、70ページ2款1項9目諸費の12節役務費677万円の内、総合賠償保険料177万円の内容について、説明をお願いします。また、総合賠償補償金30万円についても同じく説明をお願いいたします。

続いて、73ページ2款2項徴税費2目賦課徴収費19節負担金補助及び交付金301万8,000円の内、静岡地方税滞納整理機構負担金188万円とあります。この機構によって処理する滞納額は幾らでしょうか。

続いて、82ページをお願いします。2款7項企画渉外費1目企画渉外総務費の生活交通対策費の使用料及び賃借料の、先ほど高畑議員も言われていました松田町町営駐車場使用料120万円とありますが、利用料収入はどのくらい見込んでいるか。

また、その下の御殿場線輸送力増強促進連盟負担金5万5,000円とあります。先ほどの駐車場とのかかわりはどのようになっているか、合わせて説明をお願いします。

2款7項1目説明4富士山総合施策費、富士山世界文化遺産登録記念事業50万円とありますが、どのような内容の記念事業を実施する予定ですか、伺います。

83ページ2款7項1目(5)の企業立地振興費13委託料湯船原地区開発調査525万円ですが、目的とその調査内容について伺います。今後、どのような状況で推進していくのか伺います。

88ページです。2款9項交通安全対策費1目交通安全対策費の11節需用費33万3,000円の内、(2)交通安全推進費の消耗品費21万3,000円の内容はどのようになっているか伺います。

飛んで118ページです。4款衛生費2項環境保全費1目環境保全総務費13節委託料307万8,000

円の内、環境衛生費13節委託料300万円の環境基本計画策定の内容について説明をお願いします。

139ページをお願いします。6款商工費2項観光費1目観光費の11節需用費779万7,000円の内、観光振興費印刷製本費63万円の内容について伺います。

それから、平成24年度9月議会補正予算の内、道の駅「ふじおやま」のリニューアル計画策定業務として100万円があったんですが、その後、どのように進んでいるのか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○税務課長（湯山正敏君） 鷹嶋議員の税務課関係についてお答えをいたします。

まず、予算書20ページ収入関係でございますが、退職分離1,000万円は、前年と同額であります。その根拠はということでございますが、平成23年度の調定が181人で、1,377万9,500円ということでした。それで、少し控え目の数字ということで、1,000万円を見込みました。

それに伴う退職予定者は何人を見込んでいるかということでございますが、おおよそ180人を見込んでおります。

それから、次に、平成24年度の決算見込みはということでございますが、現時点での数字から見込みを出しましたところ、約200名で2,300万円ほどになるのではないかと見込んでおります。

それから、21ページの住民税の法人関係でございます。

法人町民税の伸びがあるのではないかとということで、今後の見通し等についてという御質問でございますが、平成25年の日本経済は、景気後退局面は脱するものの当初の回復ペースは緩やかなものとなり、平成25年度後半は消費税率引き上げ前の駆け込み需要により成長ペースが加速することが見込まれておりますが、海外経済をめぐる不確実性が強いなど、悪影響も懸念されております。

しかし、平成25年1月28日の閣議了解、平成25年度の経済見通しと経済財政運営の基本態度によりますと、国内総生産の実質成長率は2.5%程度となり、また中小企業の業況判断は平成25年度上期が景気の底で、その後、半年から1年をかけて景気が回復する見通しとなっているということでございます。

ただし、平成23年度の税制改正で、平成25年4月から法人実効税率の5%引き上げにより、その減収分を見込むということにもなっておりますので、前年対比900万円の増といたしました。

次に、21ページでございます。固定資産税の現年課税分の収納率0.5%増、その根拠はということでございますが、この98.8%は今年度の決算見込みにおける収入率を参考に決定をしております。

それから、22ページ国有資産等所在市町村交付金の国、県の内訳はということでございますが、東海財務局が交付金見込額5万7,900円、関東森林管理局、これが183万5,800円、それから南関東防衛局1,549万9,400円、それから静岡県140万7,600円でございます。

それから、192万円の減額の内訳でございますけれども、主なものは南関東防衛局関係で平成25年度当初予算用の固定資産異動明細書によりますと、償却資産の価格の落ち込みが大きくなっております。ちなみに、金額としては183万5,800円でございます。

それから、23ページ入湯税の改正はということでございますけれども、入湯税につきましては目的税であるため、税務課としては、見直しを現時点では考えておりません。

それから、支出関係でございます。

73ページ静岡地方税滞納整理機構負担金でございますが、この機構による滞納額はということでございます。

平成25年に機構に移管する滞納案件は、まだ決定しておりませんので、25年の滞納額をお示しすることはできません。なお、静岡地方税滞納整理機構負担金は前々年度、ここでいうと平成23年度の実績により算出されておりますが、平成24年度の移管額は、延滞金を含んで781万7,874円というふうになっております。

説明は以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○企画財政課長（羽佐田武君） 予算書51ページ、歳入の22款の町債及び予算書204ページ歳出の公債費の町債償還について、返済計画と経済展望についてであります。

まず、町債の総額につきましては、予算書217ページをお開きください。地方債の前々年度における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書に掲載しておりますとおり、地方債の現在高につきましては一番右下にございますように85億2,635万1,000円を見込んでおります。

次に、町債の今後の返済計画につきましては、平成26年度に9億5,500万円、平成27年度9億4,500万円程度で推移するものと考えております。5年後の29年度におきましては、9億900万円程度になるものと見込んでおります。

また、経済展望につきましては、税務課における見通しとは別に、財政部門での将来予測は大変難しいものと考えておりますが、国の地方交付税等の動向もあり、消費税の引き上げに伴い、地方消費税交付金が増加するものと予想しておりますが、一方で国家公務員の給与削減等により、個人住民税の減少等、本格的な景気の回復の兆しが見えるまでの期間は、大変厳しい状況が続くものと考えているところであります。

次に、財政調整基金の積立総額についてであります。平成24年度決算見込みに基づきます財政調整基金の基金残高につきましては1億7,700万円余を見込んでおります。

次に、予算書82ページの2款7項1目企画渉外総務費（3）生活交通対策費に係る松田町営駐車場使用料についての利用収入と御殿場線輸送力増強促進連盟負担金とのかかわり合いについてでございます。

まず、松田町営駐車場の利用収入につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり1月末で

62万1,500円であり、3月までには64万円程度になるものと見込んでおります。

また、19節負担金の御殿場線輸送力増強促進連盟負担金5万5,000円とのかかわり合いにつきましては、御殿場線輸送力増強として鉄道利用者の増加対策と松田町営駐車場を御利用いただく自家用車利用の方の利便性と相反する部分がございますが、町民の利便性を考慮し、平成25年度におきましても予算化をしたものであります。

次に、同じく予算書82ページ(4)富士山総合施策費の13節富士山世界文化遺産登録記念事業費についてであります。

富士山世界文化遺産登録につきましては、本年6月に登録が予想されておりますが、富士山が世界文化遺産登録を果たした時点での記念事業の開催につきましては、静岡県をはじめ、富士山世界文化遺産協議会等、関係団体の会議においても、まだ未定でございます。

このため、関係団体における登録記念事業の連携協議や調整がなかったことから、この(4)の富士山総合施策費に50万円を頭出しとして計上させていただいております。今後、町内の関係者の皆様、関係団体の皆様の御意見をいただきながら、記念事業につきましては検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 答弁を求めます。

○総務課長(小野 学君) 次に、予算書70ページ2款1項9目諸費説明欄(3)12節総合賠償保険料177万円についてでございます。

当保険料につきましては、町が加入いたします全国町村会が運営する総合賠償保険制度に基づく保険料分担金でございます。毎年4月1日現在の住民基本台帳に基づく人口と外国人登録人口の合計に保険料分担率——これは住民1人当たりの掛金になりますが——を乗じた金額を支払うこととなっております。平成25年度予算額は4月1日現在の算定基礎人口を2万460人として保険料分担率86円50銭を乗じた177万円を計上してございます。

主な保険契約の内容につきましては、身体賠償1人当たり2億円、財物賠償1事故当たり2,000万円、個人情報漏えい賠償責任2億円をそれぞれ限度額として支払うという内容となっております。

次に、その下の22節総合賠償補償金30万円につきましては、ただいま説明いたしました保険料に係る部分で、町有施設、あるいは町が主催する行事等で町に瑕疵あるいは過失があつて、第三者に損害を与えた場合、損害額の町の過失分を被害者に支払うということになっておりますので、ここで予算措置してあります。

予算額の30万円につきましては、町長の専決処分できる損害賠償の限度額が1件30万円以内ということで定めておりますので、頭出しということで30万円を計上してございます。

なお、予算書49ページ歳入の21款6項1目2節雑入の説明欄7に、保険会社から支払われることとなる総合賠償補償金として同額の30万円を計上してございます。

次に、予算書118ページ4款2項1目環境保全総務費（2）13節環境基本計画策定300万円でございます。

これにつきましては、今議会で上程しております小山町環境基本条例の施行に伴い、本町の環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定するものということで予算を計上しております。

平成25年度におきましては、町民や環境審議会の意見等を聞きながら策定を進める予定でありまして、その策定業務の支援ということで専門業者、コンサルタントに委託して予算を計上したものでございます。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○政策秘書課長（室伏博行君） 83ページ2款7項1目区分5企業立地振興費の内の13節湯船原地区開発調査委託料について御説明いたします。

目的といたしましては、小山町への企業立地を促進しまして、産業の振興に寄与する工業用地を供給することで、町の担税力のアップ、雇用促進等、地域の活性化を図ることを目的としております。

それを受けまして、平成24年度から静岡県企業局の補助をいただきながら、面積は280ヘクタールの開発可能性調査ということで、24年度では取り組んでおりますが、県の指導もございまして、全体のゾーニングをしながら50ヘクタール未満で具体的な土地利用計画、基本計画を作成したらどうかという指導もございましたので、24年度ではゾーニングをしながら50ヘクタール以下の基本計画を作成していると、こういう状況でございます。

平成25年度につきましても、その残りのゾーニングの部分のエリアを決定いたしまして、現況の調査、基本方針や前提条件の整理、下流河川への流末処理の検討、また基本計画の作成、最終的には概算事業費の算出ということで分譲予定価格の算出や採算性の検討をしていきたいと、このように考えてございます。

今後、どのような状況で推進していくかにつきましては、湯船原地区につきましては、皆さん御存じのとおり、今年の2月15日に新東名高速道路の仮称でございますが小山パーキングエリアとともに、内閣府の総合特区にエリア指定をされております。

平成32年の新東名高速道路の供用開始に合わせまして、先ほども御説明いたしましたが、この地区を幾つかの目的別のエリアにゾーニングし、複数年度で企業局の補助をいただきながら調査をし、その目的に応じた工業団地を造成し、販売していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○地域防災課長（池田 馨君） 予算書88ページ2款9項1目交通安全対策費説明欄（2）の交通安全推進費の11需用費の消耗品費の内容についてであります。

ここでは、新入学児童に配付する交通安全啓発品のランドセルカバー、絵本、また小学校6年生へ配付の交通安全リーダー手帳、ワッペン、ほかに交通安全ののぼり旗、看板等の購入を予定しております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（池谷精市君） はじめに、予算書139ページ説明欄（2）観光振興費の印刷製本費63万円についてであります。

これは町が作成しております観光パンフレットの内、おやま観光マップ1万4,200部、足柄山の金太郎5,000部、金時山足柄峠ハイキングガイド5,000部を印刷するためのものがございます。

次に、今年度事業でございます道の駅「ふじおやま」のリニューアル計画策定業務の現状についてでございます。現在策定中ではございますが、業務の中でハード、ソフト両面から道の駅に求められる機能や課題を整理して、その整備方針や施策を明確にすることとしてあります。具体的にはその機能や課題につきましては、防災拠点としての推進、それから観光情報発信の強化、利用者への利便の向上という大きな柱を立てまして、これについて策定業務を進めております。

観光情報発信の強化という中で、平成25年4月から小山町観光協会が道の駅「ふじおやま」へ移転をするということで、観光情報発信室の方へ観光協会を移しまして、そこで観光情報の発信を強化していくというような内容のレイアウトも策定をいたしております。

今後は、この策定業務が終わりましたら、平成25年4月から導入します指定管理者制度がございますので、指定管理者、それから施設の管理をいたします国交省と調整を図りながら、順次進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午後0時09分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

再質問は。

○12番（鷹嶋邦彦君） 再質問をさせていただきます。

町税に関して再質問します。先ほど収納率について伺ったわけですが、例えば平成23年度の決算書を参照いたしますと、決算説明時に前年度比2.3%の収納率が低下したというような説明をされていると思いますが、平成23年度の予算書では98.5%で設定され、24年度の予算書では98.8%で設定されています。

なぜ収納率を上方修正しているのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。なお、平成24年度の予算書では、法人税の収納率が明記されておりません。これは100%というふうに理解をし

てよろしいでしょうか。

それから、固定資産税の収納率ですけれども、98.3%になっているわけです。これらについての算出根拠がちょっと理解できませんので、もう一度歳出根拠について説明をお願いいたします。

続いて、先ほどの入湯税の件でございますけれども、検討しないというようなことで答弁があったわけですが、これについては町長に答弁をいただきたいです。

今年度は15万8,000円の予算が立てられているわけですが、温泉施設業者が直接払うものじゃなくて、利用者が徴収義務者の業者に預けるものでありますから、ましてこれが先ほども印刷費の方でも言いましたけれども、入湯税につきましては観光の方に使うような目的税になっております。そのようなことで、印刷費はもうちょっと上げた方が良くはないかなというようなこともありまして、入湯税の改正といいますか、改定を考えていただけたらどうかというようなことで、町長に質問をいたします。

それから、財政調整基金についてです。これについても、やっぱり町長に伺いたいと思います。

財政調整基金というのは一般会計においては、普通預金とかお財布的な意味合いで小山町の場合、意味合いで取り扱われていると思いますけれども、それについて、例えば災害などの非常時に使えるよう、いわゆる基金としてためていくというようなことというのは、誰でもわかっていることだと思うんです。それで、いわゆる財政調整基金の積立金には手をつけないぞというような意気込みについて伺いたいと思います。

次、先ほどの松田町の町営駐車場の件ですが、利用料金が64万円というようなことでした。それで、それから換算すると約5割の利用率というようなことになると思いますけれども、今10台分ですか、借りているということですので、それを6割だか7割だか、そのくらいのことでやる方が正しいんじゃないかというように。

それから、もう一つは、ある一部の人の利用に充てているわけですが、これは税金を充てるということにちょっと疑問を感じますので、それについてどのように考えられているか、これは課長で結構です、お願いします。

それから、先ほども言いましたけど、小山町の観光を担う観光費の印刷製本費のことですが、印刷製本費が63万円だけでは観光振興策として十分ではないのではないかと。それから、例えばおやま観光マップですか、それについては足りないとか、それから聞かれた人に説明をするのになかなかしづらい、見にくいというような欠点があるというような話も聞きますので、ここで見直しが必要ではないかというようなことで、そればかりではなくて、ほかの印刷物についても利用できるように、利用しやすいように見直しを検討するつもりがあるかどうか、それについて伺います。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鷹嶋議員の再質問にお答えをいたします。

1 問目の入湯税の関係でございますが、もう一度状況等を把握した上で検討をいたします。

松田の駐車場の件でございますが、120万円の予算に対して64万円の収入ということで、赤字だということで、検討しろということなんですが、これにつきましては、当初、これを松田の駐車場を作るときにも御説明を申し上げたように、なかなか皆さん、御殿場線が不便で、やっぱり東京へ通うのに、あそこに車を置けば、こちらから車で行って松田で小田急に乗り替えて東京へ行けると。また、帰りもそういう形で便利が良いよという声があったものですから、松田町にお願いして、このような形をとりました。

一つ、反省をしているのは、もう少し、これ、町民に周知をして、御理解いただくことも必要かなということで、当初も広報の媒体を通してありましたけど、もう少しこれ、周知をさせていただいて、多くの方が利用できるように頑張ってみたいと思いますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

あと、財政調整基金の御質問でございますが、この目標額でございますが、標準財政規模の約1割ということで、このような形での御指導があるようでございます。ということは、約5億円ですね、なかなか5億円まで行くには相当な財政の規律が必要かなということは承知しておりますが、ともあれ今、何とか切り詰めをして、この目標に向かうように努力することが、今課せられた責任ということで、状況によっては取り崩しもあり得るかもしれませんが、何とかこの目標に向かって、財政規律をしっかりした中で行政運営をしていきたいと、このように考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○税務課長（湯山正敏君） 鷹嶋議員の再質問にお答えをいたします。

まず、固定資産税の収納率の関係でございますけれども、現年の分が、率が上がっているということでございますが、まずは収納率を出す場合に、過去3年ぐらいの収納率を、まず参考にするというのが一つです。ちなみにお話をさせていただきますと、平成23年が98.75、それから平成24年が98.75ということで、大体このぐらいの数字が出ております。まだ25年は当然決算前ですので、ちょっと数字としてはここでお示しできませんけれども、98.75というのが一つのベースになっておりまして、実績でこういうものが出ているというのと、それから来年度の固定資産税の関係で、大口といいますか大きな税額のあるところがございます。それらについて、来年度どうなるかという見通しもある程度立てまして、来年度は98.75よりも上回るのではないかとということで、固定資産税については98.8ということで予算上、率を決めさせていただいたというのが1点でございます。

それからもう1点、法人税の税率のお話でございますけれども、当初予算に今年からの法人税の税率も、調定に対する収納率を載せさせていただきました。法人税につきましては、過去に100%ということはありません。ですが、法人税の収納率についてお話をさせていただきますと、平成23年が99.88、それから平成24年が99.80と、ほぼ100%に近いわけですが、ただ予算を組

み立てる段階で100%ではないということで、今年度から率を計上させていただいたということでございます。

以上でございます。

失礼いたしました。先ほど、24年の対調定収入率ということで98.75というふうにお話をしましたけれども、これについてはまだ24年度終わっておりませんので、これは見込みということで御理解いただければと思います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（池谷精市君） 鷹嶋議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の観光振興に係る印刷製本費63万円では不十分ではないかという御指摘でございますが、内容につきましては非常に効率的な運用を考えておりまして、効果の上がる形で、この63万円については執行していきたいというふうに考えております。

ただ、観光パンフレットに関しましては、この観光費、先ほどの139ページの6款2項1目の観光費のみの中で、幾つかの事業に分かれておりまして、その他にも印刷製本費を持ってございます。一例をご紹介しますと、予算書の140ページ6款2項1目（4）事業の富士山事業がございしますが、この中の印刷製本費175万5,000円、これにつきましては富士登山に関する登山パンフレット、それから外国人に対応する多言語で表記をしたチラシを印刷する予定でございます。

それから、予算書142ページ説明欄（7）事業で富士箱根トレイル等維持管理費という中で、この中の印刷製本費34万2,000円、これにつきましては富士箱根トレイルのガイドマップの作成に充てる費用となっております。

その他にも6款2項2目の町民いこいの家、いわゆるあしがら温泉でございますが、この説明欄の中の印刷製本費40万円、これは町の設置した施設ということで、25年度4月から指定管理者制度を導入いたしますが、町としてもPRをしていくということでパンフレットを作成する費用を見込んでございます。

それから、3目の道の駅管理費でございますが、ページで言いますと144ページになります。この中の（2）の道の駅地域振興センター管理費の中の印刷製本費40万円、これも施設のパンフレットを作成する費用となっております。その下の（3）道の駅観光交流センター管理費の中の印刷製本費40万円、これにつきましてもパンフレットを作成するという形で考えております。

このように、パンフレットを作成するというのも非常に大事だというふうに認識しておりますが、今の時代、非常にインターネット等が活用されてございますので、パンフレット等にもQRコードをつけて、電子媒体でのPRということも考えております。

次の2点目の、現在のパンフレットが見にくい、または利用しにくいというような御意見があるということで、それについて今後検討する余地はあるかということでございますが、本年6月、富士山世界文化遺産に登録されるということを見越しまして、それぞれのパンフレットに構成資産であります登山道、それから富士浅間神社等のPRを入れていきたいというふうな考えもござ

いますので、また皆様方の御意見を伺いながら、より良い見やすい使いやすいパンフレットを作っていくようにしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 次に、6番 渡辺悦郎君。

○6番（渡辺悦郎君） 本日は3点ほど質問させていただきます。

予算書137ページ6款1項1目定住人口拡大事業費、個人住宅取得利子補給金、これの事業内容について説明をお願いいたします。

次に、6款2項1目おまつり助成金、予算書の方の139ページでございます。これも同じく事業内容について御説明願います。

次、予算書150ページ7款2項4目15の町道整備、これにつきまして、事業内容を説明をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（池谷精市君） 渡辺議員にお答えいたします。

はじめに、予算書137ページ説明欄（6）定住人口拡大事業費の内、個人住宅取得利子補給金657万1,000円についてであります。この制度は定住人口の拡大と人口流出の抑制を図るために、住宅の購入や建築のための資金を金融機関から借り入れた町民に対しまして、その利子の一部を5年間補給するというものであります。この借入金につきましては、借入金の年度末の残高に応じまして、最大年間7万円、具体的に申しますと1,000万円を上限としまして、年0.7%という形になっております。こういう形で利子の補給をする制度でございます。

平成22年度から事業を開始いたしまして、今年度まで、いわゆる24年度までですが、利子補給の実績につきましては80件、額にいたしまして558万4,000円となっております。平成25年度予算におきましては、これに新規の申請者14件分を見込みまして657万1,000円を計上するものでございます。

次に、予算書139ページ説明欄（2）観光振興費、おまつり助成金680万円についてでございます。この内容につきましては、富士山金太郎春まつりに80万円、それから夏まつりに480万円、それと平成25年度は当番を務めることとなります足柄峠で行います笛まつりに120万円という形で支出を予定してございます。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○建設課長（小野克俊君） 予算書の150ページ7款2項4目公共道路整備事業費の説明欄（2）の15町道整備の内容でございますけれども、町道1063号線、通称和田坂の事業内容について御説明いたします。

全体計画区間は役場前交差点から豊門公園の入り口までの延長約370メートルでございます。車

道幅員は5.0メートル、歩道2.5メートルの道路改良舗装工事を考えております。

なお、役場前交差点は県道の交差点改良工事となります。

平成25年度に予定しております工事は、県の工事に影響のない小山中学校前の直線部分、約100メートルの区間を予定しております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 次に、9番 梶 繁美君。

○9番（梶 繁美君） 私は教育費について1点お願い申し上げます。

予算書の171ページ事務局の事務費でございますけれども、その中の説明欄で教育環境懇談会委員報酬9万6,000円、更に173ページの中にこども相談事業費242万1,000円、更に183ページの中の上段でございますけれども、特活指導及び進路対策交付金33万2,000円、その下の部活動指導費交付金10万2,000円でございます。

この費用は、どういう性格のものであって、毎年あるわけですがけれども、その実績等、御説明願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（相原 浩君） 梶議員の質問にお答えいたします。

最初に、予算書171ページ9款1項2目事務局費説明欄（2）事務局事務費の内、ページの一番上でございます教育環境懇談会委員報酬についてでございます。

本委員会は、学校運営等の教育環境に関する諸問題を改善し、より良い教育環境の実現を推進するため、学識経験者、地域住民代表、学校、保護者代表をそれぞれ委員といたしまして設置してあります。

学校、幼稚園等の規模の適正化や、その他学校等の教育環境の改善について検討をいただいております。小山幼稚園、駿河幼稚園の統合のとき、あと、きたごう保育園と北郷幼稚園の幼保一元化などについて検討をいただいている組織でございます。

次に、173ページの説明欄5こども相談事業費242万1,000円についてでございます。

こども相談事業につきましては、きたごう保育園内に設置してありますこども相談室「なのはな」を拠点といたしまして週3日勤務の相談員お二人が幼児、児童、生徒の就学指導及び相談や学校、園の経営の助言などを行うため学校や園を定期的に巡回するとともに、直接相談室にお見えになったり電話による相談をしていらっしゃる保護者の相談にも対応いたしている事業であります。

主な内容につきましては、相談員2名の賃金が計上されておるところであります。

次に、183ページ9款3項1目学校管理費説明欄（2）中学校管理運営費の内、特活指導及び進路対策交付金33万2,000円と部活動指導費交付金10万2,000円についてでございます。

特活指導及び進路対策交付金は体験学習、修学旅行などの費用、あと生徒の進路指導対策のた

めの会議に出席するための経費として、また部活動指導費交付金は各種大会参加時の経費に充てていただくため、学校の教職員の人数に応じて交付しているものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 再質問はありますか。

○9番（梶 繁美君） これから先は、ちょっと教育長にお願いしたいんでございますけれども、なぜ私がこの4項目を聞いたかということでございます。今、新聞や世間を騒がせている体罰、あるいはいじめ、そういった問題を教育委員会ではどのように対応されているかということ、予算の上からどうなっているかなという意味を持って調べたんですけれども、特段その予算がない。それで、これらがそうかなというような感じで、その性格、性質を聞いたわけでございます。

教育長にお聞きしたいのは、かつて議会でも何回となくいじめ、不登校の問題は議題となり、当時のそれぞれの教育長が現状の報告とそういう対応をされてきたことを説明しているし、今も脈々とそういうことを続けているように感じております。なかなか不登校とかいじめの問題が小山町じゃ抜けられないんじゃないのかなというのが、私の率直な気持ちでございます。

しかしながら、これは私の経験でございます。今、あるかどうかは別問題でございます。私もスポーツが好きで、いろいろなクラブへ所属して、中学生、高校生と続けました。そのとき、中学生ではそんなことはありませんでした。高校生へ行くと、もう部活で体罰を受けるなんていうことは当たり前の話です。私たちも1年生、2年生、3年生になると逆で、やるかやらないかは別問題ですけども、1年、2年のときは、もう先輩に竹刀を持って追っかけられて、一生懸命やりました。

しかし、それは決して苦しいものではなかったです。なぜならば、何とかしてこのクラブで強くなりたい、そういうためにはこれも試練かなというような感じでやっていました。だから、そういう体罰というふうな感じで捉えたことはなくて、あの先輩、あの人が来ると嫌だな、物すごい厳しいなというだけの感覚でおったんですけれども。

しかしながら、最近、この新聞、特に柔道連盟みたいに大人まで体罰が及んでいるということになると、これはなかなか大変である。なかなか愛のむちと体罰とはという議論もされておりますけれども、愛のむちと体罰とはなかなか境界線は、私もないだろうというふうに思っていますし、教育委員会でもそれは大変な判断だろうと思います。

そういうわけで、今、小山町の学校において体罰についてどのような対応をされているか、そのことについて教育長から答弁を願いたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 梶議員の質問にお答えします。

平成24年度、現在に至りまして、体罰についての問題は、今上がっておりません。認識はゼロとなっております。

ですが、このような事態になりまして、文部科学省の方で児童、生徒、保護者にアンケートを取るよという事で、今、アンケート調査をしております。これにつきましては、上がってまいりましたら、丁寧に対応していきたいと思っています。

やはり学校教育法第11条体罰の禁止ということにつきまして、これに基づいて、これから今後とも体罰がないように、きちんと指導していきたいと思っております。

以上です。

○議長（真田 勝君） 本来ならばお伺いしませんが、事前通告の試行の時期でありますのでお伺いします。まだ質疑のある方は挙手を願います。挙手がある場合は、暫時休憩といたします。質問はありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号 平成25年度小山町一般会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

日程第2 議案第27号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第28号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第4 議案第29号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第5 議案第30号 平成25年度小山町下水道事業特別会計予算

日程第6 議案第31号 平成25年度小山町土地取得特別会計予算

日程第7 議案第32号 平成25年度小山町介護保険特別会計予算

日程第8 議案第33号 平成25年度小山町水道事業会計予算

○議長（真田 勝君） お諮りします。日程第2 議案第27号から日程第8 議案第33号までの平成25年度特別会計及び水道事業会計の予算7件については、一括質疑とすることにしたと思います。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号から議案第33号までを一括議題とします。

本議案については、2月22日及び25日の本会議をもって町長の提案説明及び部長の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

今定例会では、質疑の事前通告の試行を行っておりますので、通告順により発言を許します。

最初に、4番 高畑博行君。

○4番(高畑博行君) 所属委員会に係る会計が多いのですけれども、総括的な要素も多いことから、何点か質問をさせていただきます。

まず、小山町国民健康保険特別会計についてであります。

1点目は特にページございません。総括的な質問であります。国保の事業実績は1年前のものしかわかりません。そこで平成23年度事業状況の県発表の速報版を見ての判断となります。

小山町は一般と退職を合わせた現年度分の国保料・国保税収納率で県下3位という素晴らしい実績があり、1人当たりの調定額で県下25位、1世帯当たりの調定額も県下28位と満足できる状況だと判断できます。

面と向かって褒めると歯が浮くようにも感じますけれども、この好結果は担当職員の努力のたまものなのかもしれません。私も個人的に人間ドックに行ったので、町の特健診は受けませんでした。そうしましたら、担当者から電話をいただき、「人間ドックの結果をぜひ御持参ください。」という御案内がありました。きっと、そういった一人ひとりに連絡を入れるような細かな積み重ねがあるからなんだろうというふうに思います。

そこで、昨年度、担当課として特に努力された点があれば、お聞かせ願いたいというふうに思います。

2点目、予算書歳出の242ページ2款2項1目から4目高額医療費についてであります。

本年度予算で、高額医療費総額の計上を1億2,071万6,000円としています。高額医療費は腎臓疾患の人工透析や高度な医療を受ける方が該当するからと考えますが、本年度の国保会計の予算編成上、高額医療費見込みをこの額に設定した根拠についてお伺いいたします。

3点目、歳出の252ページ9款1項1目基金積立金についてであります。

以前、当局は国保会計の基金残高は目標額に達していないという答弁をしていました。本年度基金積立額はわずか27万8,000円しかないわけですが、これしか積み立てできなかったのか、それともこれ以上積み立てる必要がないと判断されたのか、その点をお伺いいたします。

次に、小山町介護保険特別会計に関してであります。

1点目は総括的な質問です。第5期介護保険事業計画の2年目に入る今年、1年目の決算見通しを踏まえた上での予算立てだと考えます。最終的にまだ決算を終えていない状態ですが、第5期事業計画の1年目の取り組みを現時点でどう総括し、本年度予算に反映したのかお伺いいたします。

2点目、予算書の歳出316ページ、これも基金積立金に関してでございます。

本年度基金積立金はわずか2万円で、昨年の5,500万円と比較すると激減しております。第5期介護保険事業計画の2年目ということで、その中間年ということもあろうかと思いますが、それに関しての御説明を願いたいと思います。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○住民課長（高橋裕司君） 高畑議員にお答えいたします。

はじめに、1点目の担当課として特に努力した点についてであります。

最初に収納率について申し上げますと、平成23年度1月末現在の収納率は92.5%、平成24年度1月末現在の収納率は94.1%、同時期で比較しますと1.7ポイント上昇しております。要因としては、悪質滞納者への給与、預貯金等の差し押さえや、町が委嘱をしております徴収嘱託員の努力によるものと考えております。

また、医療費につきましては、平成24年度は確定しておりませんので、平成22年度と平成23年度を比較しますと、一般と退職を合わせて平成22年度においては1人当たり年間29万2,798円が、平成23年度においては27万5,863円となり、1万6,935円の減となりました。静岡県の国保団体連合会の医療費分析システムによると、明らかに特定健診の受診者の医療費が受診をしていない方と比較して低くなっております。特定健診受診が医療費抑制につながっていると考えております。

ちなみに平成23年度特定検診受診率は53.7%で県下1位でありました。平成24年度につきましても速報値ではありますが、1月末現在の受診率は46.7%、昨年より少し下回っておりますけど、これも今のところ県下1位でございます。

議員おっしゃるとおり、平成23年度と平成24年度の10月に実施しました健診を受けていない方への電話での勧奨、これが最大の要因と考えております。これは国保年金スタッフだけではなく、住民窓口スタッフを含む住民課職員全員でそれぞれの職員が住む地元地区を分担し、約1,300人に対して電話で勧奨を行いました。

次に、2点目の高額医療費の設定についてであります。歳出の242ページをお開きください。2款2項1目から4目の高額医療費の1億2,071万6,000円の見込額算出の根拠ですが、重い病気など、病院に長期入院し、治療が長引く場合、自己負担額が高額になってまいります。この自己負担額を軽減するために、一定の額を超えた部分について払戻をするのが高額医療制度でございます。

現在、小山町、国保被保険者で人工透析の治療をしている慢性腎不全の方、いわゆる特定疾病の患者の方が22名程度おられます。また、最近では心筋梗塞とか狭心症などの患者の方が増加傾向にございます。高額医療費の予算計上は、静岡県国保団体連合会の医療費推計と前年度の決算見込みをもとにして算定をしております。

次に、3点目の基金利子積立金であります。歳出の252ページをお開きください。9款1項1目説明欄の基金利子積立金27万8,000円ですが、平成24年12月補正予算で3億5,000万円の残高がありました基金の内1億円を取り崩し、医療費に充てました。したがって、現在、基金残高は約2億5,000万円となっております。この基金の預金利子、利率で0.15%を見込んだ額を基金利子積立金として計上いたしました。

基金積立金目標額は、基金条例の規定により保険給付費の30%、約4億2,000万円ですが、基金

への積み立てについては平成24年度決算において余剰金が発生するようであれば、積み立てを検討いたします。また、医療費に不足が発生するような状態になれば、基金の取り崩しや税率改正も視野に考えております。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○健康福祉課長（秋月千宏君） 介護保険特別会計予算につきましてお答えをいたします。

介護保険制度は平成12年度にスタートをし、3年を一つのスパンとして事業計画を立て、事業の方を実施しております。平成24年度から26年度の3年間で第5期とし、平成25年度はその2年目に当たります。

はじめに、24年度の総括はということですが、年度の途中ということもありますので、決算見込みという前提でお答えをさせていただきたいと思っております。

まず現状であります。要介護認定者の数は年度当初の723人から本年2月1日現在で762人と39人、率にしまして5.4%増加し、その内実際に介護サービスを受けておられる方は年度当初の621人から659人と38人、6.1%増加をしております。

サービスの状況につきましては、今議会の初日に議決をいただきました補正予算の中で増額いたしました。居宅介護サービスの内訪問介護、いわゆるホームヘルプサービスですけれども、これや通所介護、デイサービスの伸びが大きく、事業計画額を上回っております。逆に施設系のサービスが計画額よりも少ない決算を見込んでおります。

こうした居宅系、施設系介護サービスを合計した給付の額は、毎月約1億1,000万円強でありますけれども、2月、3月の審査分を見込んだ決算見込額は約13億7,000万円となります。この額は第5期事業計画の額と差異のない状況でありまして、おおむね事業計画に沿った運営がなされたものと認識をしております。

次に、平成25年度予算についてであります。基本的な部分につきましては、第5期介護保険事業計画に基づきながら、24年度の実状を反映させながら、中間年度の予算とし、前年度比6,000万円増の歳入歳出それぞれ15億7,000万円とさせていただいております。

次に、予算書316ページ3款基金積立金2万円についてであります。336ページの説明欄の中段をごらんいただきたいと思います。

介護保険事業は、先ほど申し上げましたように3年を一つの期間として運営しておりますので、理論的には1年目の収支は黒字となります。その分を基金に積み立て、2年目の収支は赤字も黒字も出さないことを目指しております。3年目の収支は赤字となります。その際に、初年度に積み立てた基金を取り崩し、バランスをとるものでありますので、25年度予算では準備基金への元金の積み立ては考えておりません。

したがって、25年度で積み立てる2万円につきましては、24年度に積み立てた準備基金から生じる利子分でありますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 再質問はありますか。

○4番（高畑博行君） 介護サービスの点で、ちょっとお伺いいたしますけれども、居宅系のサービスと施設系のサービス、このバランスと申しますか、総量の関係なんですけれども、こんなふうな判断でよろしいのでしょうか。居宅系のサービス、特にデイサービスあたりなんかを含めて、その量が増えると、施設に係るサービスは総量的には下がるのか、そこら辺の関係ですね、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○健康福祉課長（秋月千宏君） 再質問にお答えいたします。

施設介護を受けられている方が居宅介護サービスの方へ移行するということは、なしとは申しませんが、かなり少ない数かと思えます。したがって、居宅介護サービスが伸びているということは新規にこの介護保険のサービスを受けた方の分かと思っております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 本来ならばお伺いしませんが、事前通告の試行期間でありますのでお伺いします。まだ質疑のある方は挙手を願います。挙手があった場合は、暫時休憩といたします。

12番 鷹嶋邦彦君。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

午後1時57分 休憩

午後2時02分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

12番 鷹嶋邦彦君。

○12番（鷹嶋邦彦君） 水道事業会計の見通しについてお伺いします。

先日、後藤栄一経済建設部長の平成25年度予算の補足説明において、平成24年度水道事業会計の予定損益計算書上で単年度収支が赤字になる予定との説明がありました。

現在、上下水道審議会でも料金の検討をされているとの説明を受けておりますが、その検討状況と平成25年度予算との関係についてお伺いをいたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（池谷和則君） 鷹嶋議員にお答えいたします。

上下水道審議会での検討状況と、平成25年度予算との関係についてであります。

上下水道審議会では、水道料金と下水道使用料について御審議をいただいているところで、現在まで3回の審議を経ております。水道料金につきましては平成5年4月に改定され、19年経過していることと、少子高齢化、給水人口の減少など、水道水の需要も減少傾向になっております。その一方で、老朽施設の更新や耐震化の推進など、やっていかなければならない状況であります。

こうした状況の中、平成24年度予定損益計算書でお示ししましたように、収益的収支につきましては経常損失となり、経営状況はきわめて厳しい状況になっております。

上下水道審議会では、こうしたことを踏まえまして、上水道事業の健全経営と、将来に亘り安定的に安全な水を供給できるようにすることと、また一度に大幅な値上げは利用者に過度の負担を強いるということを考慮しながら、現在、審議をしているところであります。

また、平成25年度予算につきましては、現在審議中でありますので、審議会での内容を見込んだ予算とはしてごさいませんので、御理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第27号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第28号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第29号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第30号 平成25年度小山町下水道事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第31号 平成25年度小山町土地取得特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定

により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思ひます。これに御異議はありせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第32号 平成25年度小山町介護保険特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思ひます。これに御異議はありせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第33号 平成25年度小山町水道事業会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思ひます。これに御異議はありせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は3月4日月曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

午後2時09分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 真 田 勝

署 名 議 員 池 谷 弘

署 名 議 員 高 畑 博 行

平成25年第1回小山町議会3月定例会会議録

平成25年3月4日(第4日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	阿部 司君	3番	池谷 弘君
	4番	高畑 博行君	5番	桜井 光一君
	6番	渡辺 悦郎君	7番	米山 千晴君
	8番	湯山 鉄夫君	9番	梶 繁美君
	10番	池谷 洋子君	11番	込山 恒広君
	12番	鷹嶋 邦彦君	13番	真田 勝君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	土村 暁文君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	小野 巖君
経 済 建 設 部 長	後藤 栄一君	住 民 福 祉 部 長	土屋 礼二君
教 育 部 長	高橋 忠幸君	危 機 管 理 監	新井 昇君
会 計 管 理 者	鈴木 哲夫君	政 策 秘 書 課 長	室伏 博行君
企 画 財 政 課 長	羽佐田 武君	総 務 課 長	小野 学君
税 務 課 長	湯山 正敏君	健 康 福 祉 課 長	秋月 千宏君
住 民 課 長	高橋 裕司君	地 域 防 災 課 長	池田 馨君
建 設 課 長	小野 克俊君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商 工 観 光 課 長	池谷 精市君	都 市 整 備 課 長	湯山 博一君
上 下 水 道 課 長	池谷 和則君	こ だ も 育 成 課 長	相原 浩君
生 涯 学 習 課 長	土屋 和彦君	総 務 課 副 参 事	鈴木 辰弥君
選挙管理委員会委員長	吉川 榮君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	田代 順泰君		
会議録署名議員	3番 池谷 弘君	4番	高畑 博行君
散 会	午後2時57分		

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

9番 梶 繁美君

1. 持続安定的な財政計画の必要について
2. 地域医療の充実について
3. 小山町土地利用構想について（内陸フロンティア構想について）

6番 渡辺悦郎君

1. 道の駅及び町民憩いの家を周回する町内巡回バス運行について
2. 「DIG」を活用した自助・共助意識の高揚について

10番 池谷洋子君

1. 不育症対策について
2. 投票入場券（選挙ハガキ）の裏面を期日前投票宣誓書にしてはどうか

4番 高畑博行君

1. 「金太郎よろずサービス」の成果と継続・発展について
2. 「ごみ処理事業」に対する町長の基本的な考えについて

11番 込山恒広君

1. 町の過疎化にストップはかけられるか

3番 池谷 弘君

1. 富士山噴火の防災対応について

8番 湯山鉄夫君

1. 町の将来像を創造する課題について

1番 阿部 司君

1. 東日本大震災の被災地との交流について

12番 鷹嶋邦彦君

1. ふるさと納税の現状と推進について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（真田 勝君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりですから、朗読を省略いたします。

日程第1 一般質問

○議長（真田 勝君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、まず、代表質問を行います。

9番 梶 繁美君。

○9番（梶 繁美君） 会派「新生」を代表しまして質問を行います。

質問項目は3件でございますが、更に細かくして8項目にわたり質問をします。よろしくお願ひします。

第1件目でございます。持続安定的な財政計画の必要性についてであります。

平成25年度一般会計予算書が送付されました。内容を見ると、私が12月議会でこの一般会計の規模について、あるいは予算編成の方針についてお尋ねしました。そして、その町長の回答と、今回渡された予算書と大きな違いがありました。大規模な予算編成でありました。

一般会計の総額は、皆さん御存じのとおり91億2,000万円でございます。この額は、前年度の予算額に比べて13億6,000万円の増、パーセントにして17.5%の増であります。

私は、財政とは長期、中期に亘る持続可能な財政構造の確立が必要であると思っています。そこで、財政計画と平成25年度一般会計予算書とを見比べ兼ね合わせて、次の3点についてお伺いします。

1点目は、自主財源率の確保であります。

平成24年度予算と平成25年度予算書の自主財源率を比較してみますと、24年度65.6%、25年度57.6%であり、25年度予算ではその数値が大きく落ち込んでおります。原因もわかっております。補助金の増額と町債、要するに借入金の増額です。

過去、小山町の自主財源率は極めて良く、いつも県下でもトップクラスの数値で、その位置を確保していました。自主財源は町の力として評価されます。自主財源率の低下について、町長のお考えをお聞きいたします。

2点目は、実質公債費比率であります。

ちょっとそれますが、私は3年前、仲間議員とで財政破綻を起こした、そして国の再建団体に指定されました北海道夕張市を視察しました。財政破綻を起こした原因として、まず人口の減少です。

最盛期の人口は10万人余であったものが、その当時では2万人を本当のわずか超えていました。まさに5分の1に減少していました。更に、石炭産業の斜陽化、リゾート開発の失敗、炭坑会社の相次ぐ撤退に伴う厚生施設の買い取り、この買い取りについては、闇起債を発行しております。縁故債でございます。国ではそれは禁じ手となっておりますけれども、その当時でやっていた。ここではそれを実施した。あるいは、その後の国の三位一体構造改革による特例財政措置の打ち切りであります。夕張市の方はそうおっしゃっていました。

しかしながら、私はその話を聞きながら、これはちょっと違うなど。行政機関のチェック機関である議会並びに監査の監査機関がその能力を発揮しなかったのではないのか。そのことの方が大きいんじゃないのかなど。直接は言えなかったんですけども、直感的に私はそう思いました。

ゆえに、夕張市の財政破綻の経緯を他山の石とせず、小山町では私達議会、あるいは監査委員会ではその機能をしっかり守り、今後、そうしたことのないよう、小山町ではやっていかなきゃならんと思っております。

それでは、新年度予算書217ページに町債の発行額の明細が記載されています。単純に申し上げまして、町長就任し、予算執行した23年、24年、そして今回、25年度予算の発行額の見込額を見ると、この3年間で約5億円の町債の借り入れが増額しています。

その中でも私が注視しているのは臨時財政対策債です。これが5億円以上の借り入れを増額させている原因です。事業に伴う町債は、あるいは事業債は、その額は横ばいでございます。予算書の217ページのとおりでございます。しかしながら、臨時財政対策債の性質は、町の収入が不足する場合、一定の国の基準により国から借り入れることができるという制度です。いわゆる国で言う赤字国債、赤字債です。

国では各市町村に対し、健全な財政運営の指導の一つとして、実質公債費比率の数値を特に注意しています。健全財政運営の数値として、実質公債費比率があります。この数値が18%以上で黄色い信号、25%で赤信号と言われております。

そこでお尋ねします。小山町の実質公債費比率は幾らでしょうか。また、県内の平均数値、その数値は小山町は県内で何番目にランクされているかお伺いします。

そして町長に向こう5年間の財政見通しについて、町長のお考えをお聞きいたします。

3点目は財政調整基金の積み立て方針についてであります。

施政方針の演説の中では、「僅少」という言葉をお使いになっております。私はそのとおりであると思います。もし小山町が災害や何か疫病とか、そういった有事のあった場合、小山町独自でこの救済措置を講ずるときには、この積み立てを取り崩して、そのことに当たらなければならぬのでございます。

過去、山古志村では災害を受けた全壊の世帯には、町で600万円を支給しました。この間起こした小山町の災害、一昨年、台風9号の9月8日の、それにはたしか50万円だったと思う。やはりそういった手厚い災害復旧の住民に対する手当をするには、どうしてもこの積立金がないといけない。

大体予算額の10%とか、そういう額が、収入額の税収の10%とか、そういうことをよく言われますけれども、到底この間の予算の説明でも1億6,000万円という数字では達していません。

町長は、新年度の中でこの積立金を増やす方針ですと述べています。その具体的な方策を町長にお伺いします。

次に、2件目、地域医療の充実についてでございます。

町長のマニフェスト「3つの挑戦、10の戦略」が公約されています。その内、戦略7で救急医療体制の充実については、1年ないし2年以内に実施されると記述されております。

私達、この地域では御殿場市、小山町の中に公立病院がありません。多分10万都市以上の都市で公立病院がないのは、この御殿場、小山医療地域だけではないかと私は思っています。

そこで、医療体制について、2点についてお伺いします。

1点目は、医師等の不足でございます。

細かいことをお聞きしますが、人口10万人当たりの全国の平均的な医師の数は幾つでしょうか。更に、県では幾つでしょうか。そして、御殿場市、小山町の医療圏の中では何人いるでしょうか。これをお答え願いたいと思います。相当、私は医師は不足しているというふうに思っております。

そこで、医療施設の不足、医師の不足に対して、町長はどのような対応策をお持ちかお伺いいたします。

2点目、医療問題検討協議会、これは仮称でございますけれども、設置についてであります。

地域医療の体制について審議、検討する新たな協議会や審議会を設置するお考えはないでしょうか。御殿場市では、昨年、医療問題を抜本的に検討する協議会を設置し、医療体制について多角的に検討する機関が設置されました。医療区域が一緒である小山町でも、御殿場市と歩調を合わせる形で設置したらと、私は思います。町長のお考えをお伺いいたします。

次に、3件目でございます。小山町土地利用構想について（内陸フロンティア構想について）をお伺いします。

過日、小山町土地利用構想について関係課長から議員全員に説明がありました。大変素晴らしい夢のある構想だと思いました。作業推進に当たっては相当なエネルギーが必要であり、早期実現のため、あるいは地域活性化のため、私達議員も協力しなければならないなど、率直に思いました。

市街化調整区域の土地利用、開発については、都市計画上大変難しいと私は理解しております。この計画を都市計画マスタープランにしっかりと織り込み、その上で小山町の総力を結集することが不可欠であると思いますが、町長の決意と推進についてお伺いいたします。

併せて、今回の調査区域にわさび平・東富士リサーチパークを入れてはどうかと御提案申し上げます。この両開発地の現状については、町長も十分御承知されていますが、地域住民の皆さん、大多数です、今の状態では困る、行政の力で何とかしてくれと、まさに住民の叫びの声です。多く寄せられています。

用途変更が可能であれば、あるいは認められれば、開発手法ががらりと変わり、活発に事業が展

開されるものと思います。「都市計画は自治の精神で作らなければならない。自治は市民の中にある」と、かの有名な後藤新平は申しております。町長のお考えをお伺いいたします。

次に、内陸フロンティア構想についてであります。

新東名高速道路を活用し、防災、減災に対応した地震災害に強い地域づくりを目指す内陸フロンティア構想に、小山町が立候補し、去る2月12日に内閣府から新東名小山パーキングエリア周辺と湯船原地区の2地区が地域活性化総合特区として指定されました。この事業は、内閣府、県、小山町などで計画を作り上げると聞いております。

まず、それよりも私は何よりもこの新東名高速道路が開通していないにもかかわらず、小山町が特区に指定されたことは、小山町の今後の発展のため、あるいは礎となり、まさに千載一遇のチャンスであります。指定に努力された町御当局の皆さんに対して高い評価をするものでございます。

特区に指定されると、事業等に対して国、県の手厚い補助金、交付金になると思いますが、あるいは特例措置による規制の緩和、税制、金融、財政の支援措置が講ぜられます等、大いにその効果が期待されるものでございます。

しかしながら、特区に指定される区域にあつては、農地の基盤整備事業で施工中の区域もあり、国や県は農政に対する姿勢、ガードは相当きついものがあります。これを突破するには、やはり相当のパワーが必要であると推測されます。

また、時間的、時期的な問題も考え合わせると、強力に推し進めるため、独立的なプロジェクトチームの編成も考えられますが、町長、いかがですか。

いろいろ内容を聞きますと、その事業内容においては、今回の東北の地震に対する対策、地震に強い地域を作る、強い日本を作るという意味で、この交付金が交付されると聞いております。したがって、5年で事業の成果を出せと、いろいろのことも書いてある文章も見ました。そんな意味で、早く事業に着手できるよう、それでもう一つ私が一番心配しているのは、多分、地震対策、この事業も交付金もそんなに長い間国が出すことはないと思います。多分、ある期限で着られるということだと思います。

夕張市のリゾート法に基づくいろいろやったら、途中でリゾート法が消えてしまったということがないよう、早く事業に着手して、早い成果を上げていくようにしていくことが、小山町にとって大事だからと思います。

この特区指定され、事業化に向けての町長の意気込み、取り組み方、推進方法についてお伺いします。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 梶議員にお答えをいたします。

はじめに、持続安定的な財政計画の必要についての内、自主財源比率についてであります。

自主財源は、自治体が自らの権能に基づいて自主的に収入できる財源で、町税、分担金及び負担

金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入からなり、自主財源比率は自主財源を歳入総額で除した比率であります。

このため、積極型の予算では分母となる予算総額が大きくなるため、自主財源比率は見かけ上、低くなることとなります。

小山町の自主財源比率は、平成21年度決算では65.1%で、県下35市町中10位でありましたが、平成23年度決算では57.7%で17位となっております。また、平成25年度当初予算では57.6%を見込んでおり、平成24年度予算の65.6%に比べ、8.0%の減を見込んでおります。

平成24年度当初予算は、緊縮予算でありましたが、新年度では「小山町を元気なまち」にするために、企業誘致等を進める施策として、予算書付属資料にありますように基盤整備事業、耐震化事業により、過去2番目の規模となる積極的な予算編成といたしたことから、議員御指摘のとおり、事業に対する国庫支出金、県支出金、町債が増額となったため、自主財源比率が減となっております。

しかしながら、金額では、前年度予算額に比べて1億6,546万円の増額となっているところであります。

自主財源比率は、行政活動の自主性と安定性を確保できるかどうかの尺度でありますことから、町税の収納率の向上対策、各種施設の使用料の見直し、未利用の町有地の売却を進めるなど、自主財源の確保に向けて取り組んでいるところであります。

次に、公債比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく実質公債費比率の推移について説明をいたします。

現在まで、一番高かった平成21年度の14.6%に比べ、平成23年度は13.9%と減少傾向にあり、県下で32位、県における加重平均は10.5%となっております。

これは、生涯学習施設建設等の町債の償還が終了してきているためであります。今後につきましては、平成24年度が13.0%前後、平成25年度には12.8%前後になるものと見込んでおります。

しかし、平成26年度以降は、教育施設の耐震化や新東名関連の町債の元金償還が始まるため、13%台で推移するものと予想されます。

今後の町債の借りに関しましては、適債性を見極め、後年度世代への負担が課題とならないよう計画してまいりたいと考えております。

次に、財政調整基金の積み立て方針についてであります。

本町の財政調整基金につきましては、10年前の平成13年度末に5億5,900万円余でありましたが、平成23年度末には1億4,900万円と4億1,000万円の減少となっております。近年では、平成22年の災害復旧費の財源とするためにやむを得ず取り崩しを行ってきたところであり、この基金残高につきましては、現時点で県内の市町では一番少ないものとなっているところであります。

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡の調整、災害や減収に備えるための基金であり、標準財

政規模の1割程度の5億2,000万円を積み立てていくことを総合計画での目標としております。このため、地方財政法第7条に基づき、繰越額の2分の1の額、5,000万円を積み立てるものとし、平成25年度予算では1,000万円を上乗せした6,000万円としたところであります。

今後も、不測の事態に備えるために、標準財政規模に合わせた財政調整基金を積み立てるよう、努力してまいりたいと考えております。

次に、地域医療の充実についての内、医師等の不足についてであります。

小山町内の医師数であります。平成22年12月31日現在21人で、隣の御殿場市が93人ですので、小山町と御殿場市で合わせて114人の医師が地域医療に携わっておられます。

これを人口10万人当たりの医療施設従事医師数に換算しますと、小山町が102.0人、御殿場市が104.4人、両市町では103.9人であり、全国平均の219.0人や静岡県平均の182.0人と比較しても低い状況にあります。

傾向といたしましては、西日本が比較的高く、東日本が低いことが見受けられ、また大学病院が集中する首都東京が高く、隣接する関東諸県、更に隣接する静岡県が低い状況にあり、医師不足は事実であります。

御殿場・小山地域には市立あるいは町立といった公立病院がございませんが、地域内の病院や開業医の先生方が個々の役割を果たしながら、互いに連携しつつ、少ない医師数の中で、公立病院のような役割を担ってくださっておられるのが現状であり、町といたしましても、できる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

次に、医療問題検討協議会（仮称）の設置についてであります。現在、町には医療環境の整備に関する諸問題を協議することを目的とした、副町長を会長に委員13人で組織する小山町医療問題協議会が設置をされております。

委員には、町議会文教厚生委員会、御殿場市医師会、駿東歯科医師会、北駿薬剤師会、区長会、連合婦人会、老人クラブ連合会、社会福祉協議会の代表者へ委嘱をしております。

今議会の初日に御提案し、議決をいただきました町有財産の無償貸与、足柄地区町有診療所の件につきましても、公設民営の医療機関等の契約関係について町の諮問を受け、審議の上答申をいただくなど、地域医療のあり方など、保健医療全般に亘り審議、検討いただいております。

こうした現状から、この協議会を引き続き活用してまいりたいと考えております。

次に、小山町土地利用構想についてであります。

小山町の土地利用構想については、昨年12月に小山町都市計画審議会に中間報告をし、その基本方針について了承をいただきました。更に、議会勉強会においても報告をし、1月に開催した町制100周年記念事業のまちづくりフォーラムにおいても概要を公表したところであります。

この構想は、小山町の歴史的な成り立ち、地形の特徴、現在の土地利用状況等を踏まえ、第4次小山町総合計画に定めた基本人口の維持はもとより、元気のある小山町の実現のために定めていこうとするものであります。

構想の概要であります。小山、足柄、北郷及び須走の4つの市街化区域を対象とした市街地整備方針と市街地と連携した市街化調整区域の整備方針を定めているところであります。

市街地整備方針につきましては、各地区毎の現状、特徴を踏まえ、道路などの公共施設や未利用地の利活用方針が主なものとなっております。

市街化調整区域の開発につきましては、都市計画法に基づく地区計画の制度を活用していくこととしております。

現在の構想につきましては、湯船原地区、新東名（仮称）小山パーキングエリア周辺地区、須走景観地区及び足柄サービスエリア周辺地区の4つの地区について検討、協議を進めているところであります。

この4地区の内、湯船原地区と（仮称）小山パーキングエリア周辺地区は、静岡県が進める内陸のフロンティアを拓く取り組みに位置付けられている地区であります。

内陸のフロンティアは、地域の包括的、戦略的なチャレンジに対し、オーダーメイドで規制の特例措置や税制、財政、金融上の支援措置等により、総合的に支援する国の制度である、地域活性化総合特別地域の指定を目指し、静岡県、該当市町を中心に推進してきており、この2月15日に国の総合特別区域推進本部において指定されました。

この内陸のフロンティアとの整合性を図りながら、現在、該当の4地区について、市街化調整区域内における地区計画の適用についての基本方針の策定を進めており、静岡県をはじめとする関係機関と協議をしているところであります。

議員御指摘のわさび平及び東富士リサーチパークにつきましては、いずれも開発許可済みの区域であり、今後、新たな計画を定めていく内陸フロンティア方針に沿うとは言えないため、区域に組み込むことはできませんが、町の定める市街化調整区域内における地区計画の適用についての基本方針には、位置付けることとしております。

この両地区につきましては、引き続き、関係機関と協議をしながら、居住されている方々や地権者の方々の同意を得ていこうと考えているところであります。

今後は、この土地利用構想を第4次小山町総合計画に基づく土地利用基本計画として、来年度から策定作業を始める都市計画マスタープランの上位計画としたいと考えております。

この構想の実現のために、現在設けられております経営戦略会議において、情報の共有、共通認識の確認を行い、町民の皆様の意見を聞きながら一体となって進めていきたいと考えております。

体制につきましても、事業進捗の推移を見ながら、必要であればスタッフを増強するなど、柔軟な対応をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 再質問はありますか。

○9番（梶 繁美君） 再質問に、3点の中の一番最後の、小山町の土地利用構想の中でお話ししましたわさび平並びに東富士リサーチパークのことについて、更にお聞きいたします。

わさび平と東富士リサーチパークはそれぞれ開発の手法が違います。一つは大規模開発で行い、一つは旧法に従ってやるということでございまして、今、都市計画法でこの地区を法で救う方法はありません。

先ほど町長が答弁したように、小山町で地区計画なり何かを起こして、これをもって県と交渉しないと認められないだろうと。その認めるにも、旧法がそれぞれ邪魔しますもので、大変な交渉事になるだろうと思います。

今の現状を見るに、このまま放置するならば、きっとゴーストタウン化してしまいます。今も東富士リサーチパークも2つか3つしかやっていません。全て閉鎖しております。あるいはわさび平も大変なことも起きているように聞いております。日産の研修所の跡地が外国人に代わられていると。中国の方に代わられている。そのことについて地域の皆さんががやがやと申しています。どうしたら良いんだろう。しかしながら、これもどうなるか、私どもはわかりません。

そういうことが地域に、皆さんに心配のないように、ぜひこの問題、この2地区については町が考えて都市計画法へ織り込むという方法しか考えられませんもので、このことについて更にお考えをお聞きいたします。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 梶議員の再質問にお答えをいたします。

この2地区ですが、先ほどの内陸フロンティアの中に2つ入れて県の方をお願いをしましてまいりました。しかしながら、先ほど答弁で申し上げたとおり、もう既に開発済みということで、これは残念ながら中に入れることができませんでした。

リサーチパークにつきましては、私が町長に就任してすぐに、東京の三菱地所の本社に伺いまして、当時の責任者でございました副社長とお会いして、町と一緒にやっていただきたいと、この件でいろいろお願いをしてきたわけですが、なかなかその後、相談に乗っていただけないというような状況が続きまして、また再度、去年でございましたが、1年くらい前ですか、東京の本社の部長さんをお願いして、この地に来ていただいて、いろいろこの件についてお話をし、これから町と一緒に勉強会を持ってやってくれませんか、このようなお願いをさせていただきました。

しかし、なかなかその後、そういう機会ができずに今日まで来ておりますが、町としては、先ほど申し上げたとおり、土地利用の基本構想ができました。議員の皆さん方もお目を通していただいたかと思いますが、わさび平を2つに分けて、須走に近い部分を須走地区の中に入れてやっていきたいと、こんなことで、一応の構想はでき上がり、これから基本計画へと進んでいくわけですが、実は明日、私、東京へ行く他の予定がございましたので、三菱地所に寄って、その件、1回、最後の打ち合わせをしてこようと。でき得れば、リサーチパークと分けて、須走に近い部分だけを町の計画の中に入れ込みたいと、こんなことで、今、進めておりますので、御理解をいただきたいと思います。

わさび平につきましては、おっしゃるとおりなかなか大変な状況でございまして、先般、東京でわさび平に進出をしたいという企業がございましたので、白鳥理事と一緒に東京へ赴いていろいろ打ち合わせをしていただきました。これから双方で勉強会を立ち上げて、どのような形でやっていこうかということで進めてまいりたいと、こんな状況になっておりますことを報告させていただきます。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 次に、個人質問を行います。通告順により、順次発言を許します。

6番 渡辺悦郎君。

○6番（渡辺悦郎君） 本日は、1件の質問を行います。

まず最初に、道の駅及び町民憩いの家あしがら温泉会館でございましてけれども、これを周回する町内巡回バスの運行についてであります。

町では既に、小山町地域公共交通会議において、今後の公共交通について検討されているところでありますが、本日は道の駅や町民憩いの家が指定管理者制度導入に当たっての運行ダイヤについての質問でございます。

町内巡回バスは平成4年6月から総合文化会館の開館に合わせて開始され、様々な変遷を経て、現在は健康福祉課、生涯学習課所管の2系統で運行され、現在に至っていると承知をしております。現行の運行ダイヤについても、ニーズに合わせて実施されていると思いますが、道の駅、町民憩いの家が指定管理者制度導入に当たり、高齢者が訪れやすい環境を整えてはいかがでしょうか。

また、高齢者に配付している町民憩いの家の入場券を、移動手段がないために知人や友人に譲渡している方もいると聞いております。より多くの高齢者の皆さんに健康な老後を過ごしていただくために、そして福祉政策を実のあるものにするために、移動手段を考えるべきと思われます。

町長に伺います。道の駅及び町民憩いの家利用者、特に高齢者の利便性を図るため、時間帯における町内運行バスの経路等を見直し、道の駅及び町民憩いの家の利用率アップにつなげてはいかがでしょうか。

次に、「DIG」を活用した自助・共助意識の高揚についてであります。

平成22年に発生した小山町豪雨災害や東日本大震災、紀伊半島豪雨災害、北九州豪雨災害等を教訓とし、また、発生が懸念されている南海トラフ地震災害、富士山噴火等の災害に備えるために、自助・共助の重要性を認識しつつも、老若男女それぞれの意見を交わす場が少ないように感じております。

小山町は県の想定に基づく各種災害に対応すべく防災計画を整備し、公助についての計画は整いつつあると聞いております。

しかし、基本となる自助、地域などでの共助についてはいかがでしょうか。各区の自主防も整備しつつあると聞いておりますが、DIGを活用した訓練を実施し、より一層の連携の強化を図ったらいかがでしょうか。

昨年、県内の団体からの要請で防災についてお話しする機会を得ることができました。参加する

人員は老若男女であり、どのような方法で防災意識を高揚するかを考えておりました。そのときに実施したのが今回提案する住民参加によるDIGであります。終了時、参加者からの所見で、とても良い訓練であったというふうに言葉をいただきました。

それでは、DIGについて、既に御存じとはおりますが、若干の説明をさせていただきます。

DIGは富士常葉大学の小村准教授により考案されたものであります。参加者が地図を使って防災対策を検討する訓練であります。Disaster（災害）、Imagination（想像力）、Game（ゲーム）の頭文字を取って命名されました。DIGという単語は掘るという意味を持つ英語の動詞でもあり、転じて探求する、理解する、町を探求する、防災意識を掘り起こすという意味も込められております。

DIGでは、参加者が大きな地図を囲み、みんなで書き込みを加えながら楽しく議論していきます。その中で、参加者は本人と家族が住む地域に起こり得るかもしれない災害をより具体的なものとして捉えることができるとされております。また、ゲーム感覚で災害時の対応を考えることもできます。若者も理解しやすくなっております。

中学生以上の住民が参加して、DIGを通してそれぞれの立場、目線での危険箇所や予想される災害等の状況を確認し、対応を考えることができるとされております。このDIGは、県内はもとより、全国各地でHUG、避難所運営ゲームと同様に行われ、自助・共助の意識の高揚につながっております。範囲的に、小さくは家屋内から、学校内、各区、校区等に広げることができます。

実施するに当たり、小山町には防災士連絡会という組織があり、他市町に比して多くの防災士がおられます。その他にも防災に関する多くの識者もいらっしゃいますので、その方々の協力を得ることができるのではないかと考えられます。

町長に伺います。より多くの町民が参加し、DIGを行い、防災の町を目指すべきと考えますがいかがでしょうか。町長のマニフェスト「暮らし満足度向上への挑戦！」にもつながるのではないのでしょうか。

教育長に伺います。例えば中学校の総合学習の時間内においてDIGを行い、自然災害に関してだけでなく、昨年実施された通学路安全点検等にも役立つものと考えられます。地域住民を交えたDIGを実施してはいかがでしょうか。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 渡辺議員にお答えをいたします。

町内巡回バス運行につきましては、乗降客が少ない路線や維持経費の問題等から、巡回バスの再

編の必要性を検討するため、職員によるプロジェクトチームの検討を経て、平成23年度から小山町地域公共交通会議を発足して検討しているところであります。

平成23年度においては、小山町地域公共交通調査を実施し、町民アンケート、事業者や学校へのヒアリング及び交通空白地域の把握等を行うことで、生活交通に関する実態を明らかにいたしました。

その結果、町内巡回バス運行事業は、福祉バスであることから、町民の要望を多く反映させてきた結果、交通空白地域を生じさせることなく町全域をカバーしているものでありますが、民間事業者の有料運行路線と重複する部分があること、バス停間の間隔が非常に短いところがあることや、電車や路線バス発着時刻との整合性がとれていないなど、多くの問題点が示されております。公共交通確保の観点から、御殿場駅から駿河小山駅を結ぶ民間バス路線につきましては、毎年赤字補填をしておりますが、一方で重複する路線に町内巡回バスを無料で運行していることは非効率であるとの指摘を受けております。

地域公共交通調査の利用者数の調査結果では、巡回バスの1便当たりの乗降客は1.8人と非常に少なく、アンケート調査で町内巡回バスは必要であると回答する意見が多いのと反比例して、実際に乗降する方は少なく、利用されていない現実の問題も浮き彫りとなっております。

これらの背景には、町内では自家用車を利用する町民が多く、自動車保有台数が県平均よりも高いことや、巡回バスのルート、バス停や時刻表が町民に周知されていないことも原因の一つであると考えられます。

町民アンケート調査の結果では、利用者が少ない実態や費用対効果の観点から、無償ではなく、有償化もやむを得ないとの意見が圧倒的に多かったことも事実であります。

議員御提案の道の駅及び町民いきいの家の利用率アップにつきましては、これまでの調査結果や協議経過を踏まえ、地域公共交通会議を通じて巡回バスのあり方やルートの再編など、利便性の向上に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、DIGを活用した自助・共助意識の高揚についての内、防災士連絡会との協力についてであります。

議員御指摘のとおり、一昨年の中日本大震災の教訓から、国の防災会議の方針や学識経験者などからは、防災の基本は自助及び地域における共助が重要であるとの見解が示されており、住民の防災意識の高まりの必要性は十分認識をしております。

一方、町民の防災意識の高揚については、平成22年9月の台風9号による災害や東日本大震災以降、町民講座、各種団体の主催する会議への出前講座、中学校での防災講演や小学校での防災に関する授業支援などで、防災に関する情報提供や基礎知識、災害に備え準備する事項などの周知を図ってまいりました。

議員御提案のDIGにつきましては、平成14年度から16年度の3か年で、全自主防災会及び消防団本部で行い、地震及び水害の避難マップの作成をしていただきました。

また、昨年6月の土砂災害に対する防災訓練では、事前に音漕区の自主防災会で水害時における区内各班の集合場所や避難所までの避難経路などについてD I Gを行い、訓練当日には住民自ら検証していただき、十分な成果を得ることができました。

更に、昨年10月には足柄小学校5年生の総合学習の授業を通じてD I Gを行い、通学路周辺の防災上の危険箇所や避難場所などを子どもの目線で地図に記入してもらい、本年1月にはその結果を町に発表していただいたところでもあります。

これらの成果や過去の実績から、住民参加型のD I Gは、自助や共助の地域防災力の向上に十分役立つとともに、町民の防災意識の向上につながると考えられますので、現在策定中の富士山火山噴火の広域避難計画や、本年6月に県が公表予定の第4次地震被害想定に基づく避難マップなどの修正においても、関係地区の自主防災会を中心にD I G方式を採用していく予定であります。

小山町では、現在、37名の防災士の方が会員となっていており、昨年9月の総合防災訓練におけるHUG（避難所運営ゲーム）の訓練や防災リーダー研修へ参加していただいたところでもあります。

議員御提案のD I Gにつきましても、防災士連絡会に相談しながら、会員研修などを行い、防災士の皆様にも御協力をお願いしていきたいと考えております。

なお、中学校でのD I Gの実施につきましては、教育長から答弁をいたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 中学校の総合学習の時間内において地域住民を交えたD I G訓練の実施についてであります。

平成14年2月に策定された静岡県防災教育基本指針の「防災教育の基本的な在り方」に「自らの安全を確保するための行動の習得」と並んで「災害発生時に、自らの安全を守るのみならず、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるような態度を養うため、他人を思いやる心や社会に奉仕する精神を培う教育の推進」が定められており、県内でも学校におけるD I G訓練の実施が進んでいます。

町内の小・中学校でのD I G訓練の実施状況は、町長が答弁したとおり、足柄小学校の1件であり、児童のみの参加でありました。

また、D I G訓練と同じように、危険箇所を図面に落とし込み、情報の共有や対策の検討を行う手法で通学路における危険箇所を話し合う「交通安全リーダーと父母と交通安全を語る会」を全ての小学校で6年生が中心となって毎年実施しており、中学生はD I G訓練に違和感なく参加できるものと考えております。

実際、授業に地域の方々をお招きして、一緒にD I G訓練を実施することは、学習指導要領が改定され、授業で教える項目が多くなり、総合的な学習の時間の時間配分の状況を考えると、全校で統一的に実施することは難しいと考えます。

毎年12月の地域防災訓練には、小・中学生、高校生が見学ではなく直接体験できるよう訓練項目

を工夫していただき、また出欠表に記入いただいたものを学校で確認するなど、学校で積極的な参加を児童・生徒に呼びかけています。

同じように、各自主防災組織でのD I G訓練への取り組み状況により、訓練が実施される場合には、積極的に生徒が参加できるよう、児童・生徒の防災教育を推進したいと考えています。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 再質問はありますか。

○6番（渡辺悦郎君） 再質問をさせていただきます。

巡回バスの件でございます。町内の福祉バスのあり方につきましては、地域公共交通会議で慎重に進めていただきたいと思います。先ほどの回答でもございましたが、現在無料の巡回バスの有料化やオンデマンド化につきましても検討すべきと考えております。

再質問の方に入らせていただきます。例えば、一例を挙げてお話をさせていただきます。

須走の、例えば住民が、この福祉バスを利用して、須走を10時15分に出るバスがございます。これで健康福祉会館に大体おおむね11時、町民憩いの家に大体11時13分着となります。所要時間というのが、大体おおむね1時間でございます。これは、スムーズに乗り継いでいっておおむね1時間ということであります。

そこで、町民憩いの家、あしがら温泉の方は大体入浴時間というのは3時間が基本となっておりますので、3時間入って、それから帰るときがちょっとこれが問題がございまして、今度は、3時間入ったとして14時7分にあしがら温泉を出発しまして、健康福祉会館、ここでおおむね53分、おおむね1時間ありますね、53分の待ち時間がございます。学習センター、須走到着ということで、帰路が大体2時間かかっているわけなんです。

ちなみに、この時間帯を利用している方というのを、私自身も行って話を聞きました。また、フロントの方でも確認しておりますけれども、大体7、8名の方が週3回以上というような感じで利用されているわけです。

町長に伺います。25年度から検討するのではなくて、できるところからと申しまして、とりあえず町民憩いの家のダイヤだけでも検討していただけないでしょうか。町長の御英断をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 渡辺議員の再質問にお答えをいたしたいと思っております。

先ほども答弁で申し上げたとおり、今、検討をいろいろしていただいております。1便当たり、生涯学習課のバスが23年度で1.7人、そして福祉バスが1.8人と、なかなか人気がなく、空気を運んでいると、こんな不評も聞くような状況でございます。

先ほども出ましたデマンド化につきましても、高畑議員からも前に御質問いただいておりますし、これらについても、今、検討していただいている最中と伺っております。この件につきましても、こ

これは継続してこの会議、続くようでございますので、今日の御意見、会議の中に載せていただいて、またどういう形か検討を重ねていただくと、こんなことでお願いをしようと思っておりますが、よろしくおん願いをいたします。

○議長（真田 勝君） 次に、10番 池谷洋子君。

○10番（池谷洋子君） 私は2件質問をさせていただきます。

1件目は、不育症対策についてお尋ねいたします。

不育症は、妊娠が困難な不妊症とは異なり、妊娠はしますが流産や死産を繰り返す症状で、厚生労働省は2回連続した流産、死産があれば不育症と診断すると定義しております。

また、患者数は全国で140万人に上ると推計しており、本町においてもこうした悩みを抱えている方や、今後不育症の患者になる方もいるかもしれません。

原因については様々で、両親の染色体異常があるケースや母胎の子宮形態の異常、血液が固まりやすく、胎児に栄養が行き届かないことなどが挙げられていますが、多くは原因不明とされています。

しかし、一方で適正な検査や治療を行えば、85%の患者が出産可能となることもわかっています。血液をさらさらにするヘパリン注射やアスピリンの投薬などが有効な治療法とされていますが、これまでは保険適用外のため、月5、6万円程度の負担となり、治療に踏み切れない患者が多くいました。昨年、ようやくヘパリン注射に保険が適用され、不育症に悩む女性や家族にとって朗報となりました。

しかし、まだまだ不育症を知らない人が多く、治療には多額の費用がかかるため、出産を諦める人も少なくないと聞きます。実は、私も数年前、相談を受けたことがあります。そのときは不育症という言葉すら知りませんでした。その方は3度の流産を繰り返し、精神的に落ち込んだり、検査や治療費に100万円以上出費し、経済的にも大変な状況でした。彼女は産みたくても産めない人に目を向けてほしいと真剣に訴えました。

この不育症に助成制度を始めた市町があります。1つは長野県大町市です。昨年10月から不育症で治療を受けている夫婦の負担軽減のために、医療機関で受けた治療、検査の内、保険が適用されない費用の半額、また治療開始から流産・死産を含む出産が終わる1治療期間につき30万円を上限とし、5回まで助成を受けられます。

また、愛知県東郷町では、今年の3月から県内で初めて不育症治療費助成制度をスタートさせました。不育症の患者が、検査・治療を受けた場合、1年度当たり15万円を上限に治療費を助成します。所得制限は設けないそうです。

不育症は大切な命の問題です。以上を踏まえ、次の3点について町の考えを伺います。

1点目、不育症の周知や患者とその家族に対する理解の促進は。

2点目、気軽に相談できる窓口体制の充実やメールでの相談対応については。

3点目、検査・治療に対する助成など、経済的負担の軽減は。

以上、3点について伺います。

2件目は、投票入場券、いわゆる選挙ハガキの裏面を期日前投票宣誓書にしてはどうかをお伺いいたします。

私は2010年9月定例会の一般質問において、選挙ハガキの裏面を期日前宣誓書にしてはどうかを伺いました。それは高齢者から期日前投票の際、投票所で宣誓書を記入するだけでも緊張し、手が震えて大変苦痛だとの声を聞いたからです。宣誓書を事前に自宅で記入できれば本人も安心ですし、受け付け業務の簡素化や投票率の向上を図る観点もあります。

また、近年、投票者総数に対する期日前投票の割合が大変高くなっています。平成21年の衆議院選挙では23.6%、22年の参議院選挙では24.9%、24年の衆議院選挙では20.4%と、今や投票者の4人か5人に1人が期日前投票をしています。

前回質問をしたときの選挙管理委員長の答弁は、宣誓書を刷り込むことは文字サイズなどから読み書きしやすいかどうか可否を含めて検討していきますとのことでした。この質問から2年半がたちました。近隣市町では、沼津市が昨年10月の市長選挙から実施し、多くの市民から好評を得ています。

本年は県知事選挙、参議院選挙も予定されています。町も十分検討されたと思いますが、その結果をお伺いいたします。

以上、2件の質問です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷洋子議員にお答えをいたします。

はじめに、不育症対策についての内、不育症の周知や患者とその家族に対する理解の促進についてであります。

妊娠をしない不妊症については一般的に認識されておりますが、不育症については専門としている病院や産婦人科も少なく、どこで診てもらったら良いのか、また、どんな病気でどんな検査や治療法があるのかなど、全国的にも認知度が低く、正しく伝わっていないと言われております。

不育症は、妊娠はするものの、流産や死産を繰り返すような複数の病気を総称して呼んでおり、従来よりはっきりとした定義がなく、検査や治療の方針も定まっておりました。

そうした中、平成22年度末に研究者と専門医による厚生労働省研究班が不育症について取りまとめを行いました。新たな治療法や相談体制など、不育症の管理方法が提言として厚生労働省のホームページに公表されております。町のホームページからも検索でき、最新の情報を容易に得ることができるようにしてまいりたいと考えております。

次に、気軽に相談できる窓口体制の充実や、メールでの相談の対応についてであります。

厚生労働省は平成24年10月に、全国の相談窓口の一覧表を公開しました。都道府県毎に不育症相談窓口が設置され、静岡県では三島市にある静岡県総合健康センターに相談専用ダイヤルを設けております。月2回の予約制で個別相談の体制をとっておりますが、専用メールでの相談を行ってお

りませんので、今後、専用メールを設けていただくよう、機会ある毎に県に要望してまいりたいと考えております。

町の一次的な相談窓口であります。保健師が相談に当たり、まずは専門相談窓口の紹介や保険適用となっている治療法もありますので、医療機関への受診、相談を進めてまいりたいと考えております。

次に、検査、治療に対する助成など、経済的負担の軽減についてであります。

先に述べました厚生労働省研究班の提言によりますと、更にそれぞれのリスク要因に対する治療法の開発や科学的根拠の確立が進められていくことなど、不育症を取り巻く動きが出てきております。国の研究や対応を注視しながら、検討してまいりたいと考えております。

なお、次の投票入場券の裏面を期日前投票宣誓書にしてはどうかにつきましては、選挙管理委員会委員長から答弁をいたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○選挙管理委員会委員長（吉川 榮君） 続いて、投票入場券の裏面を期日前投票宣誓書にしてはどうかについてであります。

民主主義社会において、民意を町政に、ひいては国政に反映するための手段として、選挙は大切な一つであると捉えております。そのため、各方面からより多くの声を政策に反映させるためにも、選挙の利便性を図り、投票率の向上を目指すことは我々選挙事務に携わるものに与えられた使命であると考えております。

そこで、期日前投票についてであります。昨年12月に行われた衆議院議員総選挙では、小山町におきましては、有権者の約14%の2,321人の方々が期日前投票を利用しており、その数は選挙毎に増加している傾向にあります。

期日前投票は選挙期日の投票と異なり、公職選挙法施行令の規定により宣誓書の提出が求められております。また、宣誓する内容につきましても、同法施行規則第9条に定められておまして、本町におきましても、こうした法令の定めに基づきながら、宣誓者が負担を感じないよう工夫しながら、最低限の必要事項を様式として定め、選挙事務を進めてまいっております。

更に、投票入場券につきましては、選挙にかかわる経費の削減を図る県内市町の動きを受け、本町では平成23年4月の統一地方選挙から投票入場券を個人あてハガキから世帯あて圧着式封書に変更してまいっております。入場券裏面についても、ハガキサイズの際に掲載していた情報を精査いたしまして、投票に当たっての注意事項や本町から転出された方々への不在者投票に関する情報などを掲載している状況であります。

御指摘の入場券裏面への宣誓書の刷り込みでありますが、平成22年9月定例会の一般質問でお答えしたように、限られたスペースから、文字のサイズが小さくなること、行間が狭くなることなど、極めて読みづらく、また書きづらいものになることや、投票所入場券が有している投票に関する情報量が減少してしまうなどの心配な点がございます。

しかしながら、既に実施している県内市町での状況等を調査し、選挙人の利便性の確保や受け付け事務の向上を図るため、このような問題点を克服できるよう検討を重ねた結果、来たる6月16日執行の静岡県知事選挙において実施できるように努めてまいっておりますと同時に、この際には選挙人の混乱を招かないよう周知徹底を図っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 再質問はありませんか。

○10番（池谷洋子君） 再質問をさせていただきます。

1件目の不育症対策の3点目、検査、治療に対する助成など、経済的負担の軽減についてです。町長の答弁は国の研究、また対応を注視しながら検討をしていくとのことですが、不育症は適正な治療を受ければ85%の人が出産できるとされています。この高い出産率に目を向けていかなければなりません。町長は、先日の施政方針の中で、安心して子育てができ、子供達が健やかに成長するために妊婦健診、不妊治療費への助成、0歳から中学3年生までのこども医療費の完全無料化を引き続き実施してまいりますとの力強い発言がありました。

町長、不妊治療費の助成があるならば、不育症治療費の助成もあるべきです。不育症はせっかく授かった命を途中で亡くしてしまうという、大変悲しいことです。そういう人を助けていかなければいけないと思います。大切な命に目を向けて行かなければいけないと思います。

今や、地方が積極的に声を挙げて国を動かしています。妊婦健診も不妊治療も子どもの医療費も各種ワクチンもしかり、全て地方自治体から助成の旗を次々と掲げてきたではありませんか。先ほど先進事例で紹介した愛知県東郷町は、昨年12月議会で不育症治療費助成条例が可決されました。この不育症治療の助成こそが町長の宣言である金太郎のような元気な町にするための積極的な予算と考えますが、再度町長の見解を伺います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷議員の再質問にお答えをしたいと思います。

先ほど申し上げたように、厚生労働省のホームページを小山町のホームページにつなげて、これはすぐに検索できるような形にしていきたいと思います。

それと、今の再質問のございました補助事業の件であります。県の窓口が昨年の4月に開設をされたと同っております。相談件数が、この1月末までに50件の電話があったと、こういうことですが、町においても過去に1回、電話での助成金についての問い合わせがあったと、こういうように伺っているわけでございます。

いろいろまだ国の方でもこれから対応について検討していくようでありまして、また県についての動きもまだ承知をしておりませんので、これらも伺いながら、また町としても今、いつでも健康相談ということで24時間電話、フリーダイヤルで受付をしておりますので、これらを利用していただいて御相談を受けるということこれからやっていきたいと。それにはやっぱり先ほど御質問のあったように周知や患者に対する理解と促進、これらについて広報を通して相談の周知ができる

ように、これからやっていきたいなと思います。

ということで、助成金制度につきましては、その辺を踏まえながら検討していきたいと思います。

よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（真田 勝君） 再々質問。

○10番（池谷洋子君） 再々質問をさせていただきます。

はじめに、不妊治療費の対策についてですが、町長、ぜひ前向きに、1点目、2点目、これはしっかりと、また、県、国と連携をしていかれると思いますけれども、3点目の助成については、町としてもしっかりと、やはり大切な命と向き合う、産みたくても産めない人のことを考えて、2万人の小山町の町、みんな家族です。自分のお嫁さんや娘さんがそうなったらということを考えて、本当に助成の方をしっかりと前向きに検討していただきたいと思いますが、もう一度答弁を求めます。

そして、済みません、2点目の投票入場券、選挙ハガキの裏面を期日前投票宣誓書にしてはどうかということで、選挙管理委員長の答弁を伺いました。これはちょっと確認になります。管理委員長、この6月の県知事選挙から、この裏面を利用して宣誓書にしていくということでよろしいですね。済みません、私がちょっと聞き違えたら、間違えたら困ると思って、確認の意味でお聞きします。よろしくお願いいたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷洋子議員の再々質問に対してお答えをいたしたいと思います。

先ほど申し上げたとおり、国の動向、県の動向、これらを見極めながら、また町としましては、今申し上げたとおり、町のホームページ、また、4月から健康課になりますので、健康課の窓口で相談を受け、かつ、また先ほど申した24時間の電話サービスもございますので、こちらに相談できるような体制を、まず作るということで、町内の状況を把握した中で、議員の御提案の補助については検討していきたいと、このように考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○選挙管理委員会委員長（吉川 榮君） 池谷洋子議員から再質問がございました実施の時期についてでございますが、現在、6月16日の参議院議員選挙から実施……、失礼しました、県知事選挙から実施すべく、準備を進めております。これから実施できることを御報告いたします。

○議長（真田 勝君） 次に、4番 高畑博行君。

○4番（高畑博行君） 私は、「金太郎よろずサービス」の成果と継続・発展についてと、「ごみ処理事業」に対する町長の基本的な考えについての2点を質問させていただきます。

まず最初の質問は、「金太郎よろずサービス」の成果と継続・発展についてであります。

昨年9月から小山町商工会は、全国的にも珍しい商工会主体の宅配事業、金太郎よろずサービスをやってきました。これは県の緊急雇用対策事業補助金を使った期間限定の事業であったわけですが、高齢者の見守りや買い物支援という福祉的な役割に加え、商工会員事業所の活性化の狙いがある

りました。

町内に点在する店舗と消費者を宅配でつなぎ、消費の町外流出を防ぐことができるのかという点も注目されました。また、商工会事務局長が、宅配への需要を知れば、各店舗独自の宅配商品開発や、別の地域への売り込みをかけるきっかけになるのではと発言されていた点も、その分析結果と併せて興味があります。

私が実際に宅配にかかわった方にお聞きしたところ、この宅配サービスを利用された方は圧倒的に60歳以上の高齢者が占めており、買い物弱者に対する支援という福祉的な役割が大きかったという感想を持っておられました。更に、一度利用された方が2度、3度と継続して利用するリピーターも比較的多かったと語っておられました。

また、須走や北郷にある店舗の商品を欲しいと連絡してくる成美地区の方がおられたり、その逆もあったとおっしゃっておられました。この現象は、本宅配サービスがなければ考えられない町内の各地区をまたいだ商品の動きであり、本事業の成果の一つと考えても良いと思います。

ただ、この金太郎よろずサービスが期間限定の事業であったために、今だけのサービスなのでしようということで、継続的、定期的な宅配依頼までには至らなかったという残念な面があったという声や、だからこそ本事業の継続・発展を望む声もかなり多く耳にしていました。

そんな中、2月初旬に行われた議会全員協議会において、新たに県の地域商業パワーアップ事業費補助金を活用しながら、県の補助金だけでなく、町や事業主体も負担する新たな地域商業パワーアップ事業を展開していく旨の説明が当局からありました。

要旨としては、JR駿河小山駅前の観光案内所で行っていた観光協会の指定管理の取り消しを行い、町直営の管理とし、県の補助事業を活用して町内商工会員により観光客、駅利用者及び駅周辺住民の利便向上を図り、駅前の活性化を推進するというものです。具体的には地場産品等の物品販売、宅配サービス事業の実施と併せて観光案内業務を行うという構想のようです。

宅配サービスについては、先にも述べたとおり、極めて注目したい取り組みであり、活用方法によっては商店街の活性化の一助にもなる役割も果たし得る事業であると考えます。更に今回の地域商業パワーアップ事業全体との絡みで考えた場合、単なる宅配サービスの枠を超えた新たなチャレンジも可能なのではないかと思います。

例えば、藤枝市で取り組んだ例では、年金支給日に合わせて地域の商店が一斉に割引セールをしたり、介護老人保健施設や山間部に出向いてワゴン販売会の出張商店街を行う工夫をしています。また、大阪の和泉市の商店街ではオール百円市を定期的に企画し、集客の工夫を図ることで、民間大手商業施設ではできない小規模商店ならではの工夫を実践して、商店街が腕まくりをして頑張る姿があります。地域商店街と行政が手を組んで、地域の活性化に斬新なアイデアを次々に出し合って努力している実例です。

これらの各自自治体や商工会・商店会などの独自の工夫や努力は、調べていけばいくだけ数多くあることは違いありません。

私は、小山町でも積極的に商店街と行政がタッグを組んで、商店街の活性化に乗り出すときではないのかと考えています。特に、駅前通りや音淵・落合地区の商店街のシャッター通り化を問題視されている今、地域商業パワーアップ事業を契機に商店主達御自身も一歩前に踏み出すような町全体の活性化に向けた努力が前進すれば、小山町の元気アップにつながるものと信じて疑いません。

地域商業パワーアップ事業の対象事業の内、今回は買い物弱者対策支援事業が対象とのことですので、無店舗地区への店舗の設置、移動販売車両の整備、無店舗地区から既存店舗への交通手段の提供などが対象となりますが、他の事業の内容の中にも興味があるものが数多くあります。例えば、一点逸品運動、商店オリジナル商品開発、空きスペース等を利用したアンテナショップなどがそうです。疲弊した商店街をよみがえらせる可能性を秘めた魅力ある事業がめじろ押しです。

将来を見通した場合、地域商業パワーアップ事業と社会福祉協議会や福祉課の所管する福祉分野の事業とのコラボだって不可能ということはないと思います。ただ、補助金の目的や制約などがあるわけなので、簡単にはいかないかもしれませんが、大いに研究の余地はあると思います。

更に、毎年単年度毎の補助金頼みの事業では、継続的な事業の積み上げができません。そこで、国や県などの補助金だけに頼らない、町独自の継続的な政策が打ち出せれば、他の自治体では取り組んだことのない特徴的で注目を浴びる事業展開が可能になるのではないのでしょうか。

以上の考えを踏まえて、次の質問をいたします。

まず1番目は、約半年間行ってきた金太郎よろずサービスの実績と効果について、どのように分析しているのか伺います。

2番目は、今後の地域商業パワーアップ事業に合わせて、この宅配サービスだけでなく、買い物客を移動させたり、介護老人保健施設や山間部に出向いてワゴン販売会の出張商店街をするなどの、もっと幅広い事業は考えないのか伺います。

3番目は、今回の地域商業パワーアップ事業も補助金を活用した事業なわけですが、この種の事業の継続性・発展性を考えたとき、県などの補助金頼みを脱して、町独自の活性化事業として取り組む考えはないのか伺います。

2番目の質問ですが、ごみ処理事業に関する町長の基本的な考えについての質問をいたします。

御殿場市・小山町広域行政組合では、平成19年3月27日、御殿場市・小山町で締結された合意書に基づき、可燃ごみ処理施設、リサイクル施設、粗大ごみ処理施設のごみ処理総合施設を御殿場市内に建設するべく事業を推進しています。

この事業の内、可燃ごみ処理施設は平成24年3月の広域行政組合議会定例会において、契約が議決され、平成27年度からの稼働が予定されています。先月17日には御殿場市板妻の現地で安全祈願祭が行われたばかりです。

一方、リサイクル施設については、両市町の関係職員で組織するごみ処理施設建設検討委員会で協議しながら、平成29年度から稼働するべく事業を推進しているものと認識しております。加えて、PFI導入の可能性調査書や同施設の基本計画の策定も完了したと聞いております。

ところが、昨年8月16日付けで町長は御殿場市長に対して、この事業の延期を申し入れ、昨年12月町議会関係議員にもこの件について説明したようです。この申し入れ文書については8月20日の議会全員協議会にも提示されましたので、私自身も承知しております。

この延期を申し入れた主な理由については、事業期間である平成46年度までの18年間に組合が実質的に支払う金額が約73億円、土地借地料を含む運営費が約77億円となり、仮に小山町が20%の負担をした場合、現在の不燃物にかかる委託処理費より、年間約6,000万円の支出増となることが予想され、台風被害復旧を最優先に取り組んでおり、現在でも降雨による小規模の災害が発生する本町の実情を考えると、財政状況が安定するまで間、延期してほしいというものでした。

この申し入れに対して、御殿場市からの回答が9月11日付けであったはずですが。その回答は、申し入れについて再考を願うというものでした。その具体的理由は、1番目に人事管理に支障をきたす、2番目として、ごみ再資源施設のメンテナンス費用の増加につながる、3点目、本施設の稼働期間の延期は、同施設の事業期間を短縮することになり、事業期間中の単年度負担額が増加する、4点目として、御殿場市とごみ処理施設の地元関係区等との信頼関係を崩しかねないというものです。更に、一連のごみ処理総合施設の後には、し尿処理施設の建設事業も控えていることから、小山町の希望する事業延期には、御殿場市としては同意しかねるというものです。

その後、10月25日付けの文書で副町長から、御殿場市副市長に対して、引き続きごみ処理施設建設検討委員会において協議していただきたい旨の依頼をしたようです。更に、11月14日の検討委員会において、土村副町長から、1番目として、小山町の考えに協力してほしい、2番目として、運営経費が負担増にならないように、事業の再検討をお願いしたい、3番目として、リサイクルセンター整備事業経費が経済的にも削減となるよう、事業の再検討をお願いしたい、4番目として、運営経費が負担増となる方が住民説明が難しいという柱の訴えがなされました。

これらの一連のやりとりがなされる中で、平成19年の御殿場市・小山町の合意は何だったのだ。合意に基づいて組合がやってきたことが、根底から崩されてしまうという声が伝わってきます。また、延期といっても、ずるずる延期はできないという意見もあります。更に、極めて乱暴な言い方だとは思いますが、それから小山町は勝手にごみ処理事業をやるのかという極論まで口にする声を耳にします。

昨年夏以来、リサイクル施設に絡む御殿場市・小山町のやりとりに対して、一体どうなっているのかと心配する町民の声が届いているのも事実です。特に小山町の申し入れに対する御殿場市の回答の後、検討委員会での討論を経て御殿場市・小山町の間で基本的な合意形成が一体なされているのか、極めて危惧するところでもあります。

また、ごみ処理事業と一口に言っても、何が御殿場市小山町広域行政組合で扱う事業なのか、何が町独自で行う事業なのかという区別もなかなかはっきりしない町民にとっては、御殿場市のようにごみ袋の半有料化に動くことはあり得るのか、分別の仕方の変更に変化があるのかないのかなどにも強い関心があるようです。

以上を踏まえて、これまでのごみ処理総合施設に絡むこれまでの経過、特にリサイクル施設の建設に向けての町の基本的な考えを知りたいという町民の声に応えるべく、ごみ処理事業に関する町長の基本的な考えをお尋ねいたします。

以上、私の2つの質問といたします。

○議長（真田 勝君） それでは、ここで、午後1時10分まで休憩といたします。

午後0時12分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

はじめに、金太郎よろずサービスの成果と継続・発展についての内、実績と効果についてであります。

本事業は、町の委託を受け、商工会が昨年9月15日から宅配業務を実施しているもので、登録されている84店舗の紹介を掲載したパンフレットを町内全戸に配布し、町民への周知を行う中、新聞各社やテレビ局をはじめとするメディアも関心を示し、先進的な取り組みとして紹介がされました。

2月末現在までの利用者は123名、利用件数は670件で、取引利用金額は約158万円となっており、生鮮品をはじめ、介護用品、医薬品、酒類や文房具に至るまで、非常に幅広い品物が取引されております。

利用者を年齢別に見ますと、60歳以上が81.3%となっており、その内70歳以上が80.0%を占めております。また、地域別では、成美地区住民が57.7%となっており、高齢化の進行に比例し、買い物弱者が増加していることが改めて浮き彫りとなりました。

利用者のアンケートでは、ひとり暮らしとなり弁当の配達ที่助かるとの声や、自分ではできない電球の交換を業者に取り次いでくれたなど、ニーズに応じたきめ細やかなサービスが利用者の共感を呼んでおります。

また、店舗側からは、受注機会が増えたことや、配布したパンフレットにより来店客が増えるなど、メリットがあったとの結果が出ており、利用者・登録店舗双方から継続を望む声が寄せられております。

この実証実験で明らかになったことは、本町の人口規模において、現状の宅配サービスのみでビジネスとして成立させることは非常に困難ではあるものの、小山地区を中心として、確実なニーズがあり、しかもそれは今後も増大していくと想定されることであります。

次に、宅配だけでなく、もっと幅広い事業は考えられないかについてであります。

利用者アンケートでも、車両による移動販売や店舗への送迎を望む声が寄せられており、宅配サービスのみならず、買い物弱者への幅広い支援事業として、今後も町と商工業者が協力し、取り組

むべき課題であると考えております。

そこで、町ではより幅広い事業の展開を期待し、平成25年度において県の補助メニューである「地域商業パワーアップ事業」を活用し、駿河小山駅前にある町立観光案内所を拠点とした買い物弱者支援策を実施することといたしました。

このメニューは、商工業者自らの創意と工夫で、柔軟な対応が可能な事業であるため、商工会へ検討を依頼してありましたところ、今般、宅配サービスのニーズが高い小山地区の店舗を中心に組織されている小山町共栄会が手を挙げてくれました。

今後も、地元商業者の組織による、地域に根差したサービスの在り方を追求しつつ、様々な可能性を模索しながら事業が実施できるよう、町と商工会が連携して指導・助言を行い、より幅広い事業の展開を図っていきたいと考えております。

次に、補助金頼みを脱して長期的に活性化を目指す考えはについてであります。

今回、町が町立観光案内所を拠点として活用する提案をいたしましたのは、無人化によって売店が撤退し、利便性が低下している駿河小山駅の活性化も視野に入れたものであります。

ゴルフ客やハイカーなどの観光客が駅に立ち立ったとき、目の前の観光案内所に地場産品が並んでいる光景は、訪問者の心を和ませるだけでなく、再び小山町を訪れようという気持ちにも通じるものと思います。

事業者の工夫により、収益性の向上と自立的な運営の確保を目指すと同時に、観光情報を求める来訪者に対して飲食店や商店を紹介し、町内の消費拡大を図るなど、駅前の立地を生かし、地域商業の活性化に寄与することを念頭に置いたものであります。

買い物弱者支援策は、福祉的側面のみならず地域産業の活性化がなされなければ発展が見込めないものであり、他の自治体の事例を見ても、事業継続には利用者と商工業者双方の満足が不可欠であります。

こうしたすき間産業的な事業に中小事業者の活路を見出すケースも多く、利用者の声を反省した地域密着型のきめ細やかなサービスこそが、大手チェーン店や郊外型のスーパーなどに対抗し得る地元商店の強みであるとも考えており、町といたしましても、この事業が新たな地域活性化策として継続して発展することを期待しているところであります。

次に、ごみ処理事業に対する私の基本的な考えについてであります。

これまでの経過につきましては、高畑議員からのお話がありましたので、私からは特に申し上げることはありませんが、私としてはリサイクル施設につきましては、広域行政組合で設置しております御殿場市の副市長を委員長とし、小山町副町長を副委員長、両市町の関係部長を委員、関係課長を幹事として組織していますごみ処理施設建設検討委員会の中で協議していくということが御殿場市との間で合意していることと承知をいたしておりますので、この会議の推移を見守っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 再質問はありますか。

○4番（高畑博行君） 再質問をさせていただきます。

まず質問の1点目、金太郎よろずサービスについての再質問です。

昨年9月から行った取り組みの利用実数は少なかったように思いますけれども、いわゆる買い物難民に近い方にとっては大変有効なサービスだったと思います。

そこで、本年度実施予定の地域商業パワーアップ事業では、補助金はやるから、あとは事業主体の小山町共栄会にお任せではなく、ぜひ行政も一緒になって知恵を絞り、より効果的な事業の展開を模索してほしいわけです。そのためにも、商工観光課のスタッフの中に、この事業も担当しながら、商店街の総合的な活性化を目指すスタッフを増員させ、補強して行ってほしいですし、大規模な事業でなくても良いですので、補助金だけに頼らない継続的な町独自の活性化事業を今後研究して行ってほしいと思うわけですが、その辺の町のお考えを改めてお伺いいたします。

次に、2点目のリサイクル施設についての再質問です。

まず第1に、町長としては平成19年3月に取り交わした御殿場市・小山町の合意は尊重して、今後の協議に臨むのかどうかという点を改めてお尋ねいたします。

2つ目は、ごみ処理施設建設検討委員会の推移を見守っていきたいという回答ですが、町長としては御殿場市に対してリサイクル施設の延期をあくまで要望していく基本姿勢は崩さないお考えか、お尋ねしたいと思います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

今回のよろずサービスの結果、先ほど御説明申し上げました。この中身を見て、これはなかなか大変だなと、本当にこれ、今、びっくりしているわけではありますが、今回、先ほどのお話のとおり、緊急雇用対策ということで4名の方を雇用しての、この事業でございました。かかった人件費が、運転にかかわるいろいろな諸手当もあるようですが、724万7,000円余ですね。そして、事務費としてかかった費用が345万1,000円余、合計で1,072万5,000円余ということで、これだけのお金をかけて、今回の事業を、まだ終わりませんが、やっておるということです。

この中で扱った売り上げが157万9,000円ということですが、一切商店からは、かかわるお金、要するに取次料を、これは一切いただいておりません。全くこれ、無料でやっていると、こういうことでもございまして、今回も商工会にお願いした中で、なかなかやってくれる方が手を挙げてくれませんでした。ようやくにして小山町共栄会さんがやってやろうということで男気を出して手を挙げてくれたということでもございます。

予算につきましても、今回、御提示してありますとおり、300万円。果たしてこれで、商売という中でやっていけるのかなと、本当にこれ、心配をしております。

ということで、先ほども御質問にあったとおり、他のお土産を売るとか喫茶コーナーを作るとか、複合的にやっていただこうと、こういうことで無理無理お願いしたところでございます。

何とか本当に需要があるようでございますので、26年度も続けてやっていきたいという気持ちは持っておりますが、25年度、来年度につきましては、町もできる限りの協力をして、便宜を図って、何とかこの300万円でやり抜くように応援していきたいと、こんなことを考えているところでございます。

次に、ごみ処理事業の件でございますが、この19年の3月、御殿場市とのお約束、これは全く私も承知しておるし、破るつもりは全くございません。この前提の中で、昨年8月16日に、先ほどの御案内のとおり申し入れをいたしました。小山町の財政、本当になかなか大変でございますし、19年以降に起きたことでありますので、この辺を加味いただきたいと、この辺をお願いいたしているわけでございます。

これにつきましては、先ほども申し上げたとおり、ごみ処理施設建設検討委員会の中でボールを投げているいろいろなやっていただいておりますので、この推移を見ながら、また御殿場市さんからお話があれば、気持ちは変わりませんのでお願いをしていきたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（真田 勝君） 次に、11番 込山恒広君。

○11番（込山恒広君） 私は、町の過疎化にストップはかけられるかということで質問させていただきますが、2点に絞ってお願いするわけでございますが。

住めば都と言われておりますが、町の人口は減る方が多く、増えないのが現状であります。過去3年の人口の推移を見ても、人口減少は続いております。平成24年209名の減、23年が119名の減、22年が116名の減と、着実に減少しており、このままの状況では2年後には2万人を確実に割るんじゃないかと思っております。

また、空き家問題も深刻で、平成24年6月の空き家一部調査によりまして53件、町住と県住、アパート等を除いてであります。そして空き家予備軍でもある85歳以上のひとり暮らし世帯も約400戸ぐらいあるということでございます。まだもっとあるかと思っております。

このような状況の中、当面の対策として、過去に市街化区域内の区画整理を試みましたが、全て不調に終わっております。これから家を建てようとするお客様にすぐ御利用していただける環境整備はできないものか。参考までに平成24年の人口の流動状況を見ても、転出者が1,367名に対し、転入者は1,246名であり、転出者が多い。また、死亡者が233名、出生者が145名と、出生者より死亡者が多いと。

以上、特に以下のことについてお伺いいたします。

- 1、市街化区域の整備状況について。
- 2、空き家対策の成果と今後の見通しについて。

よろしく申し上げます。2点に絞って。他にもまだありますが、今日はそういうことでお願いいたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 込山議員にお答えをいたします。

はじめに、町の過疎化のストップの内、市街化区域の整備状況についてであります。

平成23年度に実施した都市計画基礎調査によりますと、小山町の市街化区域約536ヘクタールの内、市街化区域本来の利用形態である都市的土地利用がなされている面積は約381ヘクタールとなっております。公共施設、宅地化が難しい山林などを除きますと、約55ヘクタールが今後宅地化が可能な面積となります。

これら市街化区域のいわゆる未利用地の宅地化を図るために、現在、町では小山町の将来土地利用構想を策定しているところであります。市街化区域につきましても、居住系の小山、足柄、北郷及び須走の4地区、それぞれの土地利用構想を立てております。

将来土地利用構想につきましては、議会勉強会におきましても説明させていただいたとおり、第4次小山町総合計画の基本人口である2万人を維持することが重要な目的の一つであります。この人口を確保するためには、市街化区域内の整備はもちろんのこと、雇用の場であるいわゆる産業ゾーンの整備方針の方向づけも欠かすことはできません。

したがいまして、この構想におきましては、市街化区域に限らず、市街化調整区域の整備方針も共に定めているところであります。

次に、空き家対策の成果と今後の見通しについてであります。

本年度当初から、空き家情報バンク制度を始め、町内の空き家を紹介、広報することにより、定住人口の増加を図ってまいりました。

更に、6月から定住促進事業助成金交付と不動産バンクを実施し、これまで50件の助成金交付を行い、66名の人口増加を見ることができました。

また、従来からの定住人口増加施策であります勤労者住宅資金融資制度や合併処理浄化槽設置奨励事業補助金制度も引き続き実施するとともに、こども医療費助成事業などの子育てを支援する各種事業も実施しているところであります。

町といたしましては、引き続きこれからの定住促進のための取り組みを実施し、更に充実するために来年度から定住促進推進室を設け、より一層、元気がある小山町の実現を図っていききたいと考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 再質問はありますか。

○11番（込山恒広君） 再質問をさせていただきます。

今、町長から市街化区域内、50ヘクタールというのは、まだ正味あるということですが、現状は、見てみますと虫食いの的に造成されております。全地域の区画整理をするのが一番良いわけですが、とりあえず残っておる地域だけでも区画整理を、地主の理解を得て急ぐ必要があると思います。

その点について、町長のお考えをお願いします。簡単なことですが、済みません。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 込山議員の再質問にお答えをいたしたいと思えます。

今、答弁で申し上げたとおり、市街化区域、調整区域の、今、構想の中での中身の検討に入っております。これにつきましては、来年度、25、26年、これを受けて都市計画マスタープランをこれから策定していく予定になっておりますので、都市計画マスタープランの中で細部、細かいことを地域の方々とも意見を聞きながら作り上げていくと、こういうことになっておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思えます。

○議長（真田 勝君） 次に、3番 池谷 弘君。

○3番（池谷 弘君） 本日は、富士山噴火の防災対応について質問をさせていただきます。

昨今、富士山噴火について話題になることが増えてきております。資料に残っているだけで、富士山は噴火や噴火に近い活動がこの1,200年間に12回行われており、平均100年間に1回の割合で噴火を続けてきており、現在、300年以上噴火していない方がめずらしいと言われております。

大きな噴火といたしましては延歴の噴火、貞観の噴火、宝永の噴火があり、ともに大地震との関連性が言われております。例えば宝永の噴火では、噴火の49日前にはマグニチュード8強の宝永地震が起き、死者2万人以上を発生させております。宝永地震は東海地震と南海地震の同時発生によって引き起こされたと言われており、今後予想される東海地震等により誘発される可能性も十分あります。

また、昨年5月には富士山直下にそれまで知られていなかった活断層が延びている発表があり、北東から南西にかけて30キロにわたって断層が存在することがわかりました。活断層というのは、地下にある地層や岩盤の割れた面がずれている断層の内、今後も動く可能性があるもので、富士山の真下で地盤のずれが起こる可能性があるということでございます。

活断層により、直下型地震の懸念も出てきており、直下型の大地震が起こった場合、富士山が噴火のみならず山体崩壊を起こす可能性もあり、大規模な山体崩壊を起こした場合には御殿場市から太平洋にかけて富士山の大量の土砂が流れ込むことも予想されるとも言われております。

現在、小山町で一番問題になるのは、富士山噴火では火山灰ではないかと考えております。宝永のときの噴火でもありましたように、富士山の噴火位置にかかわらず、定常的に偏西風が吹くことにより、小山町は50センチ以上の火山灰の降灰が予想されます。

また、この火山灰は送電線やIT関係にも大きな影響を与えるとと言われております。火山灰はたばこの灰のようにさらさらしたやわらかい灰ではなく、鋭利な微小粉でもあり、細かい土やガラスの破片のようにとがっており、手を切ったりするほど鋭利なものではありませんが、目に入ると角膜に傷をつけたり角膜剥離を起こす危険性もあります。目を守るために普通の眼鏡などではなく、細かい灰も遮断できる防じんマスクやゴーグルが必要となってきます。

また、富士山が噴火すると、かなり遠くまで噴石や火山礫が飛ぶことが予想されます。一、二センチの小さな火山礫でも、遠くから飛んできたものが頭に直撃すると命にかかわりますので、ヘル

メットなど頭を保護するものが必要となってきました。

このように、最低限、各自がヘルメットや防じんマスク等が必要と考えております。

そこで、小山町民のための防災用品の設置、見直しについて伺います。

また、避難時等に地域の実情がよくわかり、地域住民に信頼されている自主防災組織や消防団の力を借りる必要があると考えますが、富士山の噴火に対する訓練や協力体制について、当局のお考えを伺います。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷 弘議員にお答えをいたします。

はじめに、富士山噴火の防災対策についての内、防災用品等の設置・見直しについてであります。

富士山噴火につきましては、本年1月28日に、県から広域避難計画（案）が公表されましたとおり、溶岩流などの流下物につきましては、具体的な避難要領などが確立され、現在、市町レベルでの計画を策定中であります。

一方、降下物、特に降灰につきましては、降灰量、降灰地域、具体的な影響などについて気象庁や学識経験者の中でも意見が分かれており、平成25年度に結論づけるとのことです。

このため、議員御指摘の人体への影響などにつきましては、一般的に火山灰にはガラス繊維質の物質が含まれ、人体に影響すると言われておりますが、火山灰に遭遇する時期・場所、個人の行動、活動形態などに応じた防じんマスクや頭部の保護等の検討が必要であると考えております。

しかしながら、防災の基本は自助でありますので、個人に必要な物品は自ら準備していただき、行政といたしましては、災害時要援護者などに対する備えをすることが重要であると考えております。

次に、避難時の訓練や協力体制についてであります。

災害時の避難の原則は、自らの命は自らが守るであり、健康な方の基本は自助であります。また、災害時要援護者等の方への避難支援は、自主防災組織などによる共助であると考えており、常備消防や消防団の協力や災害派遣の自衛隊などは公助として、逃げ遅れた住民の救出や避難支援などを行うのが原則となります。

このことから、町では、自主防災組織や警察、消防、自衛隊の公的機関と年間を通じた各種訓練の中で、協力体制などを確認し、検証を行っておりますが、富士山噴火をメインとした避難訓練につきましては、広域避難計画を策定した後、平成26年度の山梨、神奈川を含めた3県の合同避難訓練実施を最終的な目標に、町といたしましては段階的に訓練を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 再質問はありますか。

○3番（池谷 弘君） 再質問させていただきます。

今回につきましては、危機管理監にお伺いしたいと思います。

まず、防災の基本は自助であると理解しておりますが、町当局としまして、噴火に対する備品等の対応について、どのようにお考えでしょうか。

2点目といたしまして、噴火時の地域の高齢者等の要支援への対応についてお伺いいたします。

以上、2点よろしくお伺いいたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○危機管理監（新井 昇君） 池谷 弘議員の再質問にお答えします。

まず1点目の、富士山火山の対応の防災の備品についてですが、現在、町で保有していますのは感染症との共用物品ではございますが、一般のマスク4万8,000枚が準備してございます。また、医療従事者、それから救急隊員等が使用します、もっと密度の濃い防じんマスク等を含めたセットが300セット用意してございます。また、ヘルメット等については、各自主防災会の方で用意していただいているのが現状であります。

今後、今作っております小山町の避難計画の中で、これら個人の方々、また地区の自主防災の皆様方には、何が必要かというのは改めまして基準等をまたお示ししながら、自主防災組織の中で今後装備をしていただくような方向で啓発を行っていきたいと考えております。

2点目の災害時要援護者についての支援であります。小山町には平成16年に作成いたしました災害時要援護者支援対策マニュアルというのがございます。これを平成21年7月、地域防災計画の修正時に修正をしております、その中の一つとして、災害時要援護者台帳を紙ベースだったものを、平成23年には災害時要援護者台帳管理システムを導入いたしまして、現在はパソコンの中でのシステム管理が行われております。

また、これに基づきまして、各自主防の会長さんのところには、それぞれの区の方々の名簿をお渡しし、区の中で災害時個人支援プランというものを作成いただいているのが現状でございます。

したがって、これらをもって災害時の要援護者の御支援をできるものと考えております。

以上です。

○議長（真田 勝君） 次に、8番 湯山鉄夫君。

○8番（湯山鉄夫君） 先ほど会派代表の代表質問として、梶 繁美さんや3人の方々の質問がございました。質問内容につきまして、重複点がございます。また、答弁におきましても重複するのではなかろうかなと思っているわけでありまして、視点を変えまして、いただきたいと、こんなふうに思います。

私は、町の将来像を創造する課題について質問をさせていただきます。

平成24年度は、町制施行100周年にて、各種記念行事が盛大に展開をされました。大正、昭和、この時代を経て、平成の今日まで、幾多の苦難を超越した先人達の御尽力や100年の歴史の重みを改めて認識をしたところであります。

私は、町政100周年を契機として、向こう100年は想像しながらも、とにかく10年、20年を視野に、町の将来的方向を創造していくことが大切に考えております。そもそも町づくりの基本は、町民が

自ら、地域が自ら築くべきことであります。常にその時代の人々がその時代にふさわしい生活の場、町を築いていく必然性があります。

町長は、昨年度、地域主体、地域活動の推進に地域担当制なるシステムを設置されました。この活動が期待をされます。私は、将来的町づくりに向けて、その必要課題について質問をさせていただきます。

問いの1つといたしまして、将来に向けてのまちづくりについてであります。

国全体が急速に少子高齢化に進み、45年後には総人口1億人を割り、9,500万人、高齢者が40%、生産者1人に被保険者1人になるのではないかと予想されています。人口の減少に比例して国力の衰退が危惧され、人口の遁減防止対策は重要課題として、児童手当をはじめ、各種の取り組みがされています。

我が町においても同様、近年には町人口2万人が割り込むことのないように、いかにして歯どめをかけるか、緊急にして極めて重要課題であります。人口減少の悪循環、連鎖現象は避けなければなりません。

かつて第1次総合計画の策定に当たり、私も議会の一員として参画しました。町の人口を3万人に想定し、施策の議論がされました。もちろん経済社会は発展状況にあり、我が町でもゴルフ場をはじめ、富士霊園、富士スピードウェイ、工業立地、高規格道路など町は大きな希望を抱くことができたのであります。

3万人の人口を予定して施策の議論をする中で、開発を推進強調する意見と、否、自然保護の優先、自然環境保護を主張する意見が、激論がありました。今や当時の審議委員の皆さんは、ほとんど既に故人となり、町の現実のギャップをいかに思われているのでしょうか。

今後、町の規模は発展的志向になるのでしょうか。22年9.8の甚大な自然災害を受け、完全復旧も見えてまいりました。町民は指摘される課題として、町の将来像はどのように進むのか、自主自立、独立した町政を維持持続継続できるのかどうか。行政の広域化、市町の合併はどうなるのか。心配や不安の心が寄せられています。

我が町は将来的にも夢も希望もある。明るい町として発展していきますよと申し上げたいところではありますが、ちゅうちょせざるを得ない。ここで後のさらなる100年に向けての基礎年に際して、将来的に町の進め方、町のあり方、方向性についてどんなように創造されますか。

次に、問いの2といたしまして、総合計画の実施計画について。

第4次総合計画の将来像は、「富士をのぞむ活気あふれる交流のまちおやま」、この目的を遂行、実行するために、1つ、便利な快適なまち、2、安全・安心なまち、3、いきいきとしたまち、4、計画推進のために、この4題35項目の基本計画の実施計画が定められて、事業費が予定をされています。

今般地方自治法の改正により、町の将来方向を定めた総合計画は、議会での議論、承認は不要となる改正であります。したがって、町長は答申を受けるや、即実行ができることになりました。議

会は、実行の進捗状況の把握、監視、チェックの機能の義務があります。

総合計画の策定には、町民参加型審議会にて町民の政策提言の重要な意義があるのであります。企画委員会での基本構想の基礎を審議会にては大局的見地から、地域づくり、町づくりの将来性を創造し、決定された項目に対して、執行機関である行政当局は年度毎の実施計画、予算計画を立案し、町民、地域住民の期待に答えるべく、責任があります。

第4次総合計画がスタートした今日、町民の生活向上に向けて機能しなければなりません。町民もまた、町政に関する認識を高め、参加協力をしなければなりません。総合計画の精神は、向こう10年後で計画を実施しつつ、10年後はこのような町になりますよと、行政と町民が一体となって、その目的に向かって努力、協力していくことであります。

込山町長は、金太郎のような元気なまちづくり、3つの挑戦、1つ、希望と活力あふれるまちづくりへの挑戦、2、くらし満足度向上への挑戦、3、町民主役の小山への挑戦。3挑戦に10の戦略、そして具体的施策87項目から政策提言、マニフェストが総合計画と並行して取り組みされています。

総合計画は10年スパン、マニフェストは4年のスパンで提起した課題を実現、解決するには、相応なエネルギーとパワーを集中させる必要があります。策定した総合計画の実施事項及び町長の掲げる10の戦略は、どのように今後推進を実行されていきますか、お伺いします。

問いの3、都市計画線引きの改廃について。

町づくりの計画、秩序ある開発行為をするようにと、都市計画法により制約、制限が課せられております。よって、土地の有効利用が進まない。我が町は三方山に囲まれ、そのふもとに集落があり、平地は農地であります。自然環境、景観は誇りとするところではありますが、半面、災害発生のリスクが常に存在をしています。

町は自然を保護しつつ、開発行為は助長し、推進する必要があります。かつて多くの企業は、風光明媚な特性に鑑み、競って土地が取得されましたが、当時の立地から、今は静寂状況にあり、活気が伺えません。

閉塞的現況から前に進めるには、町づくりの基本である都市計画を見直し、改正し、市街化区域、市街化調整区域、関連する用途地域を是正しなければ、都市化は困難であります。市街化区域内には歴然として開発は不可の土地が依然として存在をしています。宅地化したいが、市街化調整区域で許可がされない、市街化区域が消化されないと、次の段階に進めないというのでは、いつになることや言を有しない。周期的に見直し時期がありますが、消極的で進歩がない。今後は、地域における地域づくりに合わせた方向に取り組みが不可欠に思います。

我が町の傾向として、開発規模は1,000平米以下にこだわっているように思います。他の市町では1,000平米以上の開発が多く、林の中に住宅団地が存在をしています。民間開発事業者は、規模を大きくしないと採算がとれないという。人口減少の防止、衰退傾向から活性化を図るには、やはり住宅の増加、積極的に開発行為を推進することです。

既存の都市計画を改廃しなければ、新たな進展はできないように思います。かつて実行された足

柄地域の駅前、合士ヶ久保のような大規模な宅地開発、土地整備事業など、大胆な土地利用計画を将来構想として取り組みが必要に考えます。

町民の働く場、町民の生活の場を作る受け入れ体制を用意することです。町では、大規模構想として、内陸フロンティア計画、小山町将来計画、小山町土地利用構想等、計画が準備されていますが、町の再開発するには、基本である都市計の線引きの廃止、改正し、新設することが不可欠です。現行の不合理的は、英断をもって改革、改造しなければ前に進まない。現都市計画についての新規見直しの必要性はありませんか、お伺いします。

問いの4、町民の安心安全の確保について。

22年3月11日に発生した東日本大震災の経験から、防災、減災対策に全国各自治体は真剣な対策を取り組みが行われています。我が町では22年9月8日の台風の未曾有の集中豪雨により、北山山間地は山崩れ、河川の氾濫、橋の決壊、住宅の崩壊等々、甚大な災害が発生した。関係者の努力、各方面からの支援により復旧が進み、完了が見えてまいりました。

こうした体験は、決して風化させてはなりません。北山山系での時間雨量100ミリを超えた雨量が、仮に箱根山系に降ったとするならば、同じく山崩れや深層崩れ等の想定外の被害が発生すると指摘をされました。今までなかったようなゲリラ豪雨、異常気象による局地災害が国内各地に発生をしております。私達はこれらの災害を教訓として、次の準備をすることです。

常日頃、災害に対する対処はできているのか。準備、訓練はできているのかで、被害の大小があります。東日本大震災の災害地の集落では、日頃に津波には高台に逃げる訓練が功を奏して、人的被害を免れた。準備あれば憂いなし。にわかに気がかりな懸念すべきことは首都直下型、相模トラフからの地殻変動による地震、最前発生した三宅島の火山噴火、伊豆大島三原山の噴火では、島民全員が島を余儀なく脱出、避難した経緯があります。我が町は地震に連動される富士山の活動を注視して、監視していかなければなりません。

300年の周期が到来をしています。各種各方面から広域的な広範な対策が調査、研究をされています。情報を収集し、ソフト面からも対策、準備を進める。国、県、町の行政は、行政責任において、町民は町民の共助責任において、相互の連携、情報を共有し、官民が協働して災害防止、減災対策の必要があります。

我が町は自然と共生しつつも、常に災害発生に挑戦をしなければならない宿命があります。地域防災、自主防災組織一部の組織を除いて形骸化傾向にて、実践活動を強力に進める必要があると思います。

安心安全にして強靱な町づくりには、自然災害対策はもちろんのこと、町民の命を守る、「揺りかごから墓場まで」、子どもから老人まで、いたわりの心、必要に応じた支援をする。ぬくもりのある町こそ理想郷であります。現実には町自身の生計が容易ならぬ状況ではありますが、非常時の医療体制や福祉面での緊急対策など、いろいろな面からも安全に強い町、町民の生命財産を守る安心して生活できる町であってほしいと願っています。

安全対策、町づくりに危機管理体制は進んでいるのでしょうか。

問いの5、町の財政健全化に向けての道のりについて。

国の政権交代により、新政権は経済の再建を図るために、経済の浮揚策として公共投資の拡大、金融政策の緩和などを審議されますが、町の経済や産業が好転する時期を待つのではなく、むしろ国の施策、政策を町政にセットして、誘導、活用する成長戦略をもつことではないでしょうか。

各自治体は25年度予算編成に当たり、財政の改善がなければ、財政危機、債務危機、債務超過なることが云々されます。これを避けるため、債務比率の縮小、財政の健全化に向けての財政力の向上に最善の努力が傾注されています。我が町においても同様なこと。事業の費用対効果の検証、体質改善、行政改善等々、先送りしないで積極的に解決、後世に債務の負担、負荷をできるだけ圧縮し、軽減を図ることは我々の務めと考えます。

今、議会では平成25年度当初予算の審議であります。22年9.8の災害復旧には財政出動がありました。また、国、県から支援を受け、復旧は進展しました。本年度は正常、通常な予算編成と思えます。依然として町の経済環境は景気の低迷、不況状態にて自主財源の確保には厳しさを感じます。建設事業を施行するには、それ相当の資金の確保が必要であります。借入金はや遅かれ早かれ返済をしなければならない。

健全財政は通常の事業等を消化しつつ収支の均衡を保ち、起債を極力抑える財政措置であります。残存の起債額は漸次返還する方向に手当をする。借入金が増加すれば、財政の指数、指標が悪化する。必然性に町民生活に影響が出てきます。経済情勢、財政情勢は今後変化、変動が起こり得るわけではありますが、町の均衡を守るには、緊縮財政による緊縮均衡、縮小均衡、積極的拡大均衡か町政、財政を運営する上での最善の意思の決定は最高の判断は、町長であり、首長であります。よって、中期的見地から健全財政に向けての道筋はどう考えておりますか。

最近、浜松市では「ものづくりの浜松」として内外に提唱しています。町づくりは人づくりをスローガンとした町もあります。当該市町の特長、特質を生かしたタイトルを掲げ、町の意識を高めています。我が町のシンボルは霊峰富士山、金時生誕の地として、対外的世間に対し誇りとしています。加えて、特徴のある町として、内面的な町の性格、性質を表現する指針、指標があつてしかるべきではないでしょうか。

この町に住みたい、この町に住んでよかった、幸せにして愛する町として、将来の栄光を期待して、質問とさせていただきます。

以上であります。

○議長（真田 勝君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後2時11分 休憩

午後2時21分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 湯山議員にお答えをいたします。

はじめに、町の将来像はどのように創造するのかについてであります。

総合計画に基づく基本理念は、自主自立、健体康心及び協働・共創を町づくりの共通の指針として位置付けております。

現在、我が国における社会経済情勢は大きな変革の時期を迎え、本町においても地域経済が低迷する中、少子高齢化、環境問題、地方分権の推進及び町民ニーズの多様化、高度化などへの対応が迫られております。

このため、行政運営につきましては、中長期的視野に立った計画的かつ安定的な運営を推進することが求められております。

そのために、現在、準備を進めております小山町地域別計画「金太郎計画2020」の中に設置する策定委員会などを活用しながら、将来計画の策定段階から町民の参加を得て、町民の力、地域の力を生かし、町民と行政が一体となった町づくりを目指すことが必要であると考えております。

行政はこれまで以上に積極的に情報提供、情報開示を行うとともに、町民と行政が互いに地域の課題や目標を共有し、共通のまちづくりの指針となることを目指しながら、町の将来像を創造してまいりたいと考えております。

次に、総合計画の年次実施計画は、順次実行するかについてであります。

総合計画実施計画につきましては、基本計画に定められた施策を具体的な事業として財政的な裏づけをもって実施していくことを目的としております。

また、事業の達成目標を明確に定めることにより、実効性の高い計画を策定していくものでありますことから、第4次小山町総合計画の4つの基本目標に基づく実施計画はもとより、「金太郎のような元気ある小山町をつくる」とした政策提言であります3つの挑戦と10の戦略に基づき、各種事業を順次実行しているところであります。

平成25年度から平成27年度までの3か年間における実施計画につきましては、275事業で総額350億8,282万円、平成25年度実施計画は、この内125億299万4,000円であります。

限られた財源の中で各事業を検討し、平成25年度当初予算では一般会計で91億2,000万円の予算を編成したところであります。

次に、既都市計画の改廃、新設についてであります。

小山町の市街化区域、市街化調整区域の区域区分、いわゆる線引きは、昭和51年に計画決定して以来、変更はしておりません。また、用途地域につきましても、都市計画法の改正により、用途区分が見直されたことによる変更はございましたが、基本的に当初の計画決定と大幅な変更はなく、今日に至っております。

市街化区域、市街化調整区域の区域区分や用途地域の変更に限らず、都市計画決定の廃止を含む変更や、新たな決定をするためには、その根拠となる上位計画が必要となってまいります。その上

位計画として、第4次小山町総合計画や国土利用計画などがありますが、先の議会勉強会において説明をさせていただきました町の土地利用構想もその計画の一つであると認識をしております。

今後、この土地利用構想を第4次小山町総合計画に基づく土地利用基本計画と位置付けていきたいと考えております。

更に、この土地利用基本計画に基づき、各地区の同意を得ながら、より具体的な都市計画マスタープランを策定していく予定であります。

したがいまして、市街化区域、市街化調整区域の区域区分の変更を含む、現在決定している都市計画の変更等につきましては、これらの上位計画の内容に従い、決定されていくことを御理解いただきたいと思っております。

次に、安心安全を図る危機管理体制づくりについてであります。

一昨年の東日本大震災の教訓や平成22年9月の台風災害の経験などから、我が町もいろいろな防災、減災対策を行っており、特に風水害においては、ハード面では復旧・復興の位置付けの中で各種構築物の強靱化を図るとともに、ソフト面では町民の防災意識の高揚や風化をさせないことを目的にした防災講演・研修などを数多く行ってまいりました。

また、本年6月に発表が予定されている第4時地震被害想定に基づき、地域防災計画の見直しや富士山噴火の広域避難計画などを策定しているところであります。

しかしながら、議員の御指摘のとおり、小山町は地域や地形などによって自然災害に対する危機の意識が違うため、自主防災組織活動に多少の温度差があるのも事実であります。

このため、町としては地域の特性に合った訓練などを呼びかけ、昨年の土砂災害に対する防災訓練においては、小山1区、小山4区、生土区、音湊区、藤曲区の合同で、平成22年9月の台風被害時の反省をもとに、避難訓練や土のう積み訓練を行っていただきました。

また、12月の地域防災訓練においては、各区の状況に合った訓練を計画していただき、特に須走地区においては住民の避難訓練、自主防災による負傷者の救助、救護所の開設、救護病院への搬送など、一連の行動を行っていただき、町全般として7,445名の方が参加をされており、東部危機管理局管内で第1位の参加率、37%でありました。

一方、最近の危機の様態は自然災害はもとより、原子力災害、北朝鮮のミサイル発射事案など、千差万別であります。

これらに対する危機管理体制づくりは一朝一夕で確立できるものではありませんが、町民の安心・安全のために一步一步確実にかつ迅速に体制の強化を図ってまいりますので、御理解いただきたいと思っております。

次に、健全財政に向けての道筋についてであります。

地方公共団体は住民の暮らしを担うため、健全な財政を維持する経営能力が問われておりますが、一部の自治体の著しい財政悪化が明らかになったように、従前の制度では事態が深刻化するまで状況が明らかにならないという課題から、平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律

が公布され、平成21年4月から全面施行されております。

小山町においても、この法律に基づき、平成19年度決算から実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を算定し、毎年公表をしているところであり、今年度も9月定例会において、いずれの指標も早期健全化基準を下回る報告をさせていただきました。

しかしながら、平成22年の台風9号による甚大な被害に対する災害復旧費の財源として財政調整基金を充てて対応したことから、基金残高の減少を招き、将来負担比率は年々高い数値となっているところでもありますので、早期健全化基準に近づかないよう、平成25年度当初予算においても財政調整基金に6,000万円の積み立てを行うなど、健全な財政運営の確立に向けた予算編成に取り組んだところでもあります。

また、起債の考え方は、主として単年度の財政負担を後年度に平準化することで、起債により整備する公共施設等の便宜を受ける後年度世代の方にも費用の負担をお願いし、世代間の公平を保つことを基本として予算計上したところでもあります。

財政の健全化につきましては、限られた財源の中で実施する事業の内容を十分精査するとともに、今後も財政調整基金の積み立て等、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 次に、1番 阿部 司君。

○1番（阿部 司君） 本日は1点、東日本大震災の被災地との交流について伺います。

東日本大震災の被災からもうすぐ2年になりますが、皆さん御承知のとおり、なかなか思うように復旧・復興していないのが現状でございます。

これには、国や地方自治体、また住民の方々の様々な理由があって、その問題解決に難航しているものと思われませんが、なぜもっとスピード感を持って復旧・復興できないのか、もどかしく思うところがございます。

我が小山町も22年9月の台風9号により被災をし、全国各地の多くの方々からの支援を受け、山地崩壊や河川等の一部を除き、ようやく復旧することができました。その恩返しというと、ややオーバーかもしれませんが、今こそ我が小山町として何か東北の復旧・復興にお手伝いできることがないだろうかと思いをはせ、何かしら絶対あるはずだと、そう思い、質問をさせていただきました。

今さら何をと言う人もいるかもしれませんが、東北の本当の復興はこれからでございます。安倍政権に代わり、きっと今後、よりスピード感を持って東北の復興・復旧を実施してくれるものと信じており、期待するところでもあります。

金銭的には無理としても、まず人の交流から始まり、次第にその輪を広げていけば良いと思うのであります。東北の人は富士山にすごい憧れを持っております。私もその1人でございます。いつか機会を見つけて小山町に招待をし、富士山を十分に眺めてもらって、元気を出してもらおう。こんなことだって良いではありませんか。ささいなことからはじめ、少しでもお役に立てるよう、まずは双方の交流をスタートさせることが大事であると思っております。

しかしながら、これには相手のあることであり、片思いではどうすることもできません。何県の何町といっても何とも言えませんが、東日本大震災のときに何かの縁ができた町に、その趣旨を十分説明しながら関係を構築していく必要があると思います。当然断られる可能性もございます。しかしながら、やってみる価値は十分にあると思います。

ぜひどこかの町と交流ができるよう、その実現に向け、検討をいただければと思います。

現在、我が小山町はカナダ、ミッション市や中国、海寧市との交流、また金太郎を通じ、岡山県の勝央町や京都府の福知山市とも交流し、防災協定や観光協定等を締結しており、かつ近隣の市町村とも各種協定を幅広く結び、災害時等の準備を進めております。

昨年3月のある議員の質問に対し、町長は、大規模災害にも十分に対応できるよう、全国規模での協定を締結していきたいと述べておられます。

東北のある町とのこのような交流をスタートさせても良いのではと考えます。そして、将来的にいろいろな関係に発展すれば、より結構であり、楽しみでもございます。

何よりもまして、その町の復旧・復興に少しでもお手伝いできれば、本当にうれしく喜ばしいことでございます。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1点目は、町としてそのような交流を検討する考え、気持ちがあるのかどうか。

2点目、もし交流ができない等の理由があれば、それについて教えていただきたい。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 阿部議員にお答えをいたします。

東日本大震災の被災地との交流についてであります。

平成22年9月に小山町で発生した豪雨災害の際には、近隣市町村はもとより、姉妹町である岡山県勝央町をはじめ、全国各地からの義援金やボランティアなどの温かい御支援を賜り、復旧・復興のお力添えをいただいたことは、町としても、一町民としても、大変心強いものでありました。困ったときには助け合うという共助の心の素晴らしさを強く痛感をいたしました。

そんな中、2年前に発生した東日本大震災の惨状は目を疑うような状況でございました。平成23年3月11日の震災の後、町では東北地方への支援・協力について準備を始め、小山町被災地支援対策本部を設置し、町民の皆様からの義援金や生活物資の受け付け、5人の職員の派遣などを行いました。

特に、小山町と同じく国体の銃剣道競技を担当し、町の関係者が研修に訪れた宮城県多賀城市からは物資提供の要請があり、4月9日及び10日の2日間で721人も町民の方々から段ボール212箱に及ぶ物資が集まったのであります。

これは、平成22年の台風9号による豪雨災害で全国からいただいた温かい支援を忘れず、今度は東北の皆さんのために何かできることをしたいという町民の共助の心が表れた結果であったと思

ます。

また、町内の民間団体や個人などが被災地に出向き、ボランティア活動や仮設住宅での炊き出し支援、ハンドベルの慰問演奏など、積極的な支援活動が行われていることも聞いております。

更に、消防団第7分団が宮城県にボランティアに行ったことがきっかけで、昨年5月5日の須走の春まつりに、宮城県東松島市の大曲浜獅子舞保存会の方が訪れ、勇壮な獅子舞が披露されました。

このような被災地支援の中には、強制されることのない人と人との交流が生まれており、非常に素晴らしいことであると感じているところでもあります。町といたしましては、このような被災地支援を通じた民間レベルの交流を応援し、行政として可能な支援をしていきたいと考えております。

そして、交流が深さを増し、機運が高まっていくなれば、相手先の行政事情もあるため、ある程度の年数を要するとは思いますが、東北地方の自治体との防災相互支援協定を視野に入れた行政間の交流を検討していきたいと考えているところでもあります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 次に、12番 鷹嶋邦彦君。

○12番（鷹嶋邦彦君） ふるさと納税の現状と推進について質問をさせていただきます。

自分のふるさとや応援したい自治体、都道府県や市町村に寄附をすると、所得税や住民税が安くなる制度で、平成20年度の税制改正で導入されました。ふるさと納税をした場合、2,000円を超える分が10%を上限に、所得税と居住する自治体の住民税から控除されることになっています。

この制度が導入されて間もなく、当時の高橋 宏町長は、ある行事の挨拶の中で、「最近、大変うれしいことがありました。千葉県在住の方がふるさと納税で1万円を送っていただきました」と、本当にうれしそうに喜びを表していました。

このように、地域貢献ができる他に、多くのケースで寄附金額の大半が還付される優遇をされている制度です。還付額は所得や寄附金額次第ですが、インターネットにある一例ですと、年収700万円夫婦、子ども2人の4人家族を例に挙げますと、所得税率10%、住民税率10%の方が4万円の寄附をする場合、控除対象外金額は4,700円となり、寄附控除対象額は3万5,300円になるようです。その内訳としては、住民税の基本控除額3,500円、住民税の特別控除額2万8,000円、所得税の控除額3,800円で、合計還付額は3万5,300円になり、最終的な負担は4,700円で済むこととなります。

このふるさと納税制度導入以降、財政難に苦しむ自治体はいろいろ知恵を絞って募金のPRに必死になっているようです。ただ、寄附をされた人が控除をするのには確定申告が必要なために、手続きが煩雑になるという欠点もあるようです。

もっとも東日本大震災に遭った自治体への義援金もふるさと納税の対象とされたことから、寄附が集まり始め、思わぬ効果もあると聞いています。

また、ふるさと納税をすると、それぞれの地域の記念品や特産品を贈呈している自治体も多くあります。北海道紋別市では1万円以上でカニ、かまぼこなど、紋別市の海産物の他に流氷、苗木、また、まないたなどの木工加工品の内いずれか1品を選んでもらえたり、山形県白鷹町では、1万

円以上で白鷹町特産品の米沢牛2、3人分、お米、はえぬき7キロ、お正月セットなどがもらえます。栃木県那須烏山市では、広報紙を翌月から1年間送付してくれ、その他、5万円以上で季節の特産品がもらえるなど、多くの自治体がふるさと納税の推進に工夫を凝らしています。

近隣の自治体の中では、三島市は1万円以上で季節の特産野菜を年2回送ってくれる、3万円以上の場合、野菜に加え、特産品またはお酒の詰め合わせがもらえますなど、各自治体それぞれで工夫を凝らしているようです。

中には、自分で買うとかなり高価な海産物や果物、野菜などを贈呈している地域もあり、納税者の意欲をかき立てるものとなっています。

そこで、先ほど込山恒広議員の質問にもありましたが、平成24年中に1,367名の転出者があるということで、小山町の特徴の一つとして、自衛隊員の転入、転出が多くあります。例えば転出の際に、ふるさと納税をお願いする。チラシに特典ともに特産品、例えば水かけ菜、御殿場コシヒカリ、ワサビなど、そういうものを写真、イラストで記し、振込方法とともにお渡しするなど、細かい配慮があっても良いのかなと思います。

第2のふるさととして過ごしたこの町を転出される隊員の人達にも、温かい町、思い出の町として意識をしていただくなどの配慮が必要です。

いろいろな方法が考えられることですので、町のPRを兼ねてふるさと納税をしていただく様々な計画を立て、町の観光振興、拡大とともに取り組む姿勢が交流人口の拡充にもつながるものと考えます。

そこで、次の2点について伺います。

ふるさと納税が導入されてから、町に寄附をされた件数と金額を年度別に伺います。

次に、ふるさとに貢献ができて、おいしいものや特典がもらえる、このふるさと納税制度ですが、町では地域の特産品などを知ってもらうことで、小山町の産業や立地企業のアピールにも役立つ、このような企画をするつもりがあるのか。また、PR方法にはどのようなことを考えられているのか、2点について伺います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鷹嶋議員にお答えをいたします。

はじめに、ふるさと納税が導入されてからの寄附件数と金額についてであります。

平成20年度に導入されてから、ふるさと寄附金としての取り扱いは、平成20年度、7件で90万円、平成21年度、7件で51万2,000円、平成22年度、7件で250万1,000円、平成23年度、4件で30万5,000円、本年度は、現在まで4件で126万5,000円の、合計29件、555万3,197円となります。

この他、平成22年の台風災害時にも102件、238万6,000円の御寄附をいただき、ふるさと寄附の取り扱いとして、町の復興事業に充てさせていただいたところであります。

次に、町の企画、PRについてであります。

全国では積極的に取り組んでいる自治体もありますが、ふるさと納税制度は自治体同士で税をや

りとりする制度であることから、現時点では地域の特産品の贈呈などは実施しておりません。

近隣では、議員、今御紹介いただきました三島市が、寄附者全員に三島大社宝物館、市立公園楽寿園の年間フリーパス4人分を、1万円以上の方には三島特産の野菜を年2回、3万円以上の方には野菜セットに加えて、うまいものセットとして三島コロッケやウナギなどのセットを贈呈するなど、積極的に展開をしており、平成23年の1年間で284件、612万8,000円と公表されております。

また、御殿場市におきましては、寄附者に市政カレンダーを贈呈し、1年間では2件、1,002万円の寄附額と公表されており、各市町の対応は様々であります。

本町では町政100周年を迎えるに当たり、記念事業を御支援いただける方や、小山町で生まれ育ち、活躍する人などから御寄附をいただけるようにホームページのリニューアルを行い、ふるさと納税についてのPRをしているところであります。

今後は、水かけ菜漬けをはじめとする特産品の贈呈や、インターネットを利用したさらなる啓発など、他市町村の事例を参考に、ふるさと納税制度が活用されるよう研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、3月15日金曜日 午前10時開議

議案第10号から議案第33号までの24議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時57分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	真	田	勝
署	名	議	員	池	谷	弘
署	名	議	員	高	畑	博行

平成25年第1回小山町議会3月定例会会議録

平成25年3月15日(第5日)

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	阿部 司君	3番	池谷 弘君
	4番	高畑 博行君	5番	桜井 光一君
	6番	渡辺 悦郎君	7番	米山 千晴君
	8番	湯山 鉄夫君	9番	梶 繁美君
	10番	池谷 洋子君	11番	込山 恒広君
	12番	鷹嶋 邦彦君	13番	真田 勝君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	土村 暁文君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	小野 巖君
経 済 建 設 部 長	後藤 栄一君	住 民 福 祉 部 長	土屋 礼二君
教 育 部 長	高橋 忠幸君	危 機 管 理 監	新井 昇君
会 計 管 理 者	鈴木 哲夫君	政 策 秘 書 課 長	室伏 博行君
総 務 課 長	小野 学君	税 務 課 長	湯山 正敏君
健 康 福 祉 課 長	秋月 千宏君	住 民 課 長	高橋 裕司君
地 域 防 災 課 長	池田 馨君	建 設 課 長	小野 克俊君
農 林 課 長	遠藤 一宏君	商 工 観 光 課 長	池谷 精市君
都 市 整 備 課 長	湯山 博一君	上 下 水 道 課 長	池谷 和則君
こ ども 育 成 課 長	相原 浩君	生 涯 学 習 課 長	土屋 和彦君
総 務 課 副 参 事	鈴木 辰弥君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 田代 順泰君

会議録署名議員 3番 池谷 弘君 4番 高畑 博行君

閉 会 午後1時43分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第10号 土地の取得について
- 日程第2 議案第11号 町道路線の廃止について
- 日程第3 議案第12号 町道路線の認定について
- 日程第4 議案第13号 小山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第14号 小山町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第6 議案第15号 小山町環境基本条例の制定について
- 日程第7 議案第16号 小山町観光振興条例の制定について
- 日程第8 議案第17号 小山町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第18号 小山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第19号 小山町副町長定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第20号 小山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第21号 小山町障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第22号 小山町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第23号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第24号 小山町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第25号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第26号 平成25年度小山町一般会計予算
- 日程第18 議案第27号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議案第28号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第20 議案第29号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第30号 平成25年度小山町下水道事業特別会計予算
- 日程第22 議案第31号 平成25年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第23 議案第32号 平成25年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第24 議案第33号 平成25年度小山町水道事業会計予算

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 町長提案説明 (同意第1号～同意第3号)

- 追加日程第2 同意第1号 小山町副町長の選任について
- 追加日程第3 同意第2号 小山町副町長の選任について
- 追加日程第4 同意第3号 小山町固定資産評価員の選任について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（真田 勝君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりですから、朗読を省略します。

ここで報告いたします。企画財政課長は公務のため、本日の会議を欠席しておりますので、報告いたします。

-
- 日程第1 議案第10号 土地の取得について
- 日程第2 議案第11号 町道路線の廃止について
- 日程第3 議案第12号 町道路線の認定について
- 日程第4 議案第13号 小山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第14号 小山町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第6 議案第15号 小山町環境基本条例の制定について
- 日程第7 議案第16号 小山町観光振興条例の制定について
- 日程第8 議案第17号 小山町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第18号 小山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第19号 小山町副町長定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第20号 小山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第21号 小山町障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第22号 小山町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第23号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第24号 小山町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第25号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（真田 勝君） 日程第1 議案第10号から日程第16 議案第25号までの16議案を一括議題といたします。

それでは、2月22日、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 米山千晴君。

○総務建設委員長（米山千晴君） おはようございます。ただいまから、2月22日、総務建設委員会に付託されました11議案について、審議の経過と結果について御報告します。

3月7日午前10時から会議室において、当局から町長、副町長、関係部課長及び副参事、議会から議長立ち会いのもと、委員5名全員が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第10号 土地の取得について報告します。

委員から、購入単価はどのように設定しているのか。との質疑に。

新東名と同じ単価とします。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第10号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 町道路線の廃止については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 町道路線の認定について報告します。

委員から、認定路線総数及び総距離の概数はどのぐらいか。との質疑に。

1,500路線、約465キロメートルです。との答弁がありました。

委員から、北郷地区は、将来も5000番台を使用するのか。との質疑に。

そのようになります。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第12号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 小山町環境基本条例の制定については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 小山町観光振興条例の制定について報告します。

委員から、観光振興推進会議がリーダーシップをとっていくのか。との質疑に。

観光振興推進会議は、観光振興計画の策定等を諮問するものです。との答弁がありました。

委員から、観光立町を推進していくということか。との質疑に。

そのとおりです。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第16号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 小山町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について報告します。

委員から、各町道の種別と級別を定めないのか。縦断勾配17%となっているが、そのときの合成勾配のシミュレーションを行ったか。との質疑に。

道路構造令は、従前同様に存在するので、今回制定の条例で道路種別・級別を定めるものではありません。各自治体の地形等の特性に着目し、道路構造令では対応しきれないときに対応するための特例等を定めるものです。縦断勾配17%、片勾配6%で、合成勾配が約18%となります。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第17号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 小山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 小山町副町長定数条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、「なぜ2人制をとる必要があるのか。」の説明を願いたい。との質疑に。

内陸フロンティアの指定を受けたが、町の将来性を考えたときに、湯船原300ヘクタールの開発がぜひ必要と考えているが、5年間で実施しなければならない。この内陸フロンティアに関する事業は、町に富士紡績が進出してきた以来の大きな事業であり、ぜひとも成功させなければならないものと強く感じている。

ところで、企業誘致については、バブル時と異なり、行政主導での企業誘致という形になり、国の考え方も、それに沿ったものに変化してきていると感じている。国では、補助金から交付金へシフトし、町がきちんとした計画を出さないと、国庫の財政出動がない現状がある。県の支援を得ながら国に申請することになるが、時間的制約のことを考慮すると、国の制度等に精通した方をお願いしたいと考えた。

いずれにしても、5年間という限られた期間で内陸フロンティアに関する事業を実施しなければならないので、特任として、別にもう1人の副町長を置く必要があると強く感じた。人件費は大変なものということは承知しているが、町の100年の大計を考え、今回条例改正をし、実施しようとするものである。との答弁が町長から直接ありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第19号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 小山町都市公園条例の一部を改正する条例について、議案第23号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についての2議案については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号 小山町下水道条例の一部を改正する条例について報告します。

委員から、条例制定に伴い、現行設備に対する改修等が発生するのか。との質疑に。

ありません。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第24号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託されました11議案の審査の経過と結果についての委員長報告と

いたします。

○議長（真田 勝君） 次に、文教厚生委員長 桜井光一君。

○文教厚生委員長（桜井光一君） おはようございます。ただいまから、2月22日、文教厚生委員会に付託されました5議案についての審議の経過と結果について御報告します。

3月8日午前10時から、当局から町長、副町長、教育長、関係部課長及び副参事、議会から議長立ち会いのもと、委員6名全員が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第13号 小山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について報告します。

委員から、居宅サービスが増加傾向にあるということだが、増加の内容と程度は。との質疑に。

現時点では、ホームヘルプサービスが31.8%、デイサービスが16.2%増加しています。特別養護老人ホームのサービス費が伸び、老人保健施設サービス費が減少しています。との答弁がありました。

委員から、定員を29人以下とした理由は。との質疑に。

介護保険法に規定されている最大人数を定員としています。との答弁がありました。

委員から、特別養護老人ホームの利用者が伸び、老人保健施設の利用者が減少している理由は。との質疑に。

料金の多寡の関係と、御殿場市に新たに特別養護老人ホームが設置され、特別養護老人ホームの利用者が増えたためだと考えています。との答弁がありました。

以上の主な質疑、答弁の後、採決の結果、議案第13号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 小山町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について報告します。

委員から、本部員の構成は。との質疑に。

本部長は町長ですが、詳細については、県の行動計画が策定されしだい、町の行動計画を策定し、その中で決定していきます。との答弁がありました。

以上の主な質疑、答弁の後、採決の結果、議案第14号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 小山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について報告します。

委員から、今回の特例規定を制定する理由は。との質疑に。

12月定例会での使用料改定関係条例の制定に関する審議過程において、議員から、特例規定の制定についての提案があり、検討した結果、今回の特例規定を制定することとしました。との答弁がありました。

委員から、団体割引に関する特例規定がないが、パークゴルフ場では町外の方が参加する大会を年4回開催している団体がある。そのような大会時には、町外の方も特例を受けることができるようにできないか。との質疑に。

今後の利用実態を踏まえ、次回の使用料見直し時に検討することになると思います。との答弁がありました。

委員から、利用者中65歳以上の占める割合はどの程度か。との質疑に。

7割を超えています。との答弁がありました。

委員から、12月定例会で可決された使用料の改定については、維持経費と使用料の差が大きくなったためと理解しているが、今回の減免規定では12月の改訂前と同額となってしまう。今回のような大幅な値上げでなく、小幅な値上げを近い将来することを考えているのか。との質疑に。

今回の特例規定は、高齢者の健康増進等に役立つとの考えから制定するものですので、御理解をいただきたい。との答弁がありました。

以上の主な質疑、答弁の後、採決の結果、議案第20号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 小山町障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について報告します。

委員から、ここ数年の公務災害発生件数及びその内容は。との質疑に。

過去5年間で7件発生し、操法中3件、風水害等の活動中1件、分団車庫・詰所活動中2件、火災時消火活動中1件です。との答弁がありました。

以上の主な質疑、答弁の後、採決の結果、議案第25号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された5議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

○議長（真田 勝君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第10号 土地の取得についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

今回は通告の試行期間でありますので、従来どおりの進行としますが、次回から、通告がないときは、「討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。」とし、通告がある場合

は、通告に従い討論を行いますので、御承知おきください。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第11号 町道路線の廃止についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第12号 町道路線の認定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第13号 小山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第14号 小山町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第15号 小山町環境基本条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第16号 小山町観光振興条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第17号 小山町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の

方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第18号 小山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第19号 小山町副町長定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

○12番(鷹嶋邦彦君) 委員会での審議について、委員長に伺います。

まず、町民からよく聞かれる質問から伺います。

今まで1人で間に合っていた副町長を、なぜ2人にしなければならないのか。

次に、町にはお金がない、お金がないというのが町長の口癖ですが、お金がない町、人口2万人の町に副町長が2人も必要なのか。

3番目として、静岡県下の市町に、2人制を敷いている町があるのか。

この3点について質疑があったのか、お聞きします。

次に、先ほどの委員長報告にもありましたけど、これからの5年間に仕上げなければならない内陸フロンティア関連事業については、私も理解をしているつもりであります。新東名開通前に湯船原の300ヘクタールの開発は、町にとって重要な位置付けになる大事業だと思います。

そこで、最初に、国の制度に精通している方であれば、人事交流による対応でも可能ではないのか。

2番目として、現在、県から出向で来られている方々はそれぞれ実績を上げられています。そこで、参事級の方の採用で国の制度と実務に精通している方をお願いすることの方が財政的にも

良いのではないかというような質疑があったのかどうか。

この5点について、委員長に伺います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○総務建設委員長（米山千晴君） 鷹嶋議員の質問でございますが、最初の3点でございますが、この3点について、私が委員長報告しているとおりでございまして、それ以外のものに関してはございません。

あとの2件に関してでもございますが、委員長報告のとおりでございますので、それ以外のものはございません。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） ほかに質疑はございますか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

○10番（池谷洋子君） 私は、議案第19号 小山町副町長定数条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

理由は3点あります。

1点目は、どこの自治体も財政が厳しく、小山町も例外ではありません。今や議員定数も削減し、役場の職員も減らす方向に向いています。その中であって、2万人の小山町に副町長が2人必要でしょうか。この厳しい時代を乗り越えるために、人件費を削減していこうとする自治体の努力に逆行していると考えます。

2点目は、近隣の町では副町長2人というのはありません。今まで小山町は1人の副町長で十分にやってきました。今、ここで増やす必要はないと考えます。

3点目は、特任の副町長と伺いましたが、町には有能な職員がたくさんおります。町のことを知り尽くしたキャリアある職員を使っていけば、あえて副町長を増やす必要はないと考えます。人材育成と財政面からも、必ず町のためになるはずです。

以上、3点を踏まえて、反対討論といたします。

○議長（真田 勝君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

○9番（梶 繁美君） 私は、ただいま議題となっております議案第19号について、賛成の立場から討論を行わせていただきます。

まずはじめに、私は議会運営委員長という職責がありましたもので、このことについては、副町長を2人とすることは、小山町内でも相当いろいろな意見がありました。それも私も耳にしていたので、町長に対して、この提案、あるいは議員の質問については、町長自ら説明し、議員の皆さんからお答えして願いたいという、特別に私は申し入れしました。また、町長もそのように受けてくれました。

しかしながら、何の質疑、討論もなく委員会付託されました。私もいろいろ質問したいこともありましたが、やはり担当の委員という立場上、その方は控えさせて、委員会で十分聞こうという姿勢でおりましたもので、そういう形で、ありませんでした。大変、私は残念でなりませんでした。

ただいま、池谷洋子議員がおっしゃられたことが、本来議場で議論していただきたかった。そして、町長自ら、その言葉を、答弁を皆さんに、町民に向かって発声していただきたかったと思います。今の段階では、反対賛成討論の中では、町長は何の答弁もできません。一方的でございます。そういうことを勘案すると、大変残念でございます。

しかしながら、私はただいま反対討論でありました、そういった世間の、一般町民の皆さんの声を、委員会ではそれぞれの委員さんが町長に尋ねました。それは委員長報告のとおりでございます。その中から、私は第一に賛成することは、小山町の将来を、10年、20年、やがて100年の計を考えたとき、その礎となる開発について、町長が自ら今まで県や国へ行ってお話しして、この内陸フロンティア構想に小山町が立候補し採択されたと、これは大きな成果であります。なぜならば、この内陸フロンティアは、防災あるいは減災事業として、国が強い日本を作る、強靱な日本国を作るということに対して予算を盛り込む。したがって、その期間は、私は極めて短い期間であろうと思います。

今、日本国中が、この防災とかそういうことについては高い意識を持っております。その中でこうした事業を行うということが必要じゃなかろうかと。また、そういうことが地域住民の皆さんに理解が得られるんじゃないかと思えます。

特に、その中の2地域でございます、小山パーキングエリアを利用した小山スマートインター、これを利用した大御神地区の産業集積構造でございます。まだ新東名は開通しておりません。工事にも着手しておりません。しかしながら、この集積ゾーンを同地区でやる場合には、このフロンティア計画の構成員である中日本高速道路株式会社もその構成員に入っております。その方々とこの新東名を建設するときに、その設計協議、いろいろなことも一緒に合わせてやらないと、将来手戻りが出る。そういったこともあろうかと思えます。

そして、もう一つは、先ほどもありました湯船原の開発でございます。300ヘクタールをどのようにやるかということでございます。これらの農地につきましては、大変、農業構造改善事業を行ったとか、農政に対する国、県の対応は極めて厳しいものがあります。それをどうやって打破していくか、これがこの事業の進捗に一番キーワードとなるんじゃないかと、私は考えております。

そのためには、精通された国、県、特に国の関係省庁とどうやってアタックして了解を持っていくかでございます。それは、今回の内陸フロンティアの中では、それぞれの事業に対して手厚い財政的援助、町に対する財政的援助、交付金があります。また、それぞれの事業推進に当たって、ただいま申し上げた農政とかそういったものについて弾力、緩和措置を持って弾力的に運営

していただけるというような措置もございますし、逆に企業が来る場合には、その企業に対しても税制、財政、それぞれの援助が受けられるという方法を国はとっております。そのときに、どういうメニューを小山町が提出するかということが一番キーポイントになります。

それはいろいろな議論はあるかと思いますが、やはり一番精通した方が来て、国や県の方が来て、この5年間で何とか仕上げただけだと。これは小山町にとって大変な事業だと思います。これに懸ると思います。

そういう意味で、私達はこの副町長を、1人は一般的な今までどおりのことをやっていただく町の町政をやっていただく。もう1人は担当、その特命事項を担当していただくということでございます。どうか議員の皆さんも、そのことには理解していただいて、御賛成いただくよう、特にお願い申し上げます、賛成討論といたします。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 次に、本案に反対者の発言を許します。

○4番（高畑博行君） 私は、議案第19号 小山町副町長定数条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

町長は、本条例の一部改正案の提案説明を、本会議で以下のように述べました。

総合計画実施計画に基づく各種事業の積極的な推進と、第8次行政改革大綱に基づく事務事業の重点化、合理化を充実し、重要施策の決定について、スピード感と実行力を持ち、迅速に対応するために、財政・行政改革担当としての副町長を1名増員すると。

しかし、人口わずか2万人の小山町で、副町長を2名にする理由として、以上述べた内容で町民の皆さんが納得するでしょうか。近隣の町を見ても、はるかに自治体規模の大きな町でも、副町長が2名いる自治体はありません。県内でも異例中の異例ということです。しかも、町の財政が苦しいと言いつけている小山町が、最小の職員の陣容で最大の行政効果を上げるべく期待されている中で、副町長を現行の1名から統括担当と財政行政改革の特命担当の2名にする案には到底賛成しかねます。

何のために小山町は部長制を敷いているのだとか、現在の職員スタッフでは重要施策の決定についてスピード感と実行力を持ち、迅速に対応する能力はないのかとか、副町長は半永久的に2名にするのかなどという声まで聞こえてきます。

私は、国や県とのパイプを強化し、小山町が進めようとしている施策の迅速な実施を図ることは重要なことと考えますが、現行の職員スタッフで努力してこそ町民の皆さんから真に認めてもらえるのではないだろうかと考えます。

行財政改革を公言するのであるならば、自らの身を削る姿勢を町民に示すことが大切です。込山町長が町長に就任以来、毎年繰り返される役場内の配置替えや機構改革も、いじり過ぎじゃないのかとか、住民にとっては今度はどこの窓口に行くのかわからないといった不安の声もあります。

今回の小山町副町長定数条例の一部を改正する条例について、以上、述べた理由から、反対の討論といたします。

○議長（真田 勝君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立多数です。したがって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第20号 小山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

○10番（池谷洋子君） 私は、議案第20号 小山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、賛成討論をいたします。

外でスポーツをすることは、心身ともに大切なことです。何よりも元気な高齢者がたくさんいることはとても喜ばしいことです。高齢者が健康なら保険料が減ります。パークゴルフ場使用料が値上げすれば、利用回数、例えば2回が1回に減るかもしれません。また、パークゴルフ人口は65歳以上の高齢者が7割ぐらいと伺いました。そんなささやかな楽しみと健康増進のために、65歳以上と障害者の方の使用料を引き下げたことは、元気な小山町づくりに貢献すると考え、賛成討論といたします。

○議長（真田 勝君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第12 議案第21号 小山町障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

○議長(真田 勝君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第22号 小山町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第23号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第24号 小山町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第25号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第26号 平成25年度小山町一般会計予算

日程第18 議案第27号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第19 議案第28号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第20 議案第29号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第21 議案第30号 平成25年度小山町下水道事業特別会計予算

日程第22 議案第31号 平成25年度小山町土地取得特別会計予算

日程第23 議案第32号 平成25年度小山町介護保険特別会計予算

日程第24 議案第33号 平成25年度小山町水道事業会計予算

○議長(真田 勝君) 次に、日程第17 議案第26号から日程第24 議案第33号までの平成25年度予算に係る議案8件を一括議題とします。

それでは、2月28日、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果についての報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 米山千晴君。

○総務建設委員長(米山千晴君) 2月28日、総務建設委員会に付託されました平成25年度予算について、委員会での審議の経過と結果について御報告いたします。

委員会では、先ほど報告いたしました議案の審査に引き続き、予算4件の審査を行いました。

はじめに、議案第26号 平成25年度小山町一般会計予算について御報告します。

委員から、歳入で町債に計上されたものに対し、歳出に償還利子が計上されているか。との質疑に。

臨時財政対策債の利子を100万円程度計上していますが、それ以外は据え置き期間等の関係で、平成25年度に返済が生じないので、計上していません。との答弁がありました。

委員から、電源立地地域対策交付金は何に充てているのか。との質疑に。

電源立地されている地域の公共施設の整備等に関する事業に充てることができますので、北郷小学校及び小山中学校の給食備品購入に充てます。との答弁がありました。

委員から、土地売払い収入の予定売払い地は。との質疑に。

富士紡工場長宅跡地、成美小学校教職員住宅跡地及び緑ヶ丘住宅跡地と平成24年度に足柄林業組合に売却した山林の売却費です。との答弁がありました。

委員から、土地評価見直し業務の内容は。との質疑に。

3年ごとに実施する評価替えに対応するもので、平成25、26年度の2年間で実施する土地の評価の見直しのための業務委託です。との答弁がありました。

委員から、光ファイバ網整備事業の内容と、整備事業完了後の設備の維持経費は。との質疑に。

北郷地区の78局管内への光ファイバ布設事業実施事業者への補助であります。事業者は公募します。事業者が3分の2、県及び町が各6分の1負担することになります。整備事業完了後は、事業者が管理するものです。との答弁がありました。

委員から、スコリア土壌森林内緊急整備事業の内、植栽関係の事業効果が少ないのではないのか。現地採取の植物の利用を考えるべきではないのか。との質疑に。

この事業は県100%補助事業であり、人件費及び資材費が支出でき、様々な工法を実施し、山腹崩壊の一助になっています。個々の工法について検証し進めていきます。との答弁がありました。

委員から、富士山五合目駐車場管理費に関し、駐車場用地の所有者、駐車場の管理者及び駐車場の有料化は。との質疑に。

所有者は国です。管理者は町です。駐車場の有料化は、現時点では考えていません。との答弁がありました。

委員から、富士山五合目電化事業の内容と完成時期は。との質疑に。

太郎坊北側から分電し、ケーブルを地下埋設で約2,500メートル敷設するとともに、受電設備の設置も行うものです。トイレ、観光案内所等へ配電や、民間への配電も考えています。平成25年10月の完成を考えています。との答弁がありました。

委員から、地籍調査の完了状況、調査箇所、今後の調査予定は。との質疑に。

町域136.13平方キロの内、富士山などを除いた112.46平方キロが対象です。昭和28年から今まで92.45平方キロ、82.2%が終了しています。しかしながら、調査開始当初の制度の関係で、平成10年から再度調査を実施しています。平成25年度は0.17平方キロを実施しますが、今後小山1区から小山4区方向に進めていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、橋梁長寿命化事業を実施する橋はどの橋か。との質疑に。

日影橋、千束橋、大胡田橋、上佐野川橋、森村橋、大胡田の無名橋の6つの橋を予定しています。との答弁がありました。

委員から、足柄サービスエリアスマートインターチェンジ検討調査は、小山町地先だけの調査か。御殿場市との連携は。との質疑に。

地区計画の中での調査であり、小山町地先27ヘクタールでの調査です。御殿場市地先は入っていませんが、勉強会には御殿場市の職員も入ることになります。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第26号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 平成25年度小山町下水道事業特別会計予算、議案第31号 平成25年度小山

町土地取得特別会計予算の議案2件については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 平成25年度小山町水道事業会計予算について報告します。

委員から、有形固定資産減価償却の計算方法は。との質疑に。

定額法であり、各施設の種類により耐用年数が変わっています。との答弁がありました。

委員から、第4期拡張計画事業の実施場所は。との質疑に。

県道沼津小山線関係で、菅沼地内の470メートル、生土地内の565メートルの配水管布設、柳島地内のACP管布設替えが主なものです。との答弁がありました。

委員から、各水源施設等の耐震検査を実施したのか。との質疑に。

実施していません。平成11年度から耐震性を考慮した管を布設するとともに、配水池の耐震化を図っています。今後も行っていきます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第33号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託されました平成25年度予算の4件の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

また、委員会終了後、町道路線の廃止及び認定、橋梁長寿命化事業実施予定の橋並びに町道3975号線工事予定箇所の確認のため、現地視察を実施しましたことについても御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 次に、文教厚生委員長 桜井光一君。

○文教厚生委員長（桜井光一君） ただいまから、2月28日、文教厚生委員会に付託されました平成25年度予算について、委員会での審議の経過と結果について御報告します。

委員会は、先ほど報告しました議案の審査に引き続き、予算5件の審査を行いました。

はじめに、議案第26号 平成25年度小山町一般会計予算について報告します。

委員から、生涯学習施設使用料金は、条例改正後の料金で計上されているのか。との質疑に。

40万円増額し計上しています。との答弁がありました。

委員から、防音事業関連維持事業の内容は。との質疑に。

須走中学校の空調機の電気代です。との答弁がありました。

委員から、地域自殺対策緊急強化事業の内容は。との質疑に。

心の健康教育の講師関係、リーフレット購入等に係る経費を見込んでいます。との答弁がありました。

委員から、園庭芝生化モデル事業補助金の内容は。との質疑に。

県グリーンバンクの10割補助で、芝張り工事、芝刈り機の購入等への補助です。との答弁がありました。

委員から、地域活動支援センターの事業の内容及び減額理由は。との質疑に。

内容は障害者への創作活動等の提供で、前年度実績により減額しました。との答弁がありました。

委員から、訪問入浴サービスの利用人数及び減額理由は。との質疑に。

利用人数は2人で、前年度実績により減額しました。との答弁がありました。

委員から、緊急通報体制等整備事業の内容及び利用者数は。との質疑に。

65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者世帯の方に、ペンダント型発信機を配付し、何かあったときに本人が指定する方等に通報するものであり、1月1日現在で46人が利用しています。との答弁がありました。

委員から、保育園・幼稚園の保育士、教諭の正規職員と臨時職員の人数比の法的制約はあるのか。また、保育園、幼稚園別の正規職員と臨時職員の人数比はどうなっているのか。との質疑に。

人数比率に関する制約はありません。正規職員比率は、保育園ではクラス単位では100%、全体としては63%、幼稚園では、クラス単位では100%、全体としては85.7%となっています。との答弁がありました。

委員から、子供が育っていく上で、砂・土・泥というのは必要不可欠なものとするが、保育園園庭芝生化は町内全ての保育園に広げていくつもりか。との質疑に。

気候の関係で須走保育園は考えていないが、他の保育園は芝生化を実施したいと考えています。との答弁がありました。

委員から、保育園での待機児童の有無及び各保育園の入園申し込み状況は。との質疑に。

現時点では待機児童はおりません。3月4日現在の入園申込数はいきど保育園65人、すがぬま保育園81人、きたごう保育園117人、すばしり保育園106人となっています。との答弁がありました。

委員から、子ども・子育て支援新制度システム構築事業の内容は。との質疑に。

住民ニーズ調査及びその分析業務を委託するものです。との答弁がありました。

委員から、保健衛生総務費の駐車場交通整理とは。との質疑に。

予防接種や母子保健事業のときの健康福祉会館駐車場の交通整理のための委託料です。との答弁がありました。

委員から、第2次救急医療施設医療機器整備費負担金は、どこの病院にどのような医療機器を整備するのか。との質疑に。

富士病院での人工呼吸器、ICUベッド、生体情報モニターの整備を予定しています。との答弁がありました。

委員から、御殿場市救急医療センターでの小山町民の受診者数は。との質疑に。

平成23年度実績では2,866人で、利用者全体の20.34%を占めています。との答弁がありました。

委員から、出産祝金の支給状況は。との質疑に。

3月8日現在、第2子37人、第3子以降29人となっています。との答弁がありました。

委員から、今後のポンプ自動車や施設の改修の長期計画があったら教えてください。との質疑に。

ポンプ自動車については14年ごとの更新、車庫については第3分団の建替え等を予定しています。との答弁がありました。

委員から、気象情報伝達システムの整備の内容は。との質疑に。

従前は国からの情報伝達が紙であったのが、電子データとなったため、インターネット環境の整備と、万が一に備えて衛星携帯電話回線関係も整備するものです。との答弁がありました。

委員から、成美小学校の外トイレとプールの改修は、当初予算に計上されているのか。との質疑に。

工事請負費及び修繕として、当初予算に計上しています。との答弁がありました。

委員から、小学校費の図書室支援事務員賃金の増額理由は。との質疑に。

人数については小学校と中学校を合わせて4人であり、平成24年度と変更はありませんが、当初予算上の配置人数割合を変更したため、小学校費が増額となりました。との答弁がありました。

委員から、保育園、幼稚園、小中学校に配置されているコピー機の台数及び配置方法は。レンタル等の検討はしないのか。との質疑に。

保育園及び幼稚園は1台、小中学校は各2台で公費支出しているものはリースとなっています。町全体の考え方としてリースを選択しています。との答弁がありました。

委員から、理振法備品で購入するものは。との質疑に。

各学校の要望を受け、理科教育のための備品を購入していますが、小学校では理科実験用コンロ等、中学校では電源装置等を予定しています。との答弁がありました。

委員から、中学校費に計上されている防災備品の内容は。との質疑に。

消火器の耐用年数に基づく更新です。との答弁がありました。

委員から、小山町所蔵文化財整理・保存事業の内容は。との質疑に。

豊門会館所蔵の掛け軸等及び図書館所蔵の安田貞治氏の富士山コレクションの整理・修復調査を行うもので、富士山が世界文化遺産に登録されたときに公開を考えています。との答弁がありました。

委員から、生涯学習推進講演会の予定講演内容及び各団体との連携は。との質疑に。

生涯学習推進大会は関係団体と連携し実施していますので、講演会についても関係団体と連携し、決定しています。との答弁がありました。

委員から、図書館の図書購入の予定は。との質疑に。

2,000冊程度を購入する予定ですが、予算範囲内での購入であり、購入予定本を決めた予算ではありません。適宜決定し、購入していきます。との答弁がありました。

委員から、日の丸道場周辺にオオムラサキの群集が出るが、湯船原の開発時の対応はどのように考えているのか。との質疑に。

今後調査し、対応していきたい。との答弁が町長からありました。

委員から、自主文化事業の演目を予定するときの入場者数の増える工夫は。平成25年度の予定演目は。との質疑に。

各種公演時に実施するアンケートを参考に予定を立てています。現在のところ、太鼓、ジャズ、小中学校の芸術鑑賞会を予定していますが、その他の演目は検討中です。との答弁がありました。

今まで申し上げたもののほか、保育料滞納繰越者数、福祉巡回バスの小型化の可能性及び運行体制、2市1町共通無料入浴券利用状況、放課後児童クラブ施設整備の今後の見通し、各種検診率動向、妊婦健診医療費助成状況、こども医療費助成受給割合、消防団員充足率、Jアラート運用状況、こども相談事業の状況等、学校のAEDの夜間利用体制、ALTの成果と課題等、家庭教育学級内容、生涯学習関係の各種教室の開催予定内容、スポーツ推進費謝礼内容、全国大会等出場者の広報、各地区体育大会への助成方法に関する質疑がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第26号は、多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計予算について報告します。

委員から、基金積立金の現在高は。インフルエンザの流行等に備えているということだが、どの程度の流行で基金を取り崩すのか。新型インフルエンザ等対策本部条例との関連は。との質疑に。

2月末現在で2億5,800万円余です。基金は、療養給付費等の支払いが不足する場合に取り崩すものです。医療費の増高とインフルエンザの流行の時期が酷似しているので、説明時に利用していますが、インフルエンザの流行の度合いにより取り崩しの目安があるわけではありません。新型インフルエンザ等対策本部が設置されるような場面では、医療費が急激に増えることが考えられますので、その意味では取り崩しが考えられます。との答弁がありました。

委員から、国庫支出金の増加理由は。との質疑に。

療養給付費等負担金は、国が療養給付費等の32%を負担していますので、療養給付費等の増加に伴う増額です。普通財政調整交付金は、保険者間の財政力の不均衡を調整するもので、前期高齢者交付金と関係が深く、前期高齢者交付金が減少するため増額となるものです。との答弁がありました。

委員から、脳ドック検診の内容及び受診者は。との質疑に。

検診内容は頭部MRI及び頭部MRAで80人が受診しています。との答弁がありました。

今まで申し上げたもののほか、過去10年間の国保税の推移に関する質問がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第27号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計予算について報告します。

委員から、基金繰入金の増額理由は。との質疑に。

財源は、基金と償還金が主なものであるため、貸付予定金額に比べて償還金が少ないと基金を繰り入れるしかありません。との答弁がありました。

委員から、申し込み基準と所得制限は。との質疑に。

高校、専門学校、大学入学予定者が申し込むことができます。日本学生機構と同じ程度の所得制限があり、家族4人で950万円が目安になります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第28号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計予算について報告します。

委員から、昨年の中島新聞報道で、保険料が平均値上げ額2,246円、平均保険料は6万1,813円になるとのことであったが、その真偽は。との質疑に。

報道のとおりです。との答弁がありました。

委員から、滞納の実態は。との質疑に。

増える傾向にあります。原則は年金天引きですが、初回は現金納付のため、納付書が送付されても勘違いし、国保と同じ口座振替になっているとも思っていることでもありますので、滞納整理に努めています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第29号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 平成25年度小山町介護保険特別会計予算について報告します。

委員から、介護予防の充実に関する考えは。との質疑に。

現在は公費で実施しています「ふれあいサロン」、「ニコニコ元気教室」等がありますが、中島の「お出かけクラブ」のように地域でのボランティア活動の発生を願っています。いずれにしても、要介護状態を防ぐためや、要介護状態の進行を先送りするために、介護予防は重要なものと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第32号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された平成25年度予算5件の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、小山町非常備消防5分団車庫建設現場及び北郷小学校耐震化事業の現地視察を実施しましたことについても報告します。

以上です。

○議長（真田 勝君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第17 議案第26号 平成25年度小山町一般会計予算を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

○4番（高畑博行君） 議案第26号 平成25年度小山町一般会計予算について、反対の立場から討論いたします。

いわゆる3本の矢によるアベノミクスに株価は上昇し、急激な円安に沸き立っていますが、ガソリン代の高騰をはじめ、庶民の暮らしは相変わらずきゅうきゅうとしています。3本の矢の内の1つである大胆な金融緩和策についても、普通、金融緩和というのは金利を下げることですが、ゼロ金利状態が長く続く日本は、これ以上金利を下げることはできません。そこで、日銀に残された手段は、マネーの供給量を大幅に増やすことです。物価上昇2%目標に向けたこの種のデフレ脱却策は、まさに劇薬に等しいと言わざるを得ません。

また、2つ目の矢の財政出動の中身も、古い自民党政治で繰り返されてきた公共事業ばらまきの再来と言っても良いでしょう。春闘のさなか……（不規則発言あり）前提ですので言わせてください。春闘のさなか、一時金の増額やベースアップの決断をした企業もあるわけですが、中小企業への効果はいまだ期待薄ですし、消費者が財布のひもを緩め、消費動向が好転するとは到底思えません。果たして国民が期待しているようなデフレ脱却、景気回復、暮らしの安定が可能なのか、大きな疑問が残るところです。

そんな中での平成25年度小山町の予算編成であるわけですが、台風災害対応で緊縮型だった前年度までから一転して、過去2番目の大幅増額予算となりました。しかし、12年度当初比13億6,000万円、17.5%増の91億2,000万円の中身を分析すると、幾つもの疑問があり、反対の態度表明をせざるを得ません。

その理由のまず第1は、歳入の内、自主財源の柱となる町税は、前年度比0.5%減の37億9,700万円、それに対し、歳入の増額分は、国や県の補助金が主で、県支出金は前年度の約2.5倍、また町債は56%増の10億100万円と、歳入全体の11%を占めるに至りました。依存財源の増額による自主財源比率は57.6%に落ち込みました。自主財源不足を補うため、施設使用料の値上げを決めたのも記憶に新しいところです。実質的に町民に高負担を負わせる結果となっています。

反対の第2に挙げたいのが、条例の一部改正案でも反対したとおり、副町長2名の導入です。その反対理由については重複するので避けますが、副町長2名制の導入などのために、人件費は昨年度より5,600万円、3.2%増の18億1,200万円になっています。身を削る覚悟で進めるべき行財政改革に逆行するような副町長2名の導入と、それに伴う予算づけには反対せざるを得ません。

第3に、投資的経費の大幅増に対して、福祉、教育分野等の置き去り状態を指摘しないわけにはいきません。歳出を見ると、普通建設事業費が22億6,800万円、昨年度比で169.7%と最大です。これは新東名関連町道整備、きたごう保育園建設、デジタル行政無線機整備など、大型事業があるからですが、歳出全体に占める投資的経費は昨年度比12.2ポイント増の25.1%と大幅に伸びま

した。

これに対して、福祉や教育関連の日ごろから抱えている課題は放置されたままの状態です。74万円をかけて行おうとしているいきど保育園の芝生化などより、急を要する成美小の外トイレやプールの抜本的改修を急ぐべきですし、北郷小、足柄小放課後児童クラブの移転もいつまでも引き延ばしせず、早急にスケジュール化すべきです。

第4に、相変わらず職員の非正規化の改善がなされていない点を挙げます。加えて、非正規職員、臨時職員の待遇改善が予算案の中で進んでいません。保育園や幼稚園について言えば、保育や教育は常に待たなしであり、保育する、教育することに臨時はあり得ません。臨時職員は大きな賃金格差の中でも、懸命にその職責を果たしておられます。公共サービスの質を守るという立場からも、賃金格差や有給休暇、特別休暇などの待遇改善をする必要性は大です。

最後に、役場の組織・機構改革とそれに伴う人事異動が目まぐるしく変わっている点を挙げます。町長就任以来、次々に組織変更や担当職員の入れ替えを行ってきましたが、4月からまた機構改革を行います。今度はスタッフ制を廃止して、班制を復活するといいますが、毎年変わる組織に、町民はついていけません。介護保険の相談で、今後、健康福祉会館に行かなければいいのだがと心配です。町長戦略課という名称もいかがなものかと考えます。町長個人の戦略を遂行するための課だと誤解されかねません。町政戦略課という表現でなくてはおかしいのではないのでしょうか。

る考えを述べましたが、以上で平成25年度小山町一般会計予算についての反対討論といたします。

○議長（真田 勝君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

○12番（鷹嶋邦彦君） 私は、議第26号 平成25年度小山町一般会計当初予算に対し、賛成の立場で討論を行います。

まずはじめに、当初予算は91億2,000万円、前年度と比較すると13億6,000万円、17.5%の増で、積極型の攻めの予算を提案したことに賛同の意を表したいと思います。特徴として、小山町が元気になるための歩みを更に確実にし、町民の期待に応えられるように、限られた財源の中で効率的な予算が編成されていることです。

主な事業として、まず新東名関連町道整備事業です。これは平成32年開通予定の新東名（仮称）小山パーキングエリアへのアクセス道路の整備事業であります。新東名高速道路の沿線に带状に広がる一定の地域を新しい日本再生のモデル地域とする内陸フロンティア構想は、町政発展のためにも最も大切な事業であり、インフラ整備は必要不可欠な事業であります。

次に、企業誘致対策事業であります。小山町を元気にするため、また定住人口を増やしていくためには仕事の間が必要不可欠な条件です。そのためには、企業誘致に積極的に取り組むことが必要であり、光ファイバ網整備、湯船原地区開発可能調査等の事業の推進は、町の活性化を促していくものと考えます。

更に、防災関連事業であります。東日本大震災や平成22年9月の小山町を襲った台風災害等、いつ起こるかかわからない災害に備えることは、町民にとって最も重要なことでもあります。町の教育施設の耐震化は全て終了しているものと認識しておりますが、保育施設の耐震化事業、デジタル行政無線機整備事業等、防災対策に取り組み、町民にとって今まで以上に安心安全な町になるものと考えます。

以上、町の活性化と町民の福祉向上に努めている町の100年の大計を考えられた本予算への、私の賛成討論といたします。

○議長（真田 勝君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立多数です。したがって、議案第26号は、各委員長報告のとおり可決されました。

それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 議案第27号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第28号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第29号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第30号 平成25年度小山町下水道事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第31号 平成25年度小山町土地取得特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第32号 平成25年度小山町介護保険特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第33号 平成25年度小山町水道事業会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

それでは、ここ15分間休憩いたします。

午後1時08分 休憩

午後1時26分 再開

○議長(真田 勝君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま町長から同意第1号及び第2号の小山町副町長の選任について、同意第3号 小山町固定資産評価員の選任についての計3件の追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、町長提出の同意第1号から同意第3号までの3議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付しておりますので、よろしく願いいたします。

追加日程第1 町長提案説明(同意第1号～同意第3号)

○議長(真田 勝君) 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、同意第1号から同意第3号までの3議案について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 追加提案いたします議案は、副町長の選任が2件、固定資産評価員の選任が1件の、合計3件の人事案件でございます。

議案の内容につきましては、後ほど御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、御同意賜りますよう、お願いを申し上げます。

追加日程第2 同意第1号 小山町副町長の選任について

○議長(真田 勝君) 追加日程第2 同意第1号 小山町副町長の選任についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 同意第1号 小山町副町長の選任についてであります。

はじめに、副町長であります土村暁文さんから、一身上の都合により、本年度末の3月31日をもって退職したい旨の申し出がありましたので、これを承認いたしました。

土村副町長には平成23年6月から1年9か月余りに亘り、堅実かつ誠実に町政発展のために御尽力をいただきました。ここに深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

さて、先ほど副町長定数条例の一部を改正する条例につきまして議決をいただきましたので、平成25年度から副町長を1人増員して2人制とし、町政運営を行ってまいりたいと考えております。

そこで、土村副町長の職務を引き継ぐ統括担当副町長に、小山町菅沼745番地の21にお住まいの田代 章さんの選任を御提案いたします。

田代さんは現在、社団法人静岡県私立幼稚園振興協会に勤務され、事務局長を務められておりますが、本年3月31日をもって退職されることとなっております。

田代さんは昭和49年に静岡県に奉職され、熱海財務事務所を皮切りに、御殿場保健所、都市住宅部土地対策課などに勤務され、教育委員会事務局財務課長、企画部総括企画監、建設部管理局長の要職を歴任の後、平成23年3月に東部健康福祉センター所長を最後に定年退職され、現在に至っております。

田代さんは温厚な性格で、かつ地方行政にも精通されており、今まさに小山町が取り組まなければならない地域振興、資源を生かした夢のある希望と活力にあふれるまちづくりを進める上で、統括担当副町長として最もふさわしい人材であると確信をいたしております。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第1号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、同意第1号は、これに同意することに決定し

ました。

追加日程第3 同意第2号 小山町副町長の選任について

○議長(真田 勝君) 追加日程第3 同意第2号 小山町副町長の選任についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 同意第2号 小山町副町長の選任についてであります。

総合計画実施計画に基づく各種事業の積極的な推進と、第8次行政改革大綱に基づく事務事業の重点化と合理化を両立し、迅速に重要施策の決定に対応するために、財政・行政改革担当副町長を、現在、埼玉県さいたま市見沼区南中丸1393の8にお住まいの柳井弘之さんの選任を御提案いたします。

柳井さんは大分県の御出身で、昭和46年に熊本国税局に採用され、翌年に大阪国税局に移られ、昭和51年に大蔵省主計局に栄転となり、以降、国の予算編成に参画し、予算調整等を通じて環境省・防衛省・厚生労働省・通商産業省・文部科学技術省などの予算作成業務に従事され、主計局主計官補佐の要職を務められてきました。

また、財務局においては地方公共団体との調整による国有財産の効果的・効率的な維持、管理、処分等に従事されるほか、独立行政法人、認可法人、特殊会社等へも出向され、それぞれの機関において予算・決算等経理業務や総務業務に従事されておられました。

柳井さんは、現在、財務省から出向し、民間会社の輸出入・港湾情報処理センター株式会社に勤務され、経理部長を務められております。今年度末の3月31日付で財務省を退官されることになっております。

厳しい財政状況が続く中でありますが、来年度から新東名高速道路整備に伴う小山パーキングエリア周辺地域の開発、内陸フロンティアを拓く取組における湯船原地区の開発、富士山世界文化遺産登録関連事業や山地強靱化事業などの大型プロジェクトを積極的に推進していく必要があります。そのためには、いち早く中央の情報等を入手し、国の補助金、交付金等の獲得交渉を強力に行う必要があります。

そこで、国家公務員としての豊かな知識と経験があり、国の予算編成業務を通じて、各省庁の補助金、交付金制度等に精通するとともに、多くの人脈を有する柳井さんは、財政・行政改革担当副町長に最もふさわしい人材であると確信をいたしております。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議はありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第2号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立多数です。したがって、同意第2号は、これに同意することに決定しました。

追加日程第4 同意第3号 小山町固定資産評価員の選任について

○議長(真田 勝君) 追加日程第4 同意第3号 小山町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 同意第3号 小山町固定資産評価員の選任についてであります。

本案は、地方税法の規定により、市町村に固定資産評価員を設置することとされ、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者の内から、市町村長が当該市町村の議会の同意を得て選任することとなっております。

町はこれまで、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者として、副町長を選任しておりました。そこで新たに、統括担当副町長の選任の同意をいただきました田代 章さんを固定資産評価員として選任したく、御提案をいたします。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議はありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(真田 勝君) 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第3号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、同意第3号は、これに同意することに決定しました。

次に、3月末日をもちまして退任されます土村副町長がおられますので、退任に当たり、ここで御挨拶をいただきたいと思います。副町長 土村暁文君。

○副町長（土村暁文君） このたび一身上の都合によりまして、3月31日をもって退職させていただくこととなりました。

一昨年の6月、まだ22年の災害復旧のさなか、赴任いたしましてから今日まで、議会の皆様方におかれましては、多大な御支援と御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

町制施行100周年という節目の時期に副町長を拝命し、町民の皆様とともに記念事業を実施することができましたことは、大変光栄に思っております。

小山町は、本年2月には県が進めます内陸フロンティアを拓く総合特区の地域にも指定され、今後、ますますの発展が期待されております。

立場は変わりましたが、引き続き小山町を応援していく所存です。

約2年間ではございましたが、大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（真田 勝君） 御苦労さまでした。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事日程は全部終了しました。

これで会議を閉じ、平成25年第1回小山町議会3月定例会を閉会といたします。

午後1時43分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	真	田	勝
署	名	議	員	池	谷	弘
署	名	議	員	高	畑	博行